

長 門 市

一般廃棄物処理基本計画



みんなでつくる 循環型社会のまち
ながと



令和4年3月
長 門 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の目的	1-1
第2節 計画期間	1-2
第3節 計画対象廃棄物	1-4

第2章 地域特性

第1節 自然環境	2-1
第2節 社会環境	2-4
第3節 生活環境	2-6
第4節 都市環境	2-7
第5節 長門市総合計画	2-9

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状	3-1
第2節 基本理念・基本方針	3-27
第3節 施策の体系	3-39
第4節 目標を達成するための施策	3-40
第5節 ごみ処理計画	3-48
第6節 食品ロス削減推進計画	3-51

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状と課題	4-1
第2節 生活排水処理の目標	4-10
第3節 生活排水処理の計画	4-12
第4節 し尿及び汚泥の処理計画	4-13
第5節 その他の計画	4-15

第1章

計画策定の趣旨

第1節 計画の目的

産業革命以降、人の活動の多様化に伴い、天然資源の枯渇や地球温暖化など、人類の生存基盤に深く関わる地球規模での環境問題が生じています。こうした状況の中で、平成 27 年 9 月、国連サミットにおいて、SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」（図表 1-1）が、また、平成 27 年 12 月に第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択されました。

国においては、平成 30 年 4 月「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。その中で地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進しています。また、平成 30 年 6 月には、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、持続可能な社会づくりと総合的な取組に関する将来像が定められています。令和元年 10 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）の施行、令和 3 年 6 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）の成立などにより、廃棄物の削減に加え、食品ロス削減、プラスチック類の削減など、ごみ減量の質も求められるようになっていきます。

長門市（以下「本市」という。）は、平成 17 年 3 月の市町合併後、平成 19 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成 19 年度から平成 33 年度）（以下「前計画」という。）を策定し、循環型社会の形成に向けて、各種施策に取り組んできました。計画策定から 8 年経過した平成 25 年度に当初計画の見直しを行うとともに、萩・長門清掃一部事務組合の萩・長門清掃工場「はなもゆ」（以下「萩・長門清掃工場」という。）の稼働開始（平成 27 年度）、し尿等前処理施設の稼働開始（平成 28 年度）、長門市リサイクル施設の稼働開始（平成 29 年度）など、一般廃棄物処理における状況の変化を踏まえた改訂を行い、さらなるごみの減量と再資源化、公共用水域の水質保全を行ってきました。

前計画策定後の一般廃棄物処理状況として、ごみ排出量の減量化は、計画どおりに実現できていますが、再資源化率は目標値に達成していない状況です。今後継続してごみの減量に取り組むうえで、再資源化の推進のほかに、食品ロス削減やプラスチック類の削減など新たな取組が必要です。

これらを踏まえ、本市では、令和 3 年度に前計画の目標年を迎えるにあたり、上記のような社会情勢や、本市の一般廃棄物処理状況の変化を踏まえ、次期一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）の策定を行います。

本計画では市民、事業者、行政の 3 者や地域間での連携をさらに強化することにより持続可能な社会を実現し、「循環型社会のまち・ながと」を未来へつなぐことを目的とします。

▼図表 1-1 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標 SDGs

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成 27 年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、掲げられた 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGs は 17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



The image shows the 17 Sustainable Development Goals (SDGs) arranged in a 4x4 grid. Each goal is represented by a colored square with a white icon and a number. The goals are: 1. No Poverty, 2. Zero Hunger, 3. Good Health and Well-being, 4. Quality Education, 5. Gender Equality, 6. Clean Water and Sanitation, 7. Affordable and Clean Energy, 8. Decent Work and Economic Growth, 9. Industry, Innovation and Infrastructure, 10. Reduced Inequalities, 11. Sustainable Cities and Communities, 12. Responsible Consumption and Production, 13. Climate Action, 14. Life Below Water, 15. Life on Land, 16. Peace, Justice and Strong Institutions, 17. Partnerships for the Goals.

第2節 計画期間

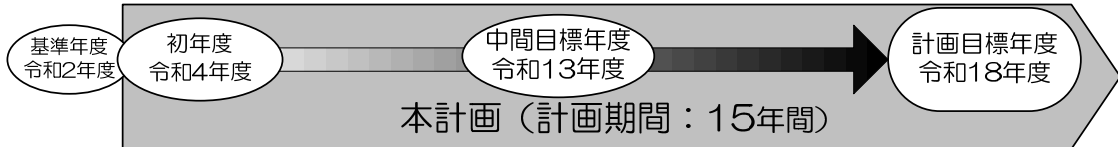
本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、市の法定計画として位置づけられ、令和 4 年度を初年度とし、令和 13 年度を中間目標年度、令和 18 年度を計画目標年度とする 15 年間の計画とします。

また、食品ロス削減推進法第 13 条で規定する「市町村食品ロス削減推進計画」としても位置づけます。

なお、計画策定の前提となっている諸条件が大きく変動した場合には必要に応じて概ね 5 年おきに本計画の見直しを行います。

図表 1-2 に計画期間、図表 1-3 に本計画の位置づけを示します。

▼図表 1-2 計画期間



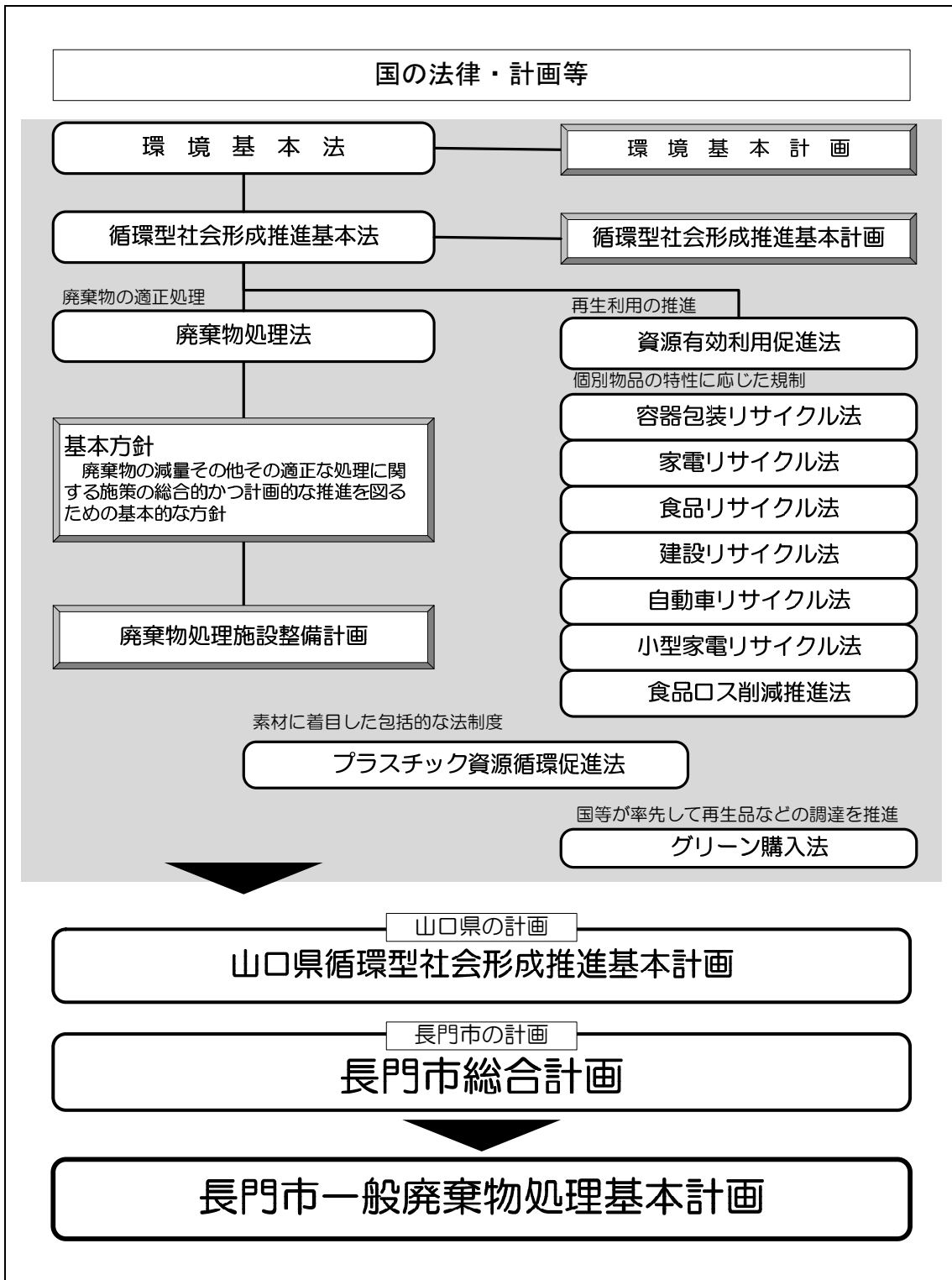
The diagram shows a timeline for the plan. It starts with a circle labeled '基準年度 令和2年度' (Basis Year: Reiwa 2). An arrow points to a circle labeled '初年度 令和4年度' (First Year: Reiwa 4). Another arrow points to a circle labeled '中間目標年度 令和13年度' (Intermediate Target Year: Reiwa 13). A final arrow points to a circle labeled '計画目標年度 令和18年度' (Planning Target Year: Reiwa 18). Below the timeline, it says '本計画（計画期間：15年間）' (This Plan (Planning Period: 15 years)).

基 準 年 度：ごみ排出抑制目標等の数値目標を設定するための現状を示すもので、本計画では令和 2 年度とする。

中間目標年度：ごみ排出抑制などの長期的な目標値の達成状況を確認するために、10 年後の令和 13 年度とする。

計画目標年度：計画期間を 15 年間とし、令和 18 年度とする。

▼図表 1-3 基本計画の位置づけ



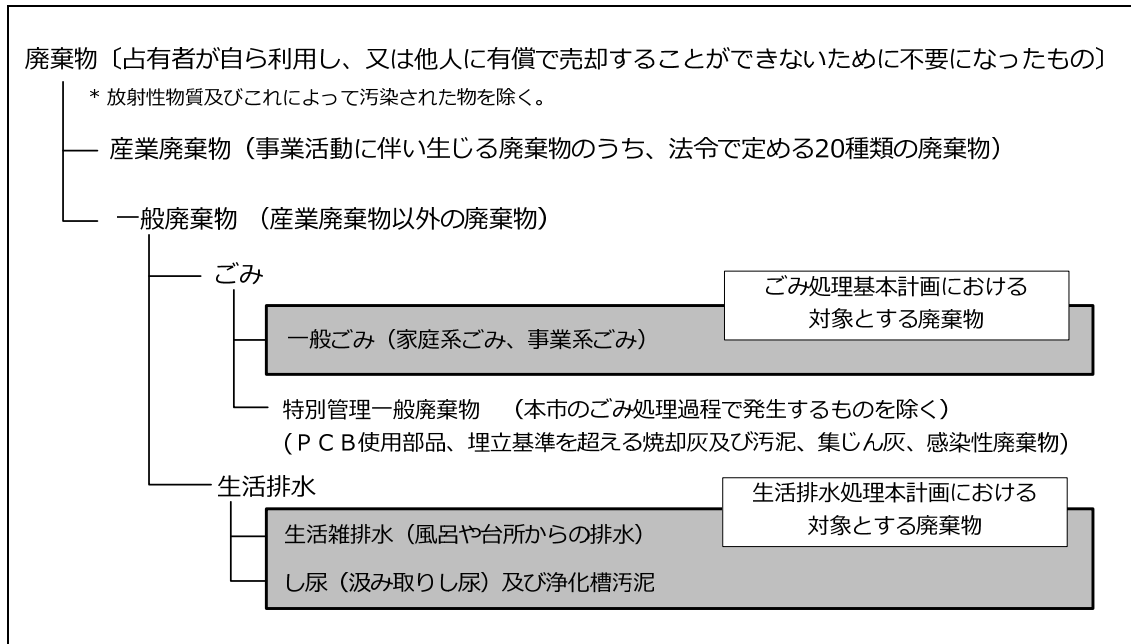
注) 法律名は略称

第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-4 に示すとおり本市管内で発生するごみ及び生活排水を対象とします。

なお、ごみのうち、本市による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表 1-5 に示すとおりです。

▼図表 1-4 対象廃棄物



▼図表 1-5 対象外廃棄物

区 分	処理・処分先
家電リサイクル法適用物	・家電リサイクル法に基づき、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンについては、販売店及び指定引取場所での引き取りとする。
パソコン	・資源有効利用促進法に基づき、製造メーカーによる引取・資源化を行う。
自動車	・自動車リサイクル法に基づき、製造メーカーによる引取・資源化を行う。
処理困難物	・以下に示す品目については、販売業者などの引き取りとする。 原付・バイク、バッテリー、耐火金庫、タイヤ、農薬・劇薬、大型農機具、漁具・漁網、建築廃材、消火器、ハウス用ビニールなどの農業用資材、医療廃棄物など

第2章

地域特性

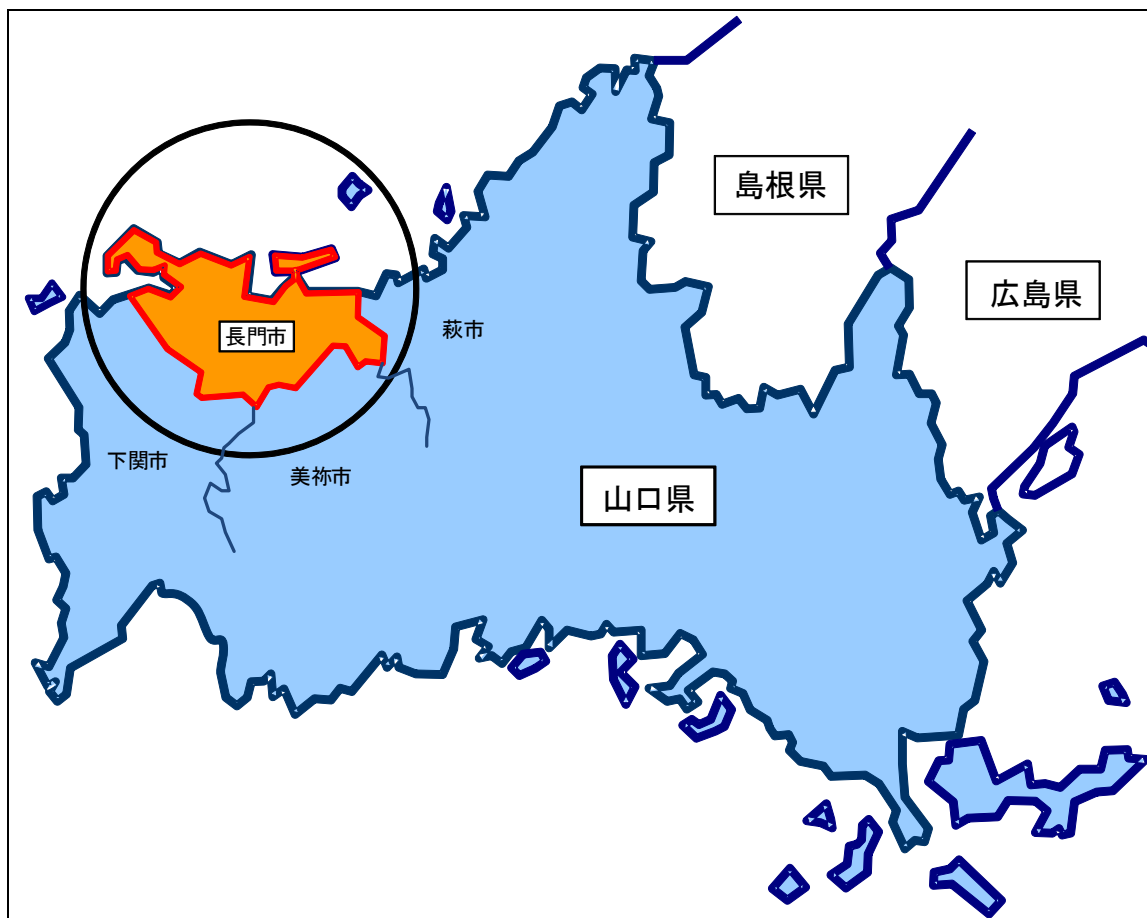
第1節 自然環境

1 位置

本市は山口県の北西部に位置し、東西約 40 km、南北約 20 km、面積 357.31 km²（令和 3 年 4 月 1 日現在）の広さを有しています。東部は萩市に接し、南西部は下関市、南部は美祢市に接し、北部は日本海に面しています。

図表 2-1 に位置図を示します。

▼図表 2-1 位置図



2 地勢

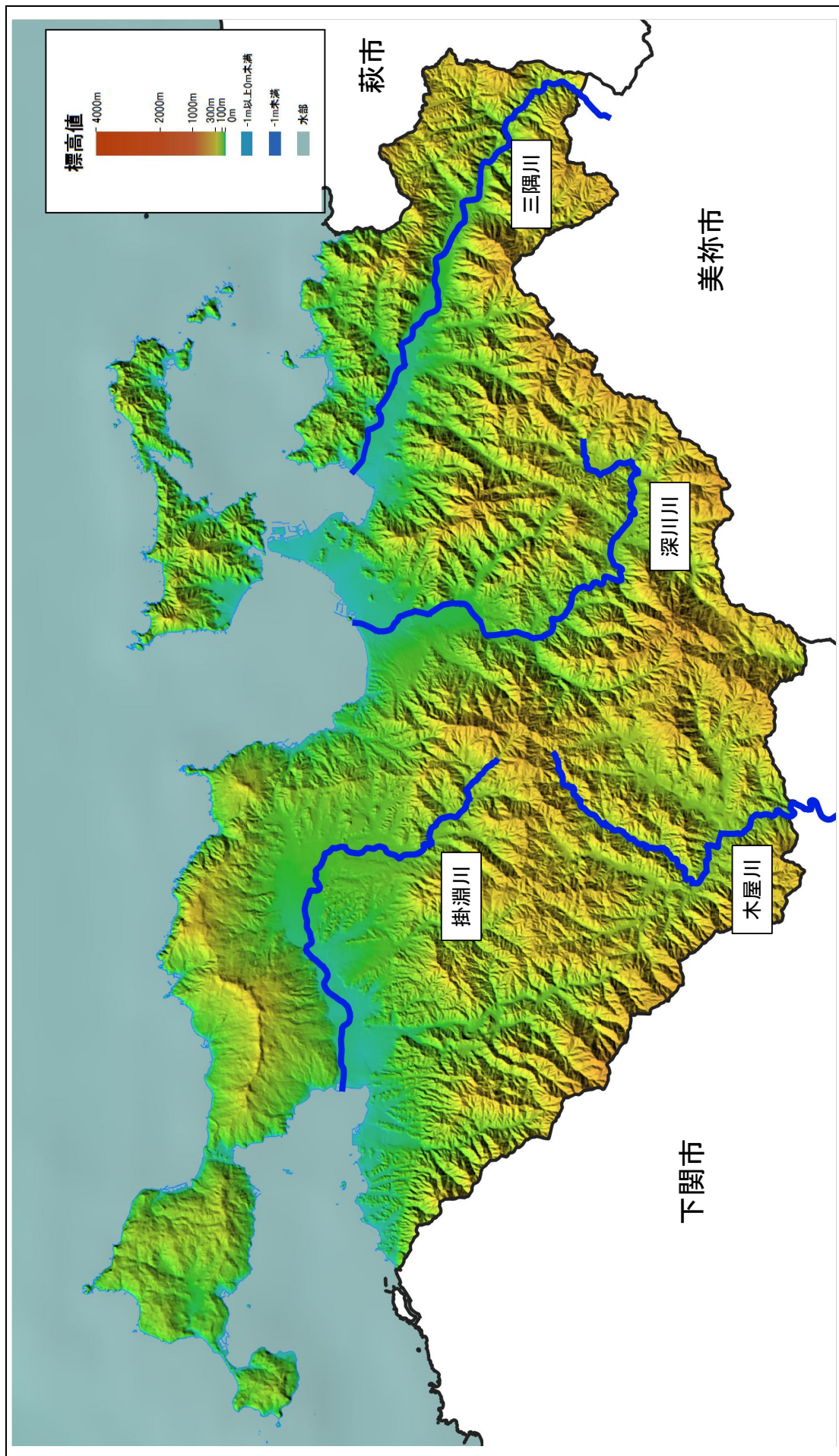
本市の沿岸部は、青海島をはじめ、湾や半島、小さな島々など火山活動による隆起・沈下や海食によって複雑な海岸線が形成され、北長門海岸国定公園に指定されています。

また、南部は中国山脈の支脈による山地となっており、湯本、俵山の 2 つの温泉郷があるなど、豊かな自然環境が形成されています。

河川については、仙崎湾に注ぐ三隅川水系、浅田川水系、深川湾に注ぐ深川川水系、走下川水系、油谷湾に流れる小田川水系、本郷川水系、掛淵川水系、浅井川水系、泉川水系、下関市へ流れる木屋川水系と数多くの水系が存在しています。

図表 2-2 に地勢図を示します。

▼図表 2-2 地勢図



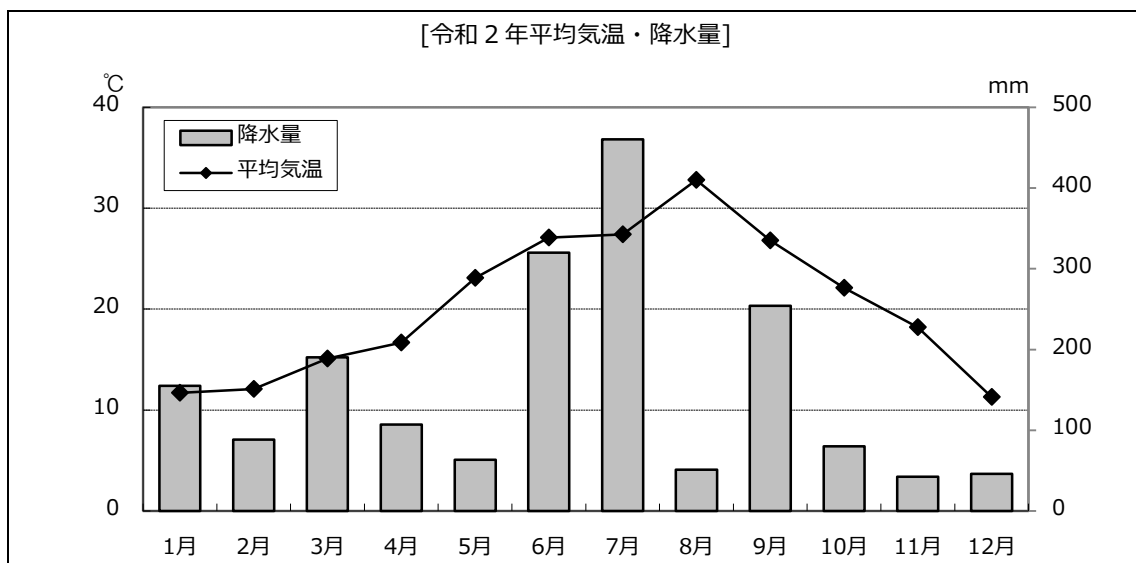
3 気候

本市は、比較的温暖で雨が多い気候ですが、冬には降雪が観測されることもあります。年々気温の上昇がみられ、近年 5 年間の年平均気温は 20.0～20.6℃、年間降水量は、1,387～2,167mm です。

図表 2-3 に本市の降水量及び平均気温を示します。

▼図表 2-3 降水量及び平均気温（油谷地域気象観測所）

年	平均気温（℃）	降水量（mm）
平成 28 年	20.4	2,167
平成 29 年	20.0	1,387
平成 30 年	20.2	1,858
令和元年	20.6	1,902
令和 2 年	20.4	1,859
1 月	11.7	155
2 月	12.1	88.5
3 月	15.1	190.5
4 月	16.7	107
5 月	23.1	64
6 月	27.1	320
7 月	27.4	461
8 月	32.8	51
9 月	26.8	254
10 月	22.1	80
11 月	18.2	43
12 月	11.3	46



資料：気象庁「気象観測データ」

第2節 社会環境

1 人口及び世帯数

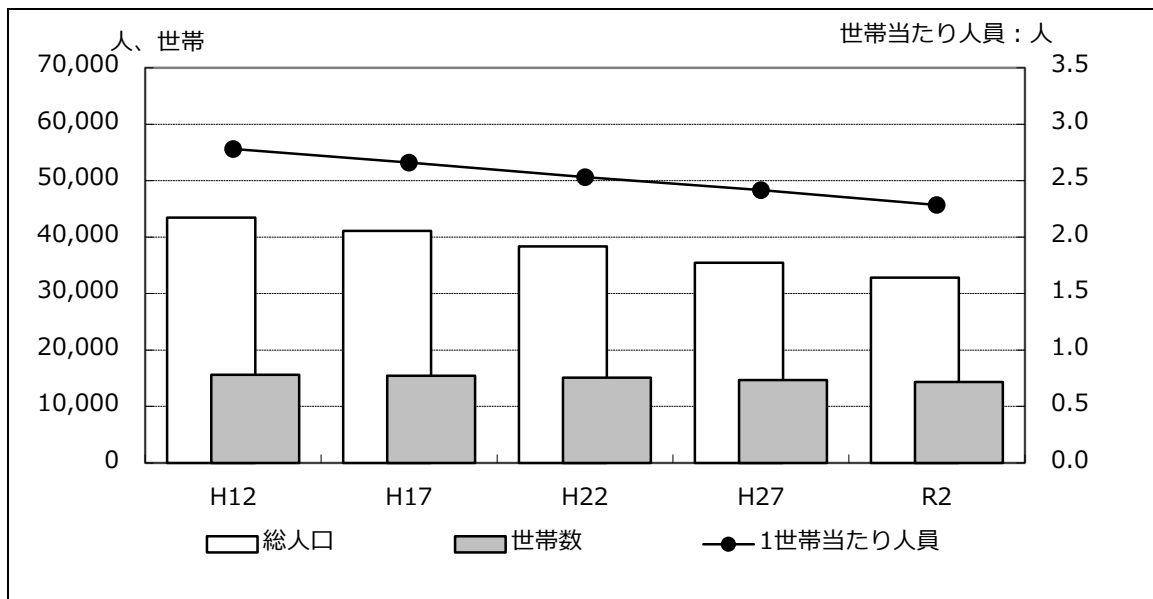
本市の人口は図表 2-4 に示すとおり減少傾向にあり、平成 12 年に 43,473 人であった人口が、令和 2 年には 32,817 人まで減少しています。

また、世帯数は、平成 12 年の 15,628 世帯と比べ、令和 2 年では 14,363 世帯と大幅に減少しています。さらに、1 世帯当たり人員は、平成 12 年の 2.78 人から令和 2 年には 2.28 人に減少しており、核家族化の進行や単身世帯の増加等がうかがえます。

総人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は、図表 2-5 に示すとおり 43%になります。

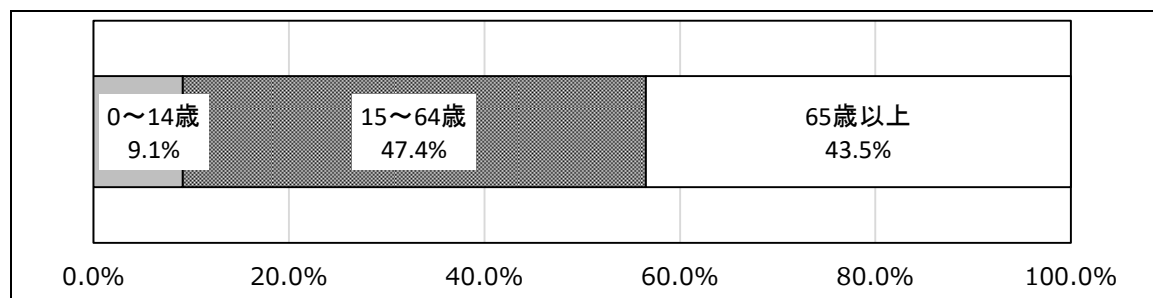
▼図表 2-4 人口及び世帯数の推移

項 目	単位	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総 人 口	人	43,473	41,127	38,349	35,439	32,817
世 帯 数	世帯	15,628	15,455	15,143	14,666	14,363
1 世帯当たり人員	人	2.78	2.66	2.53	2.42	2.28



資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

▼図表 2-5 年齢階層別人口割合



注）基準日：令和 3 年 3 月 31 日、年齢基準日：令和 3 年 4 月 1 日

2 産業

本市の就業人口は、図表 2-6 に示すとおりすべての産業において平成 7 年から平成 27 年にかけて減少傾向となっています。

業種別に内訳をみると、第 1 次産業ではすべての業種で、第 2 次産業では建設業、製造業の減少がみられます。第 3 次産業では、サービス業が増加傾向ですが、それ以外は減少傾向となっています。

▼図表 2-6 産業別就業人口の推移

分類	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
就業者総数	24,673	100.00	22,948	100.00	21,353	100.00	18,430	100.00	17,892	100.00
第1次産業	5,038	20.42	4,127	17.98	3,591	16.82	2,741	14.87	2,348	13.12
農業	3,191	12.93	2,588	11.28	2,354	11.02	1,760	9.55	1,593	8.90
林業	67	0.27	70	0.31	25	0.12	76	0.41	59	0.33
漁業	1,780	7.21	1,469	6.40	1,212	5.68	905	4.91	696	3.89
第2次産業	6,652	26.96	6,040	26.32	5,313	24.88	4,339	23.54	4,002	22.37
鉱業・採石業・砂利採取業	50	0.20	62	0.27	51	0.24	49	0.27	50	0.28
建設業	2,427	9.84	2,603	11.34	1,973	9.24	1,493	8.10	1,313	7.34
製造業	4,079	16.53	3,259	14.20	3,218	15.07	2,738	14.86	2,577	14.40
電気・ガス・熱供給・水道業	96	0.39	116	0.51	71	0.33	59	0.32	62	0.35
第3次産業	12,977	52.60	12,763	55.62	12,407	58.10	11,278	61.19	10,882	60.82
運輸通信業	1,502	6.09	1,317	5.74	1,033	4.84	990	5.37	809	4.52
卸売・小売業	4,279	17.34	3,958	17.25	3,218	15.07	2,601	14.11	2,334	13.04
金融業・保険業	361	1.46	341	1.49	264	1.24	241	1.31	207	1.16
不動産業、物品賃貸業	39	0.16	50	0.22	52	0.24	108	0.59	102	0.57
サービス業	5,998	24.31	6,299	27.45	7,095	33.23	6,673	36.21	6,766	37.82
公務(他に分類されないもの)	798	3.23	798	3.48	745	3.49	665	3.61	664	3.71
分類不能	6	0.02	18	0.08	42	0.20	72	0.39	70	0.39

資料：総務省「国勢調査」

3 観光

本市の観光名所は、青海島などの北長門海岸国定公園や、湯本、俵山、湯免、黄波戸、油谷などの温泉のほか、金子みすゞ記念館、香月泰男美術館などがあります。また、「日本の棚田百選」に選ばれている東後畑の棚田や俵島（国指定名勝及び天然記念物）、川尻岬など自然名所も豊富です。元乃隅神社が、平成 27 年にアメリカのテレビ局・CNN が発表した「日本で最も美しい場所 31」のひとつに選出され、平成 28 年には、湯本温泉の再生を目的とし、「長門湯本温泉観光まちづくり計画」を策定し、魅力ある景観づくりを進めています。また平成 29 年 10 月に「センザキッチン」がオープンするなど、年々観光客数は増加傾向にありましたが、令和元年、令和 2 年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための施設の臨時休館やイベント開催の中止等により減少となっています。図表 2-7 に観光客数の推移を示します。

▼図表 2-7 年度別観光客数

項 目	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
県外客	千人	608	815	1,137	1,040	818
県内客	千人	942	1,333	1,401	1,371	818
総数	千人	1,550	2,148	2,538	2,411	1,636

資料：県観光政策課「山口県観光客動態調査」

第3節 生活環境

1 上水道

本市の上水道の状況は、図表 2-8 に示すとおりです。

人口の変動により若干の普及率の変動があるものの、平成 30 年度の山口県の 93.7% に比べて本市は 95.4% と高い普及率となっています。

▼図表 2-8 長門市水道普及状況

項 目		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度 (山口県)
総数	箇所数	箇所	9	9	4	4	4	81
	給水人口	人	33,414	32,816	32,188	31,616	30,946	1,273,135
	年間給水量	千㎡	4,858	4,725	4,949	4,973	4,728	175,010
上水道	箇所数	箇所	2	2	1	1	1	15
	給水人口	人	24,270	23,827	31,862	31,300	30,648	1,255,367
	年間給水量	千㎡	3,552	3,465	4,878	4,903	4,650	173,393
簡易 水道	箇所数	箇所	5	5	1	1	1	26
	給水人口	人	9,136	8,983	320	310	292	12,244
	年間給水量	千㎡	1,306	1,260	71	70	78	1,617
専用 水道	箇所数	箇所	2	2	2	2	2	40
	給水人口	人	8	6	6	6	6	5,524
普及率		%	95.3	95.3	95.4	95.4	92.7	93.7

注) 1.自己水源以外のものを含まない。
2.専用水道を含まない。
3.普及率＝給水人口/行政区域内人口×100

資料：山口県「統計年鑑」(各年度 3 月 31 日現在)

2 下水道

本市の下水道普及率は、図表 2-9 に示すとおり令和元年度末で 49.3% となっています。

山口県の 66.8% と比べて、本市の下水道普及率は低い状況にあります。

▼図表 2-9 長門市下水道普及状況

項 目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和元年度 (山口県)
行政区域内人口	人	35,901	35,263	34,587	33,969	33,366	1,362,167
処理人口	人	17,350	17,135	16,896	16,670	16,461	909,423
普及率	%	48.3	48.6	48.9	49.1	49.3	66.8

注) 普及率＝処理人口/行政区域内人口×100

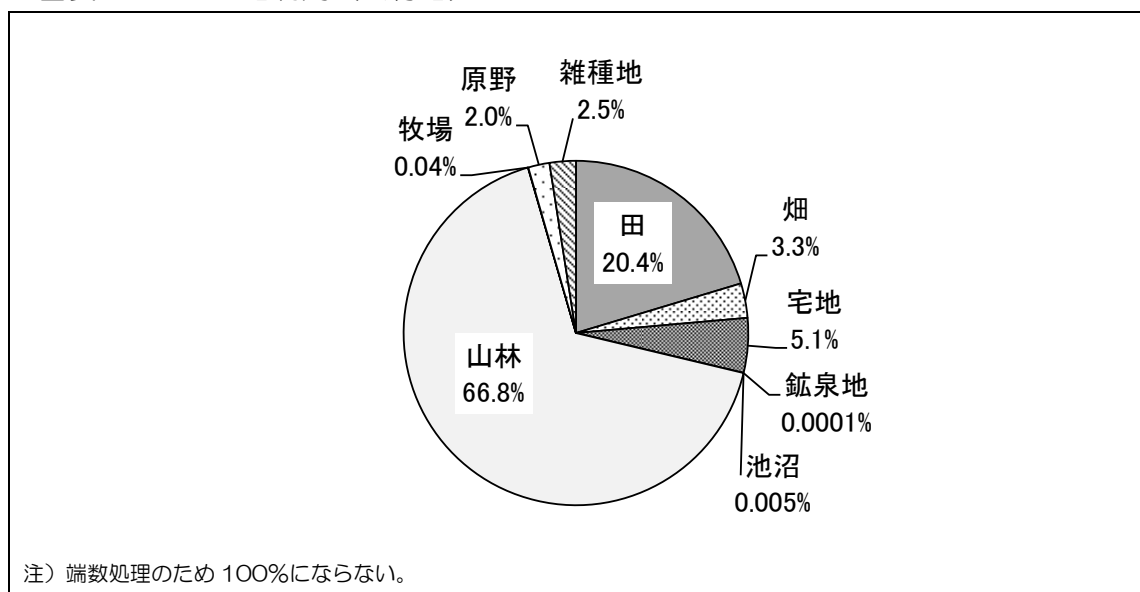
資料：山口県「統計年鑑」(各年度 3 月 31 日現在)

第4節 都市環境

1 土地利用

本市の土地利用状況は図表 2-10 に示すとおり山林が 66.8%を占め最も多く、次いで田が 20.4%、宅地が 5.1%、畑が 3.3%と続いています。山林及び田・畑の合計で 9 割以上を占めています。

▼図表 2-10 土地利用（私有地）



資料：山口県「統計年鑑」（令和元年 1 月 1 日現在）

2 住宅

本市の住宅状況は、図表 2-11 に示すとおりです。

本市は、「持ち家」の割合が最も多く、約 8 割を占めています。

▼図表 2-11 住居の種類、住居別（平成 27 年）

	総数	一般世帯の住宅種別					住宅以外 に住む 一般世帯	施設等の 世帯数
		持ち家	公営等の 借家	民間借家	給与住宅	間借り		
世帯数	14,666	11,291	649	1,809	355	97	427	38

注）住宅以外に住む一般世帯とは住居の種類が不詳の世帯

資料：総務省「国勢調査」

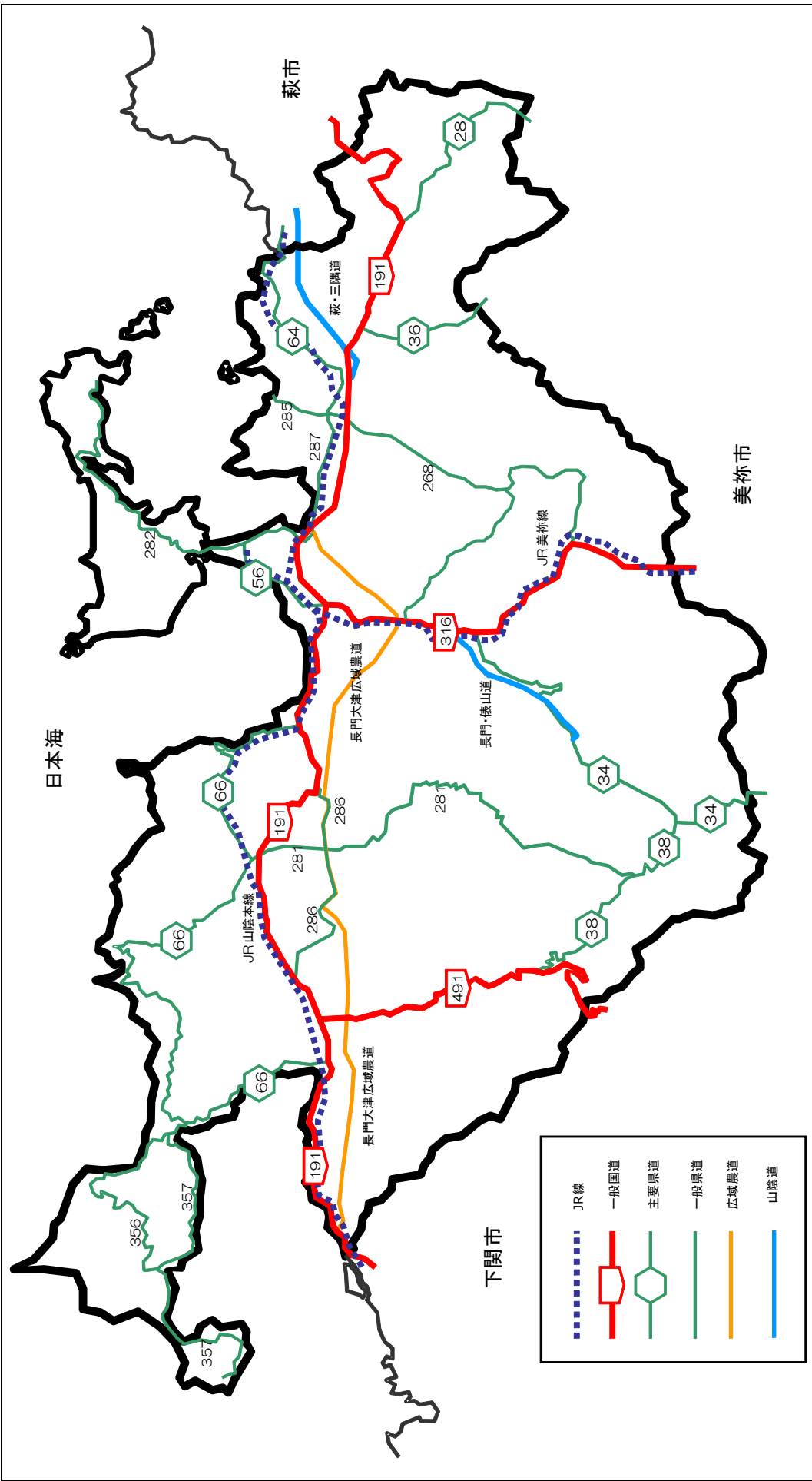
3 交通

本市の主要幹線は、日本海沿いに J R 山陰本線と平行して東西に貫く国道191号、南北方向に本市中心部と美祢市を結ぶ国道316号、油谷地区から下関方面へ向かう国道491号などがあります。

また、これらの国道を補完するように主要県道、一般県道及び広域農道が整備されています。

図表 2-12 に交通概要図を示します。

► 图表 2-12 交通概况



第5節 長門市総合計画

本市では、平成 29 年 3 月に『第 2 次長門市総合計画』を策定しています。

この計画は、本市の将来像「ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門」を実現していくために、基本理念の視点により 7 つの基本目標を掲げています。市の行政運営を総合的かつ計画的に進める指針であり、各種の計画や施策の基本となる最上位計画に位置づけられるものであります。

なお、一般廃棄物処理に係る事業は、「環境衛生の推進」のなかで、ごみの減量化・処理対策の充実や生活排水・し尿処理対策の充実などが掲げられています。

図表 2-13 に第 2 次長門市総合計画の概要を示します。

▼図表 2-13 第 2 次長門市総合計画の概要（1）

【計画名称】 : 第 2 次長門市総合計画

【基本計画の期間】 : 平成 29 年度～令和 8 年度

【策定年】 : 平成 29 年

【廃棄物処理に関する施策】

＜施策 1＞ごみの減量化・処理対策の充実

- 新分別制度の実施
- 新分別制度に係る説明会の実施、チラシの配布
- 新リサイクルセンターの整備
- 生ごみ処理機購入費補助制度の実施

＜施策 2＞生活排水・し尿処理対策の充実

- し尿前処理施設の運営
- 合併処理浄化槽設置補助制度の実施
- 合併処理浄化槽維持管理費補助制度の実施

＜施策 3＞環境美化の推進

- ごみステーション設置補助制度の実施
- 清掃・環境美化活動への用具等の支援
- 「長門市海岸清掃の日」や「クリーンウォーク」の実施

▼図表 2-13 第2次長門市総合計画の概要（2）

【主な施策の成果指針】				
指標	指標の説明	現状 (H27)	目標値	
			前期 (R3)	後期 (R8)
資源のリサイクル対策 の充実に関する満足度	市民アンケートで資源の リサイクル対策の充実に 満足とした割合	25.0%	30.0%	35.0%
リサイクル率	一般廃棄物処理量の内 再資源化した量の率	28.8%	36.1%	35.3%
ごみ排出量	一般廃棄物の年間排出量	13,719 t /年	12,378 t /年	11,410 t /年

第3章

ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみの分別

本市の分別区分は、図表 3-1 に示すとおりです。

分別区分は、燃えるごみ、資源ごみ、燃えないごみ、粗大ごみの4種類で、そのうち、資源ごみは、古紙・衣類、紙製容器包装類、プラスチック製容器包装類、ビン、缶、ペットボトルに分別することが必要であり、合計17分別としています。なお、事業系ごみも基本的には同じ分別区分です。

▼図表 3-1 ごみ種類別分別方式

区 分		ごみの種類	
①燃えるごみ		生ごみ、紙くず、皮製品、ぬいぐるみ、ポリバケツ、ハンガー、ビニール・ゴム製品、紙おむつ、剪定枝、アルミ箔、貝がら、洗面器、テープ類、CD、使い捨てカイロ 等	
資源ごみ	古紙・衣類	②新聞	新聞
		③ダンボール	ダンボール
		④雑誌・雑紙	雑誌・雑紙
		⑤牛乳パック	牛乳パック
		⑥衣類	衣類
	⑦紙製容器包装類		紙箱、紙製カップ類、紙袋類、包装紙、裏が銀色の紙パック類 等
	⑧プラスチック製容器包装類		プラ製カップ、弁当容器、洗剤等容器、プラ製袋、タマゴパック、トレー、発泡スチロール、チューブ 等
	ビン類	⑨無色	ジュース、酒、ドレッシング、海苔のびん 等
		⑩茶色	
		⑪その他色	
	⑫缶		アルミ缶、スチール缶、菓子缶、ミルク缶、のり缶、等
	⑬ペットボトル		ジュース、ミネラルウォーター、醤油・みりん・食酢、酒類
⑭燃えないごみ		金属バケツ、ペンキ缶、スプレー缶（塗料・殺虫剤・整髪剤等）、炊飯器、せともの・茶わん・皿、調理器具、なべ・やかん 等	
		⑮電池類	乾電池、ボタン電池
		⑯蛍光灯（管）	蛍光灯、蛍光管
⑰粗大ごみ		自転車、ふとん・シーツ類、じゅうたん、机、たんす、電子レンジ、ステレオ、たたみ、ガスコンロ 等	

2 ごみの排出量

2-1 年間排出量

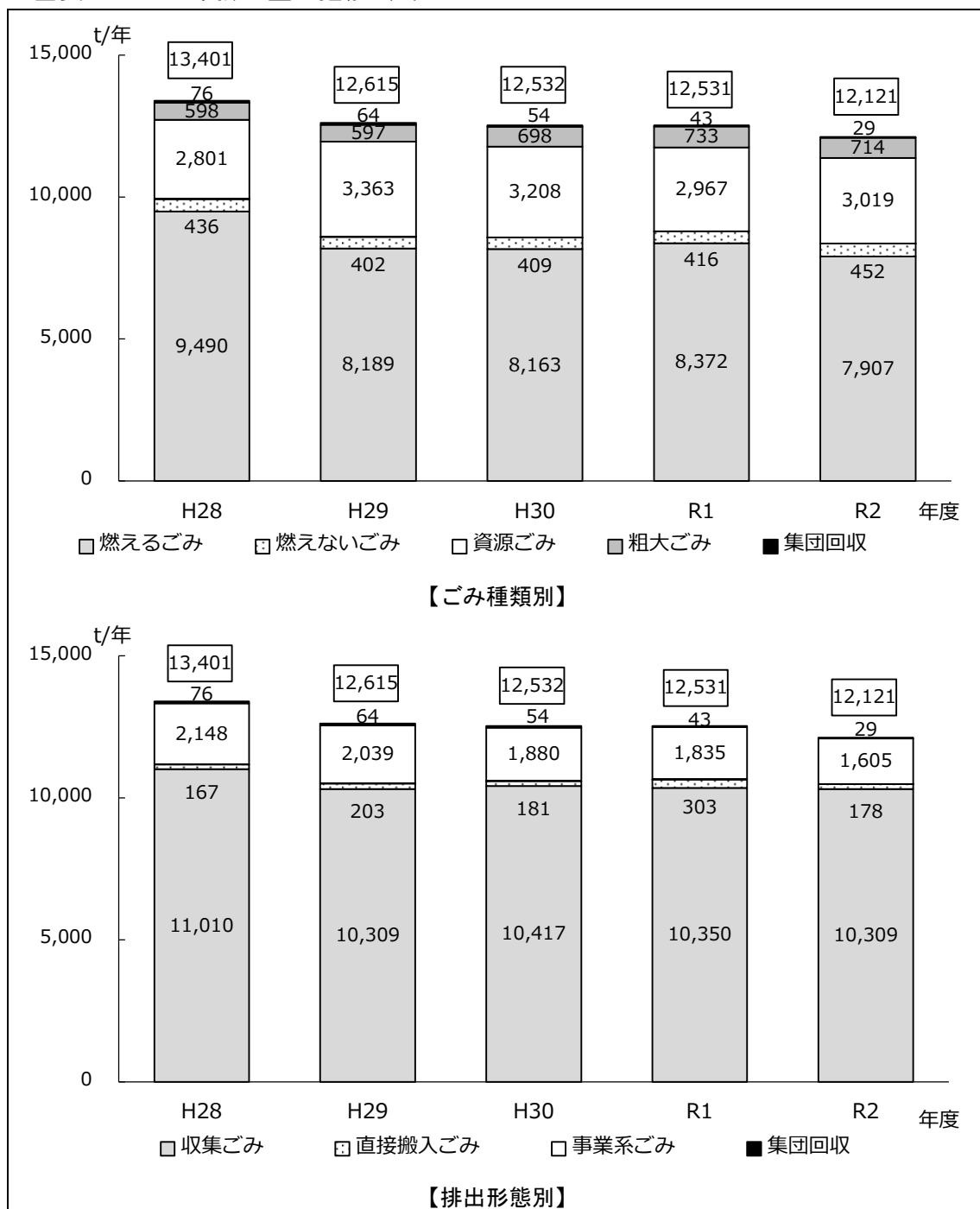
本市のごみ排出量の推移は図表 3-2 に示すとおりです。

本市におけるごみの年間排出量は、容器包装類の分別収集を開始した平成 29 年度に大きく減少しています。ごみ種類別にみると、平成 29 年度以降、燃えるごみは減少、燃えないごみ及び粗大ごみは増加、資源ごみと集団回収は減少で概ね推移しています。また、排出形態別にみると、収集ごみは横ばい、直接搬入ごみは 170～300t で変動し、事業系ごみは減少で推移しています。

▼図表 3-2 ごみ排出量の推移（1）

		単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人口（年度末）		人	35,263	34,587	33,969	33,366	32,819
燃える ごみ	収集	t	7,415	6,157	6,313	6,461	6,291
	直接搬入	t	75	109	79	188	79
	事業系	t	2,000	1,923	1,771	1,723	1,537
	計	t	9,490	8,189	8,163	8,372	7,907
燃えない ごみ	収集	t	367	326	347	352	386
	直接搬入	t	24	45	40	42	47
	事業系	t	45	31	22	22	19
	計	t	436	402	409	416	452
資源ごみ	収集	t	2,769	3,335	3,184	2,943	3,003
	直接搬入	t	-	-	-	-	-
	事業系	t	32	28	24	24	16
	計	t	2,801	3,363	3,208	2,967	3,019
粗大ごみ	収集	t	459	491	573	594	629
	直接搬入	t	68	49	62	73	52
	事業系	t	71	57	63	66	33
	計	t	598	597	698	733	714
合計		t	13,325	12,551	12,478	12,488	12,092
収集		t	11,010	10,309	10,417	10,350	10,309
直接搬入		t	167	203	181	303	178
事業系		t	2,148	2,039	1,880	1,835	1,605
集団回収		t	76	64	54	43	29
総合計		t	13,401	12,615	12,532	12,531	12,121

▼図表 3-2 ごみ排出量の推移（2）

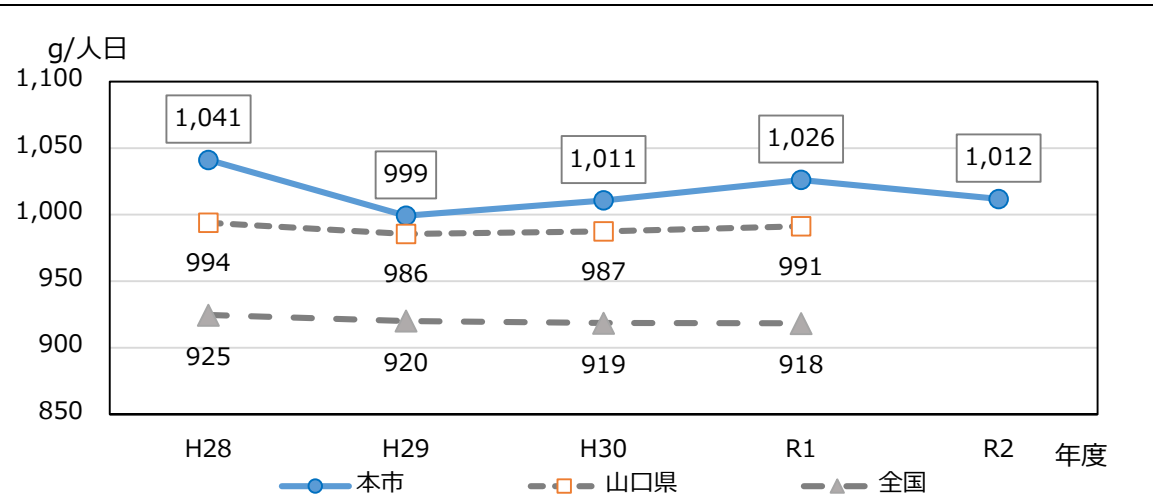


2-2 市民1人1日当たりごみ排出量

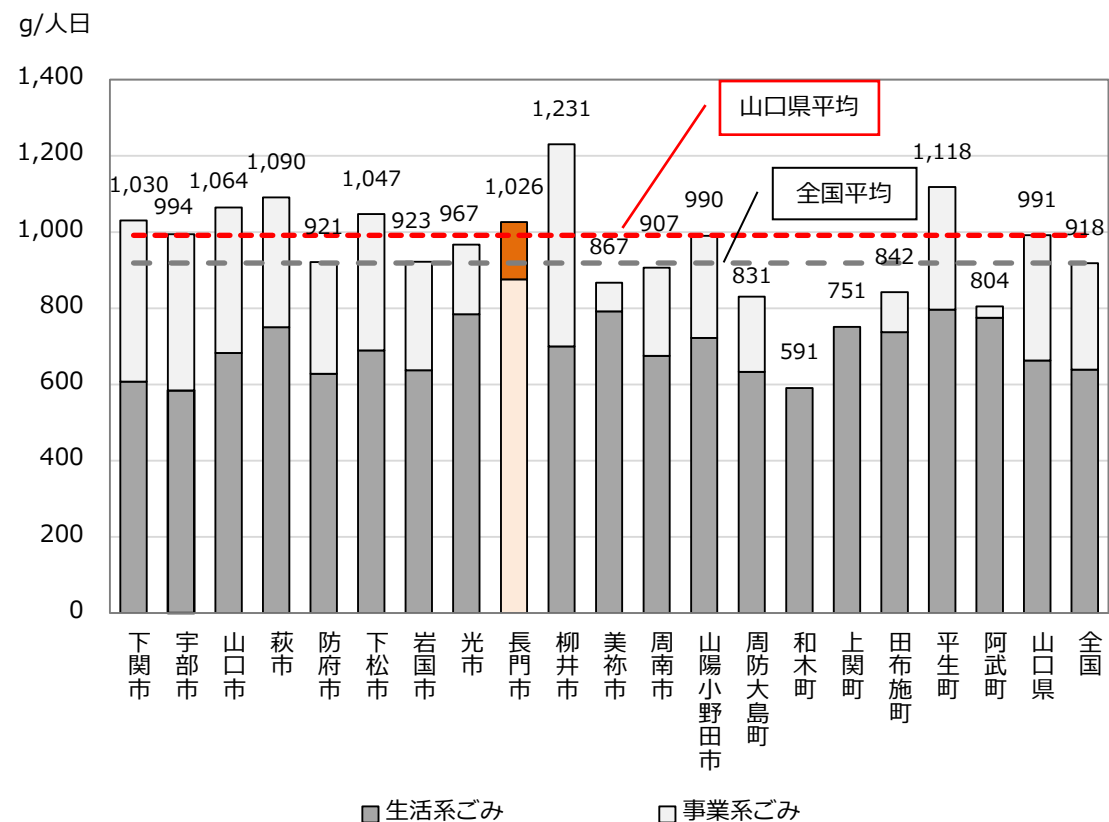
本市の市民1人1日当たりごみ排出量の推移は、図表3-3に示すとおりです。

本市の1人1日当たりごみ排出量は、1,000g前後の値で推移しています。山口県平均に近づいていますが、全国平均と比較すると100g多い値となっています。

▼図表3-3 1人1日当たりごみ排出量



【1人1日当たりごみ排出量の推移】



【山口県自治体との比較（令和元年度）】

注) 1.ごみ総排出量の1人1日当たりごみ排出量＝総排出量÷総人口÷年間日数（365または366日）

2.人口は住民基本台帳による。全国及び山口県は10月1日現在、本市は3月31日現在

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査票」（全国及び山口県）

3 ごみの性状

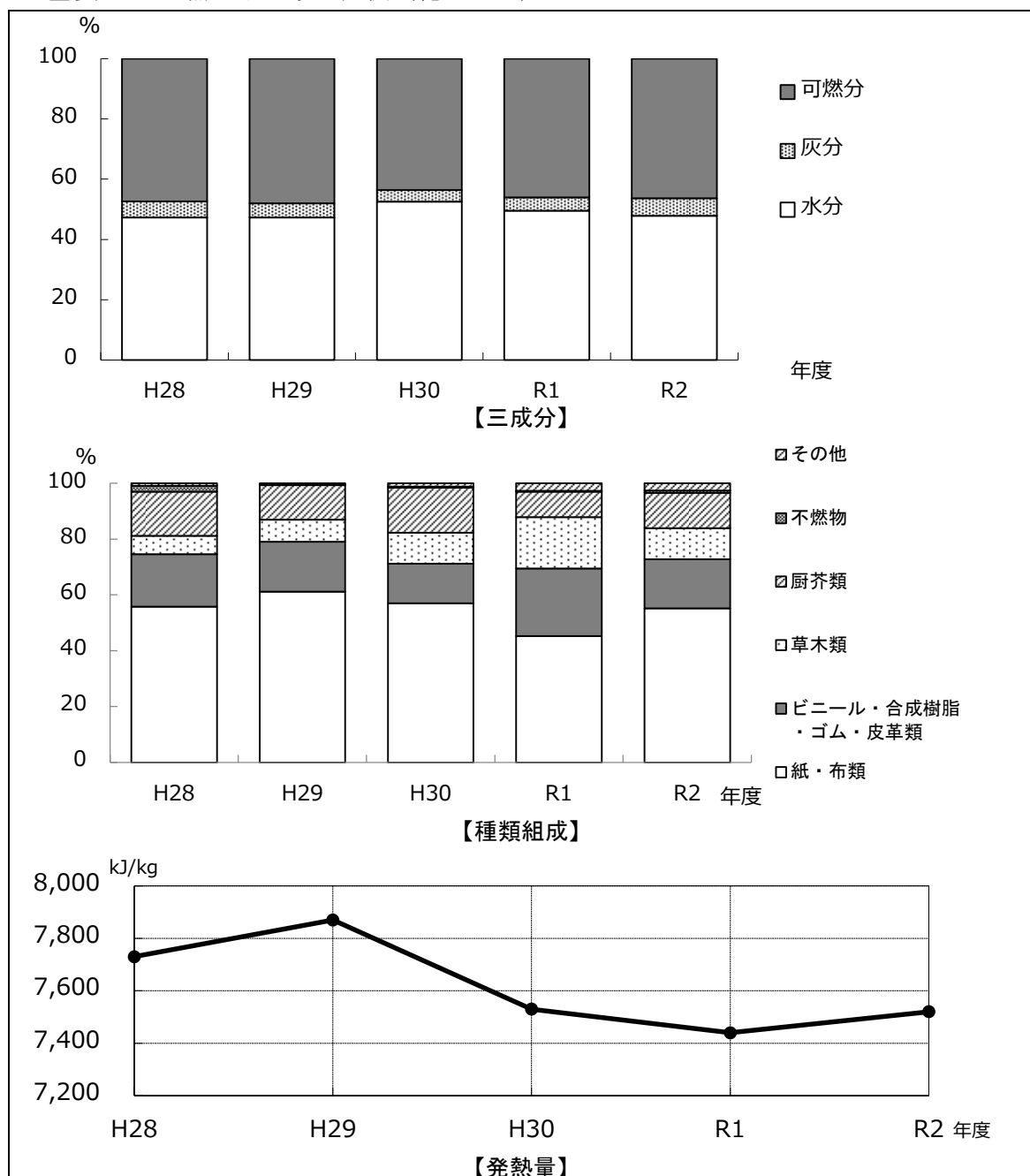
3-1 燃えるごみの性状（乾ベース）

燃えるごみの性状は、図表 3-4 に示すとおりです。

本市から排出される燃えるごみは、萩・長門清掃工場にて焼却処理しており、当該施設にて三成分、種類組成等のごみ質調査を実施しています。

三成分では、水分、可燃分が同程度を占めています。ごみ種類組成では、紙類が最も多く、次にビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が多く占めています。ごみの低位発熱量は、7,400～7,900kJ/kg の範囲で推移しています。

▼図表 3-4 燃えるごみの性状（乾ベース）



資料：萩・長門清掃工場資料

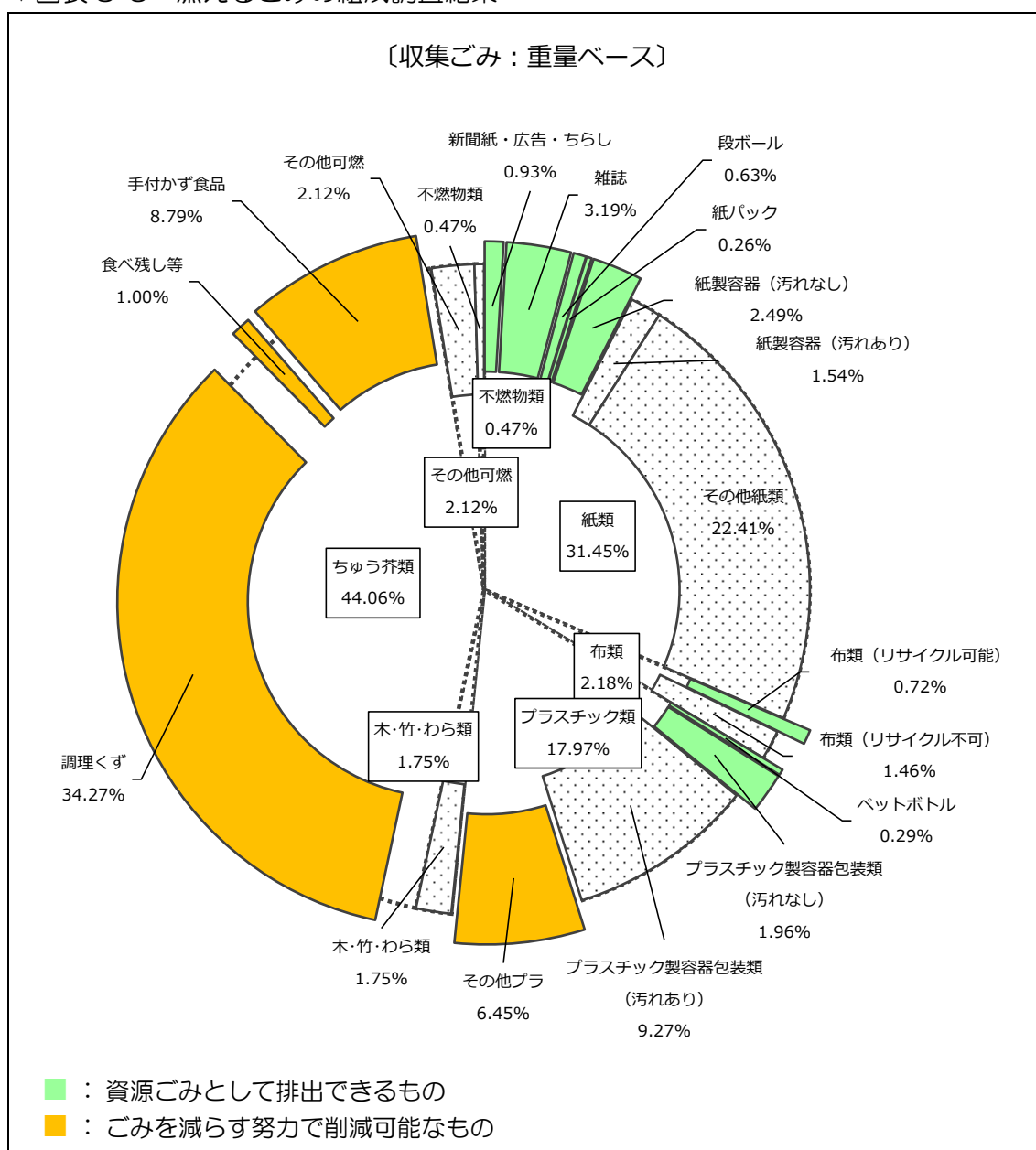
3-2 燃えるごみの性状（湿ベース）

本市の一般家庭から排出された燃えるごみの性状は、図表 3-5 に示すとおりです。

構成比は、調理くずや食べ残しなどの生ごみであるちゅう芥類(44.06%)が最も多く、次いで紙類（31.45%）、プラスチック類（17.97%）の割合が多くなっています。

資源ごみとして排出できるものは、新聞紙、雑誌や段ボールなどの古紙類や容器包装類（汚れなし）、布類（リサイクル可能）、ペットボトルなど約 10%の排出がみられます。また、ちゅう芥類には、手つかず食品（未開封の賞味・消費期限切れ食品など）が約 9%含まれています。

▼図表 3-5 燃えるごみの組成調査結果



注) 令和 3 年 9 月調査実施

4 ごみ処理システム

4-1 ごみ処理の流れ

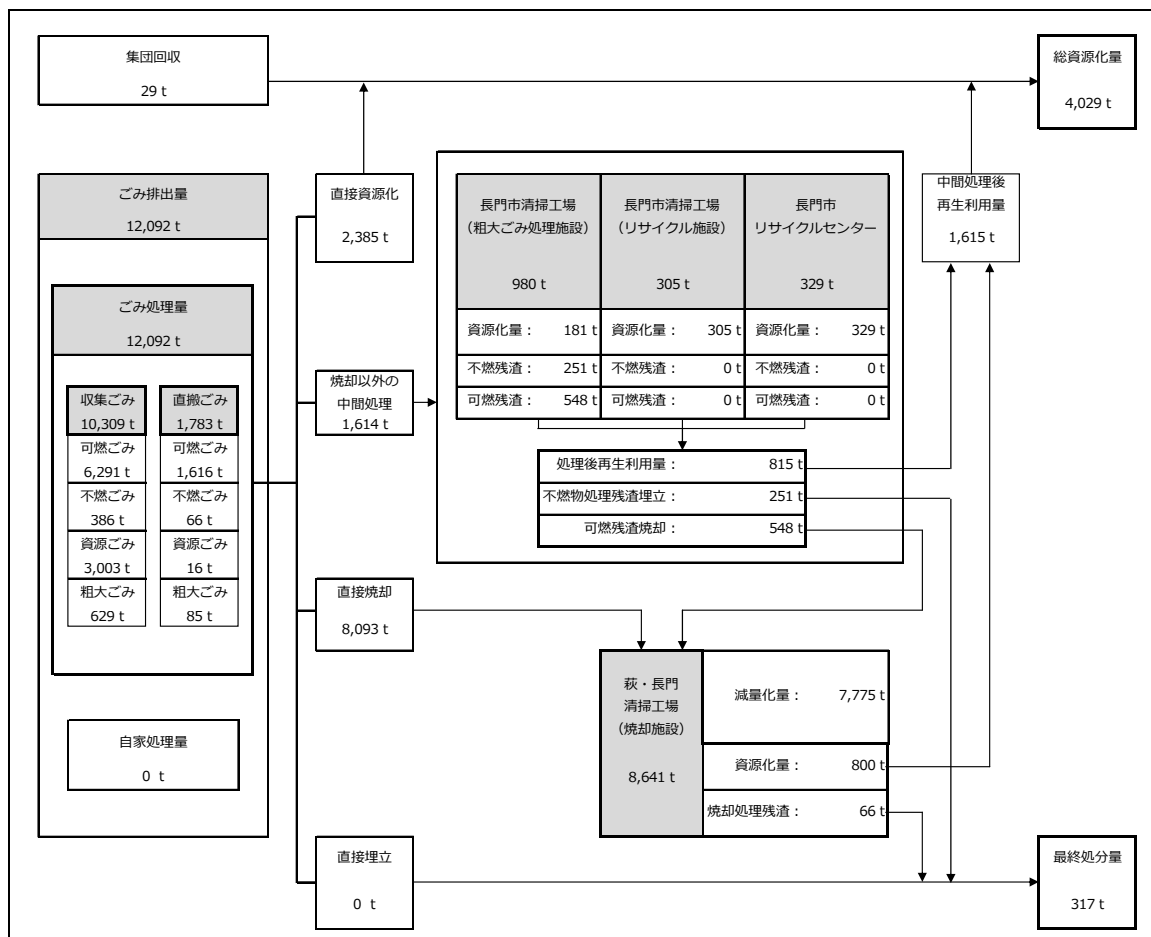
本市のごみ処理の流れは、図表 3-6 に示すとおりです。

燃えるごみは、萩・長門清掃工場で焼却処理を行い、焼却灰はセメント原料として再利用しています。セメント原料に適さない焼却灰は「焼却処理残渣」として最終処分場にて埋立処分しています。

燃えないごみ及び粗大ごみは、粗大ごみ処理施設にて破碎した後、資源物、不燃物処理残渣、可燃残渣に選別し、それぞれ再生利用、埋立処分、焼却処理を行っています。

資源ごみのうちビン、缶、ペットボトルは、長門市リサイクルセンターにて、紙製容器包装類及びプラスチック製容器包装類等はリサイクル施設にてそれぞれ選別、圧縮・梱包を行ったのち、資源物として再生利用しています。

▼図表 3-6 ごみ処理の流れ（令和 2 年度）



4-2 収集運搬に関する事項

本市の収集体制は、図表 3-7～9 に示すとおりです。

燃えるごみの収集頻度は、すべての地区で週 2 回です。資源ごみの収集頻度は、古紙・衣類のみ三隅地区が週 1 回、他の地区が週 2 回と異なっています。粗大ごみの収集頻度は、長門地区、日置地区及び油谷地区が年 4 回に対し、三隅地区は月 1 回行っています。燃えないごみの収集頻度は、すべての地区で月 1 回です。ただし、蛍光灯（管）は、拠点回収のみとなっています。

▼図表 3-7 収集頻度

区 分			長門地区	三隅地区	日置地区	油谷地区
燃えるごみ			2 回/週 ステーション	2 回/週 ステーション	2 回/週 ステーション	2 回/週 ステーション
資 源 ご み	古紙・ 衣類	新聞	2 回/週 ステーション	1 回/週 ステーション	2 回/週 ステーション	2 回/週 ステーション
		ダンボール				
		雑誌・雑紙				
		牛乳パック				
		衣類				
	紙製容器包装類		2 回/週 ステーション	1 回/週 ステーション	2 回/週 ステーション	2 回/週 ステーション
	プラスチック製 容器包装類		2 回/週 ステーション	2 回/週 ステーション	2 回/週 ステーション	2 回/週 ステーション
	ビン	無色	2 回/月 ステーション	2 回/月 ステーション	2 回/月 ステーション	2 回/月 ステーション
		茶色				
		その他色				
缶		2 回/月 ステーション	2 回/月 ステーション	2 回/月 ステーション	2 回/月 ステーション	
ペットボトル		2 回/月 ステーション	2 回/月 ステーション	2 回/月 ステーション	2 回/月 ステーション	
燃えないごみ			1 回/月 ステーション	1 回/月 ステーション	1 回/月 ステーション	1 回/月 ステーション
		電池類	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション
		蛍光灯（管）	拠点回収	拠点回収	拠点回収	拠点回収
粗大ごみ			4 回/年 ステーション	1 回/月 ステーション	4 回/年 ステーション	4 回/年 ステーション

▼図表 3-8 排出容器

区 分			長門地区	三隅地区	日置地区	油谷地区
燃えるごみ			指定袋	指定袋	指定袋	指定袋
資源 ごみ	古紙・ 衣類	新聞	ひもでくる	ひもでくる	ひもでくる	ひもでくる
		ダンボール				
		雑誌・雑紙				
		牛乳パック				
		衣類				
	紙製容器包装類		ひもでくる またはコンテナ	ひもでくる またはコンテナ	ひもでくる またはコンテナ	ひもでくる またはコンテナ
	プラスチック製 容器包装類		無色透明袋	無色透明袋	無色透明袋	無色透明袋
	ビン	無色	コンテナ	コンテナ	コンテナ	コンテナ
		茶色				
		その他色				
	缶		コンテナ	コンテナ	コンテナ	コンテナ
ペットボトル		コンテナ	コンテナ	コンテナ	コンテナ	
燃えないごみ			指定袋	指定袋	指定袋	指定袋
		電池類	コンテナまたは 袋	コンテナまたは 袋	コンテナまたは 袋	コンテナまたは 袋
		蛍光灯（管）	コンテナ	コンテナ	コンテナ	コンテナ
粗大ごみ			-	-	-	-

▼図表 3-9 拠点回収

区 分	長門地区	三隅地区	日置地区	油谷地区
ガラス・陶磁器類	コンテナ	コンテナ	コンテナ	コンテナ
電池類				
ビン・缶・ペットボトル				
ペットボトルのふた				
蛍光灯（管）				
小型家電	回収ボックス	回収ボックス	回収ボックス	回収ボックス

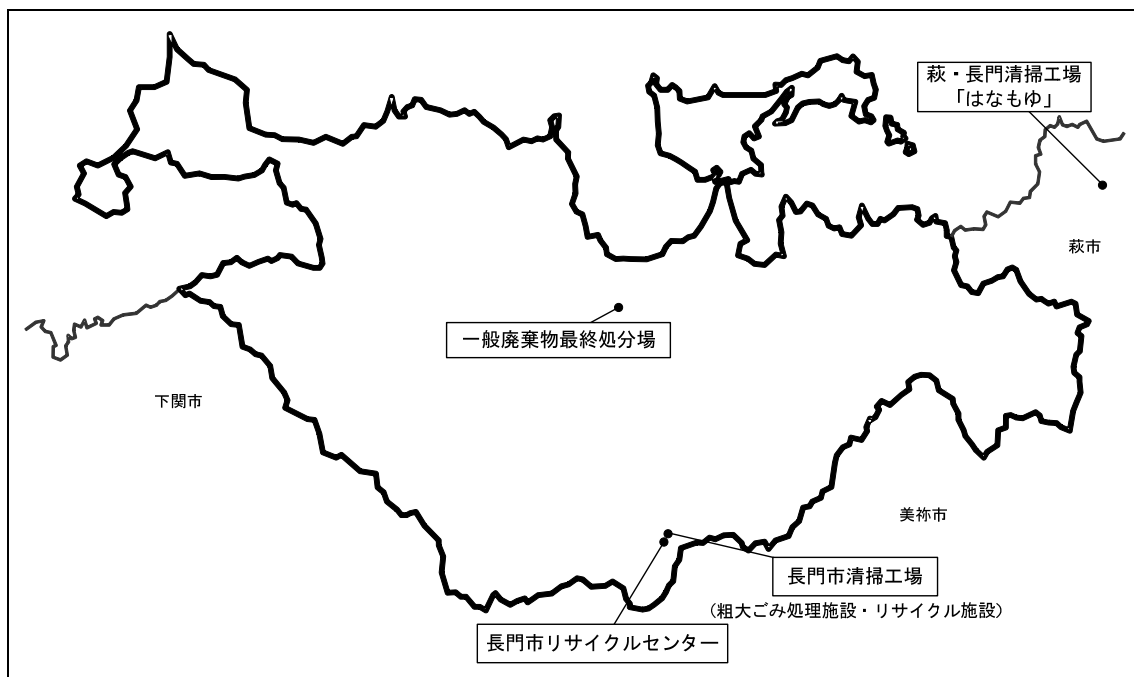
4-3 ごみ処理施設

萩・長門清掃工場では、燃えるごみを焼却処理しています。長門市清掃工場の粗大ごみ処理施設では、燃えないごみ及び粗大ごみを、リサイクル施設では、紙製容器包装類及びプラスチック製容器包装類をそれぞれ処理しています。長門市リサイクルセンターでは、ビン、缶、ペットボトルを処理しています。

一般廃棄物最終処分場は、萩・長門清掃工場からの焼却処理残渣及び、粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理した後の不燃物処理残渣を埋立処分しています。

図表 3-10 にごみ処理施設の位置図、図 3-11 にごみ処理施設の概要を示します。

▼図表 3-10 ごみ処理施設の位置図



【萩・長門清掃工場「はなもゆ」】



【長門市清掃工場】

▼図表 3-11 ごみ処理施設の概要

【焼却施設】

施設名	萩・長門清掃工場 「はなもゆ」
供用開始年	平成 27 年
処理能力	104t/日(52t/日×2 基)
炉数	2 炉 (52t/24h)
処理方式	ストーカ式
炉型式	全連続燃焼式

【粗大ごみ処理施設】

施設名	長門市清掃工場（粗大ごみ処理施設）
供用開始年	平成 15 年
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
処理能力	10 t/日
処理方式	選別・破碎

【資源化施設】

施設名	長門市リサイクルセンター
供用開始年	平成 13 年
処理対象	ビン、缶、ペットボトル
処理能力	4.9 t/日
処理方式	選別、圧縮・梱包

施設名	長門市清掃工場（リサイクル施設）
供用開始年	平成 29 年
処理対象	紙製容器包装類、プラスチック製容器包装類
処理能力	2.9 t/日
処理方式	選別、圧縮・梱包

【最終処分場】

施設名	一般廃棄物最終処分場
埋立開始年	平成 17 年
埋立地面積	3,300 m ²
全体容量	13,000 m ³
処理対象廃棄物	焼却処理残渣、不燃物処理残渣
浸出水処理施設の有無	有り
しゃ水工の有無	有り

5 ごみの減量化・再資源化の実績

5-1 行政による再資源化

本市の再資源化量の実績は、図表 3-12 に示すとおりです。

年間再資源化量は、紙製容器包装類とプラスチック製容器包装類の分別収集を開始した平成 29 年度に増加しましたが、その後は減少しています。

▼図表 3-12 再資源化量の実績

	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
金属類	t	396	352	387	410	433
びん類	t	253	242	238	236	186
ペットボトル	t	41	52	52	57	58
古紙類	t	2,264	2,366	2,257	2,085	2,170
布類	t	15	67	55	54	48
プラスチック製 容器包装類	t	7	301	263	254	245
紙製容器包装類	t	3	106	94	67	60
焼却灰	t	940	822	715	844	800
合計	t	3,919	4,308	4,061	4,007	4,000

5-2 市民による再資源化

市民が行っている集団回収量の実績は、図表 3-13 に示すとおりです。

本市では、婦人会等が自主的に古紙や空き缶等を回収しています。

回収量は年々減少し、令和 2 年度には 29t となっています。

▼図表 3-13 集団回収量の実績

品 目	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
古紙類	t	71	60	50	40	29
金属類	t	5	4	4	3	0
合計	t	76	64	54	43	29

5-3 生ごみ堆肥化による減量化

生ごみ堆肥化容器等の設置補助件数は、図表 3-14 に示すとおりです。

家庭から排出される生ごみの減量を図るため、市民を対象に家庭用生ごみ堆肥化容器等の購入に対して補助金の交付を実施しています。近年 10 件前後を補助しています。

▼図表 3-14 生ごみ堆肥化容器等の設置補助件数

品 目	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	上限額
堆肥化容器	件数	10	9	7	7	3	3 千円
生ごみ処理機	件数	8	2	8	2	6	3 万円

6 最終処分量の実績

最終処分量の実績は、図表 3-15 に示すとおりです。

本市の最終処分の対象物は、萩・長門清掃工場から排出された焼却処理残渣と、粗大ごみ処理施設から排出された不燃物処理残渣となっています。最終処分量の実績は、300t 前後で推移しています。

▼図表 3-15 最終処分量の実績

区 分	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
焼却処理残渣	t	47	53	41	47	66
不燃物処理残渣	t	278	236	231	231	251
合計	t	325	289	272	278	317

7 リサイクルと最終処分の状況

本市のリサイクルと最終処分の状況は、図表 3-16 に示すとおりです。

本市では、分別収集により回収した資源物、中間処理施設において回収した資源物のリサイクルを行っています。令和2年度の総資源化量(資源化量+集団回収量)は4,029t/年で、リサイクル率は33.2%です。令和元年度のリサイクル率は32.3%と山口県平均と同程度、全国平均値より高い値となっています。

最終処分の対象物は、焼却処理残渣及び不燃物処理残渣であり、令和 2 年度 of 最終処分量は 317t/年で最終処分率は 2.6%です。令和元年度 of 最終処分率は 2.2%と山口県または全国 of 平均値より低い値となっています。

▼図表 3-16 リサイクルと最終処分の状況

		リサイクル率 【資源化量÷(排出量(処理)量+集団回収量)】	最終処分率 【最終処分量÷排出量(処理量)】
本市	令和 2 年度	33.2%	2.6%
	令和元年度	32.3%	2.2%
山口県平均 (令和元年度)		32.7%	4.9%
全国平均 (令和元年度)		19.6%	9.3%

注) リサイクル率及び最終処分率は、以下に示す数値を利用して試算する。

令和 2 年度

排出量(12,092t)=収集ごみ(10,309t)+直接搬入ごみ(1,783t)

資源化量(4,029t)=直接資源化量(2,385t)+中間処理後の資源化(1,615t)+集団回収量(29t)

最終処分量(317t)=焼却処理残渣量(66t)+不燃物処理残渣(251t)

山口県及び全国のリサイクル率、最終処分率は処理量で計算

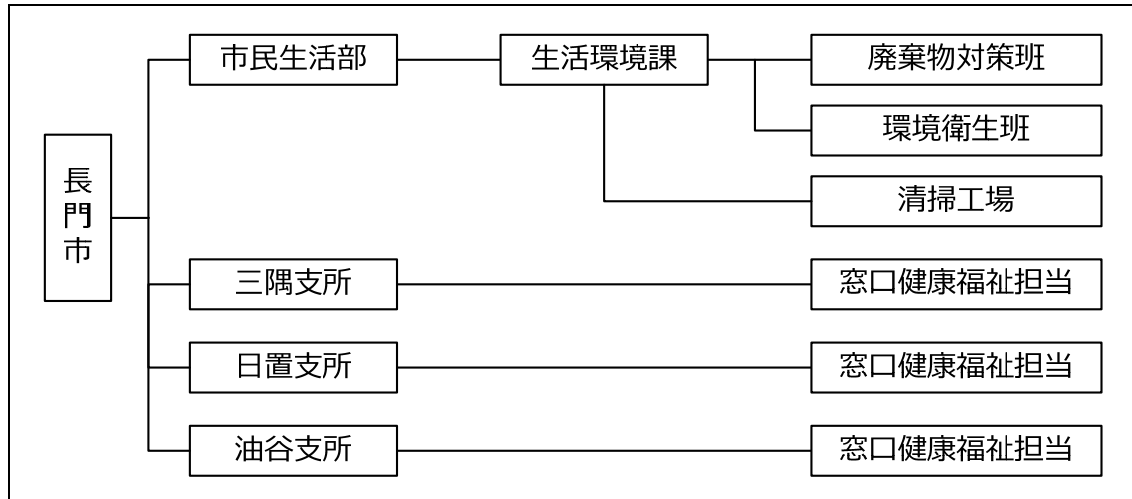
資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査票」(山口県及び全国)

8 ごみ処理に関する組織体制及び処理経費

8-1 ごみ処理の組織体制

廃棄物処理の組織体制は、図 3-17 に示すとおりです。

▼図表 3-17 廃棄物処理の行政組織体制



8-2 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、図表 3-18 に示すとおりです。

本市の令和 2 年度における処理及び維持管理費は、1 人当たり約 13,100 円、ごみ 1t 当たり約 35,500 円となっています。平成 29 年度の容器包装類の資源化を開始後、処理及び維持管理費が増加しています。

▼図表 3-18 ごみ処理経費の推移

区 分	単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人口①	t	35,263	34,587	33,969	33,366	32,819
ごみ量②	t	13,325	12,550	12,478	12,488	12,092
建設③	千円	371,887	0	0	0	0
処理及び 維持管理費④	千円	393,366	414,492	407,626	408,120	429,063
合計③+④	円	765,253	414,492	407,626	408,120	429,063
市民 1 人当たりの 経費④÷①	円/人	11,200	12,000	12,000	12,200	13,100
ごみ 1t 当たりの 経費④÷②	円/t	29,500	33,000	32,700	32,700	35,500

注) 市民 1 人当たりの経費及びごみ 1t 当たりの経費について、100 円未満は四捨五入している。

9 ごみ処理評価

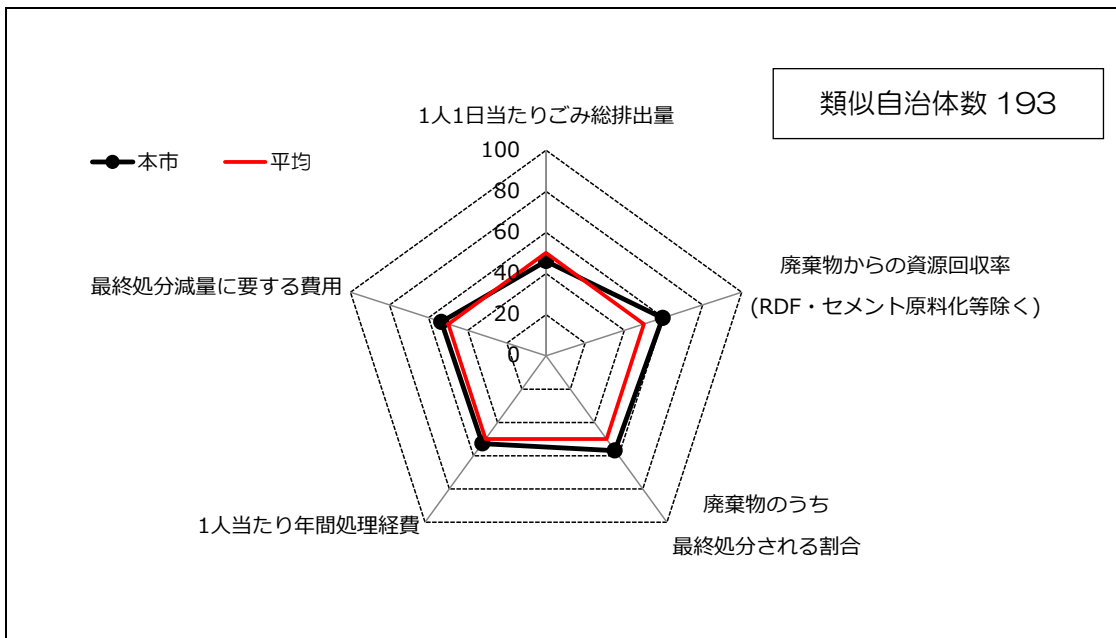
国では、市町村が自らの一般廃棄物処理システムについて循環型社会形成、経済性から客観的な評価を行えるよう、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を設けています。

本市のごみ処理について「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、令和元年度実績を基に、本市と産業構造が類似する自治体との比較評価を行いました。レーダーチャートに示される面積が大きいほど良好な状態であることを示します。

本市は5つの指標のうち、4つが平均を上回っていますが「1人1日当たりごみ総排出量」は平均以下となっていることから、ごみ排出量の削減を推進する施策が必要であると言えます。

本市のごみ処理の評価は、図表 3-19 に示すとおりです。

▼図表 3-19 ごみ処理の評価



指標		指数の見方
循環型社会形成	1人1日当たりごみ総排出量	指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなる。
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる。
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。
経済性	1人当たり年間処理経費	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費が少なくなる。
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる。

注) 類似自治体とは、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールで本市と産業構造が類似した自治体

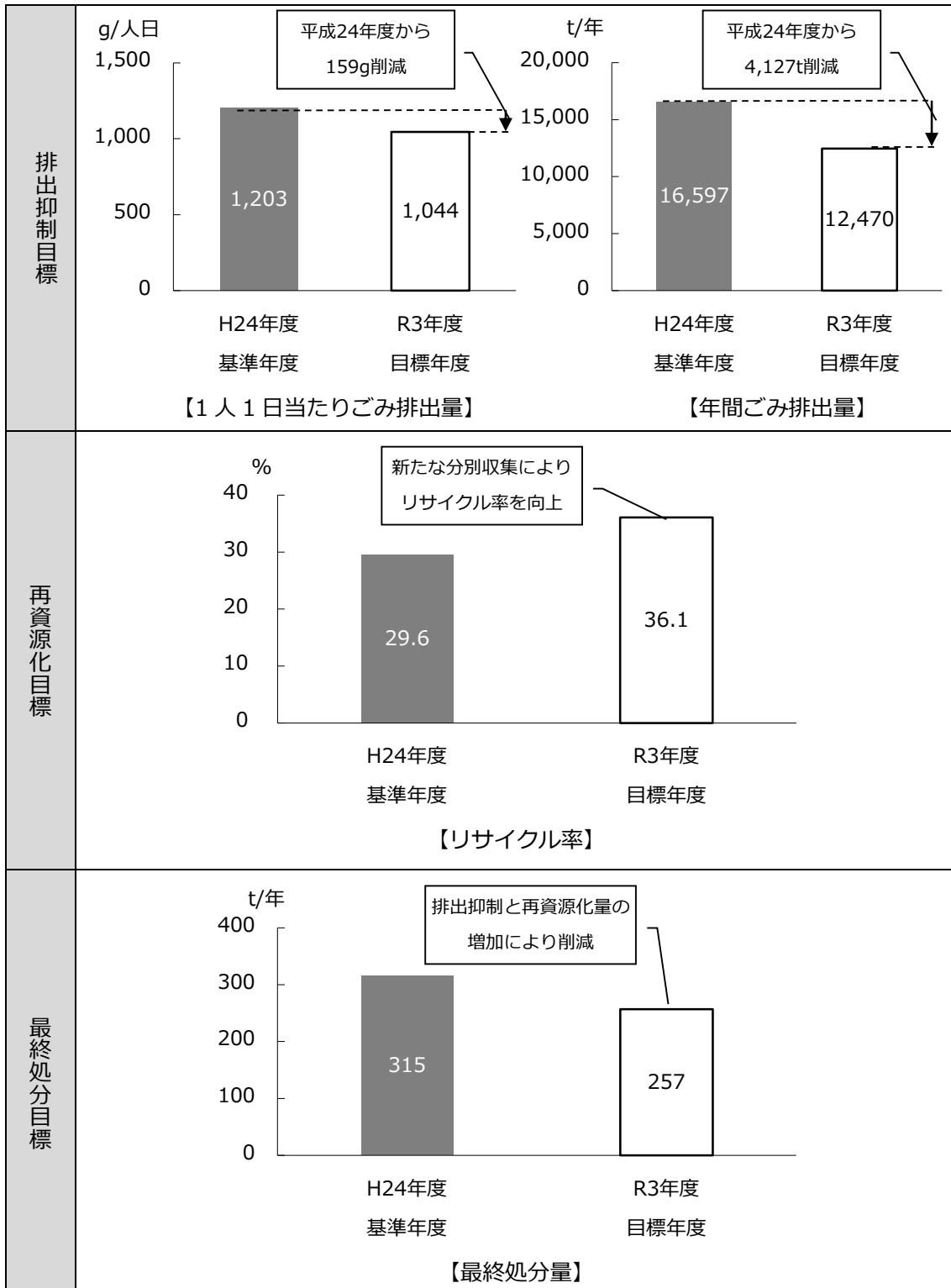
10 前計画の目標達成状況

10-1 前計画目標

前計画の目標値は、図表 3-20 に示すとおりです。

前計画では、平成 33 年度（以下「令和 3 年度」に言い換える。）における排出抑制目標を 1,044g/人日（年間排出量 12,470t）、再資源化目標を 36%以上、最終処分目標を 257t と見込んだ計画としていました。

▼図表 3-20 前計画の目標値



10-2 排出抑制目標

前計画目標値の達成状況は、図表 3-21～22 に示すとおりです。

1 人 1 日当たりごみ排出量は、平成 26 年度を境に減少傾向にあり、令和 2 年度実績は 1,012g/人日と、前計画目標値を達成しています。

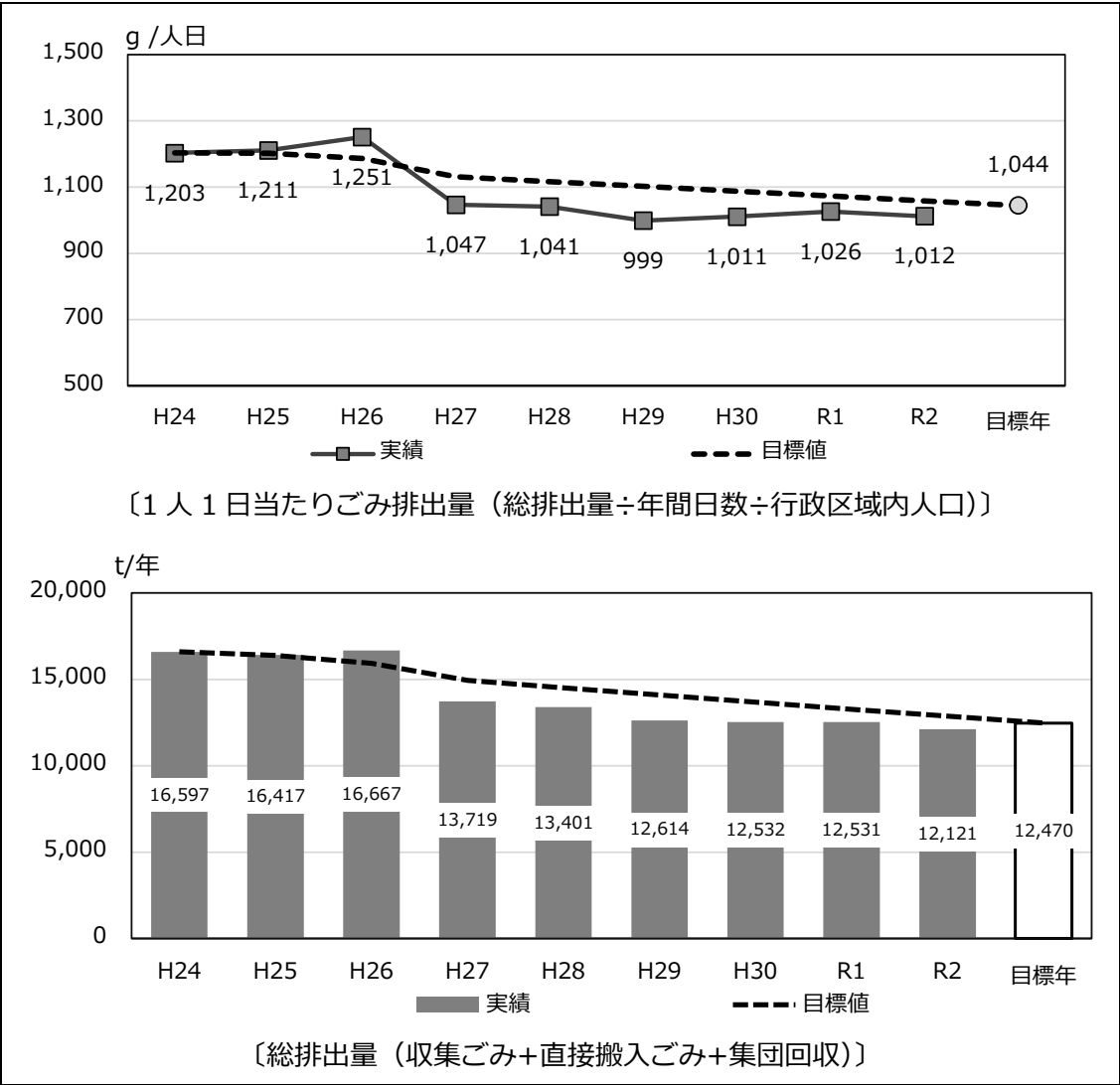
ただし、本市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、令和元年度では山口県平均（991g）と比べ 35g 多い状況となっています。（3-4 ページ 図表 3-3 1 人 1 日当たりごみ排出量参照）

▼図表 3-21 前計画におけるごみ排出抑制目標

	実績			目標
	平成 24 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1 人 1 日当たりのごみ排出量	1,203g/人日	1,026g/人日	1,012g/人日	1,044g/人日
参考：年間排出量	16,597t	12,531t	12,121t	12,470t

注）集団回収量を含む。

▼図表 3-22 前計画におけるごみ排出目標並びに実績値



10-3 再資源化目標

前計画目標値の達成状況は、図表 3-23～24 に示すとおりです。

前計画では、新たな分別収集（紙製容器包装、プラスチック製容器包装）を開始することにより、資源化量を増加させる計画としており、令和 3 年度におけるリサイクル率を 36%以上としていましたが、令和 2 年度のリサイクル率は 33.2%であり、目標値達成には 3 ポイント程度の増加が必要となっています。

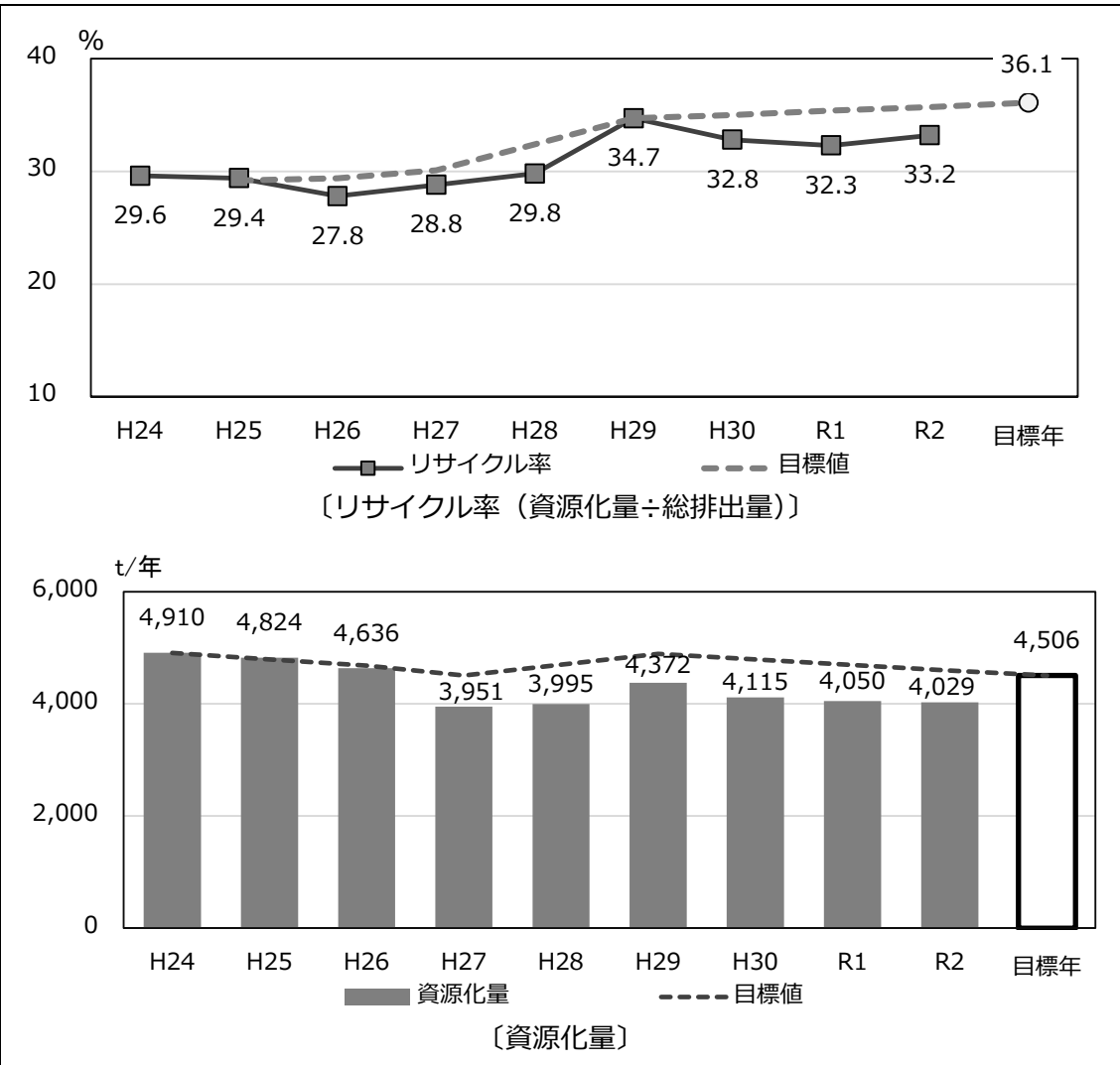
本市のリサイクル率は、山口県の自治体と比較すると、ほぼ平均値となっています。

▼図表 3-23 前計画における再資源化目標

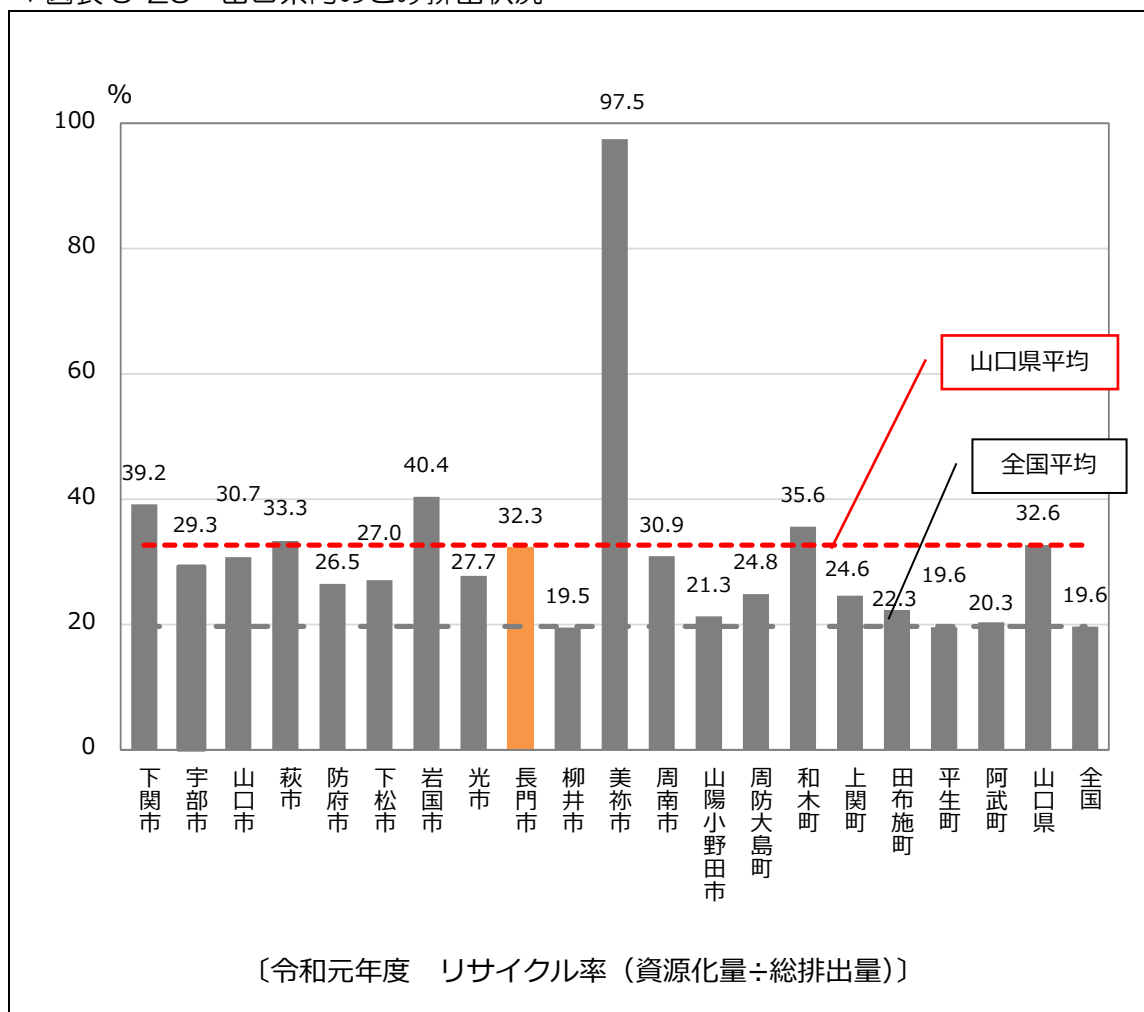
	実績			目標
	平成 24 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
リサイクル率	29.6%	32.3%	33.2%	36%
参考：資源化量	4,910t	4,050t	4,029t	4,506t

注）集団回収量を含む。

▼図表 3-24 前計画における再資源化目標及び実績



▼図表 3-25 山口県内のごみ排出状況



注) 人口は住民基本台帳による。全国及び山口県は10月1日現在、本市は3月31日現在
美祢市は、燃えるごみを固形燃料化しており、燃えるごみ全体を資源として計上していることからリサイクル率が
高くなっている。

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査票」

10-4 最終処分目標

前計画目標値の達成状況は、図表 3-26～27 に示すとおりです。

前計画では、ごみの排出抑制とリサイクルの推進により、令和 3 年度までに最終処分目標量を 257t としています。令和 2 年度の実績は 317t であり、目標値達成にはさらなる削減が必要です。

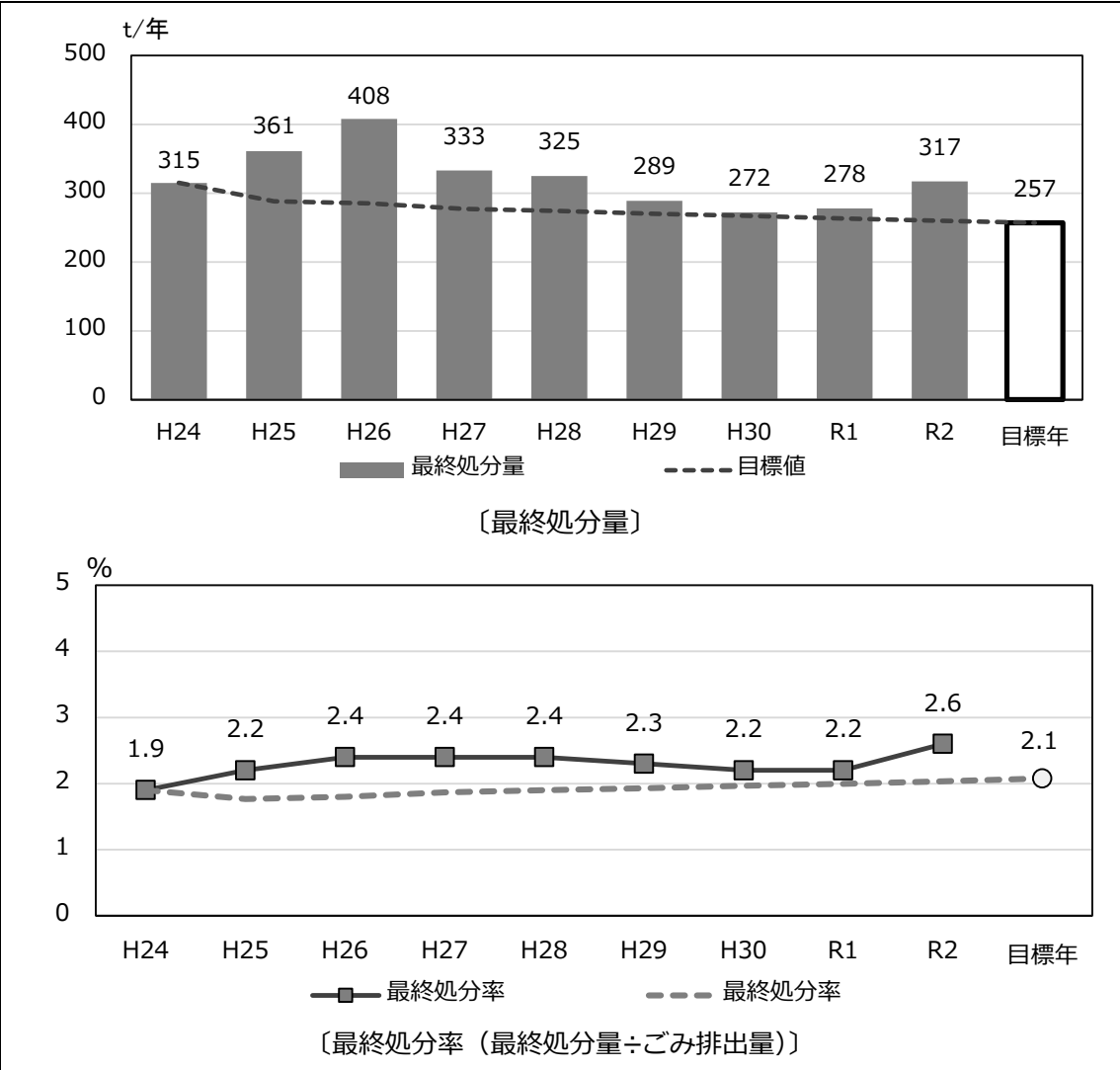
令和元年度の山口県内の市町村では 4 番目に少ない状況となっています。図表 3-28 に山口県内の最終処分状況を示します。

最終処分量が減少していない理由は、焼却処理残渣が前計画の見込み値より多いことが要因となっています。

▼図表 3-26 前計画における最終処分目標

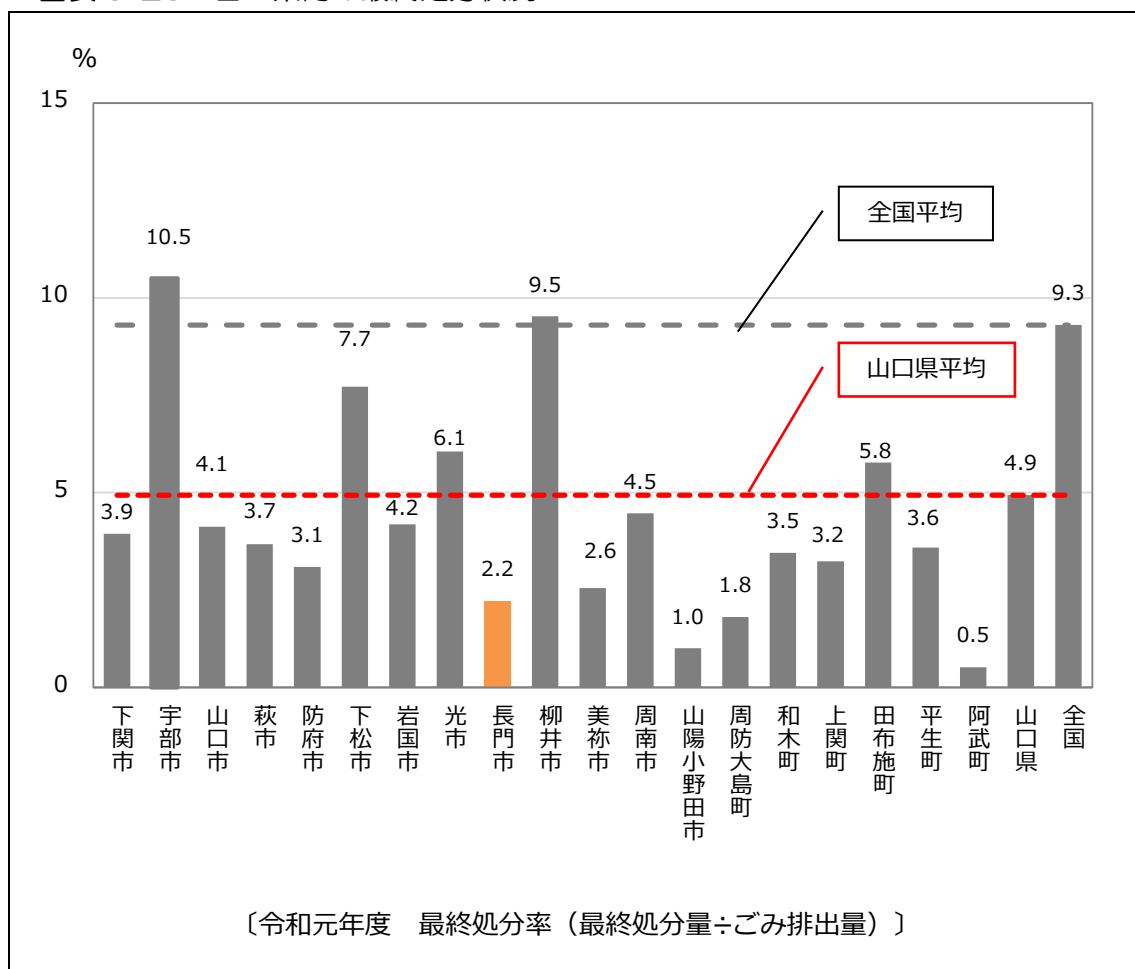
	実績			目標
	平成 24 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
最終処分量	315t	278t	317t	257t
参考：最終処分率	1.9%	2.2%	2.6%	2.1%

▼図表 3-27 前計画における最終処分目標と実績



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査票」

▼図表 3-28 山口県内の最終処分状況



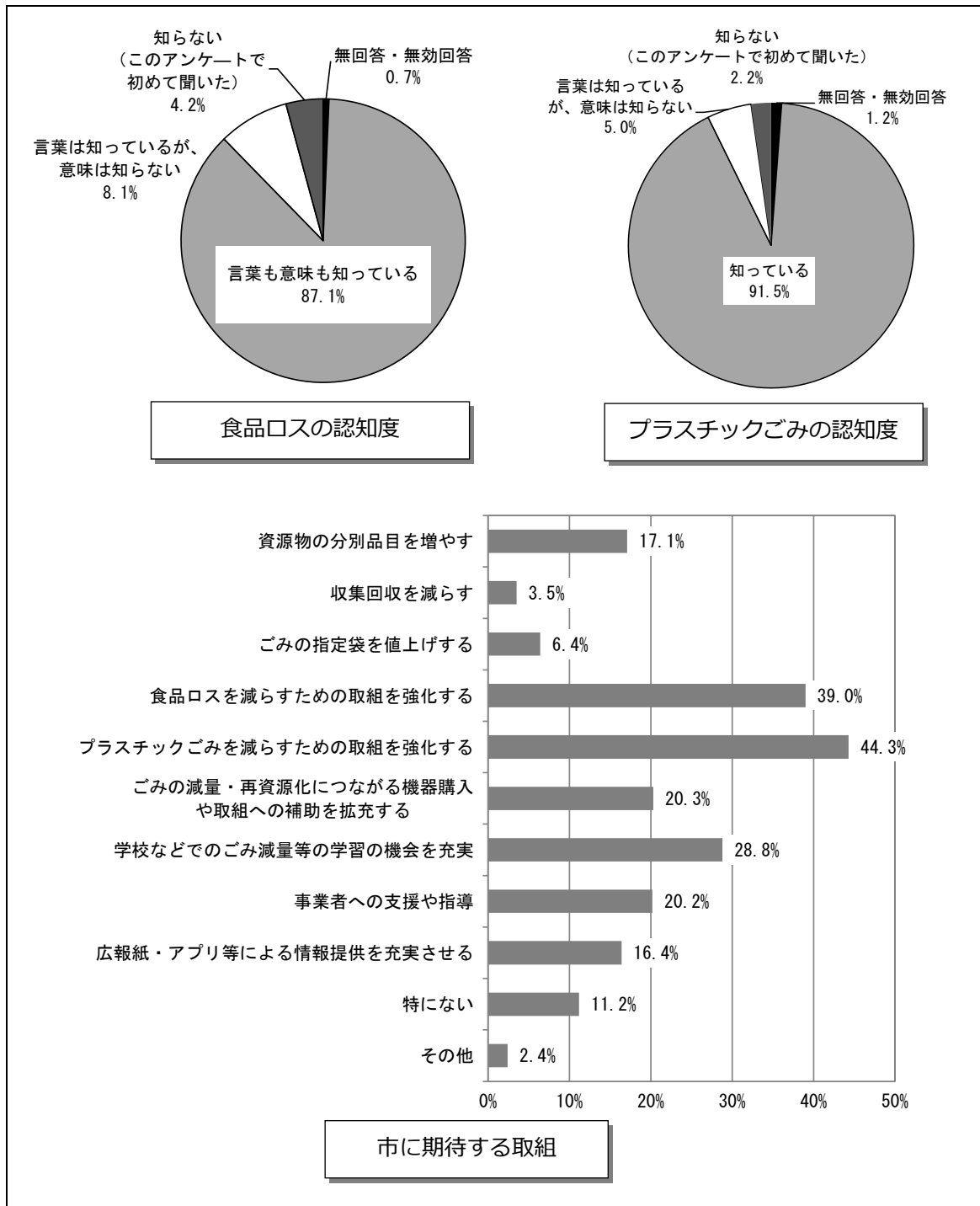
資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査票」

11 アンケート調査結果

令和3年8月に市民と事業所に対して本市のごみ処理に関するアンケート調査を実施しました。アンケート調査結果（一例）は、図表 3-29～30 に示すとおりです。

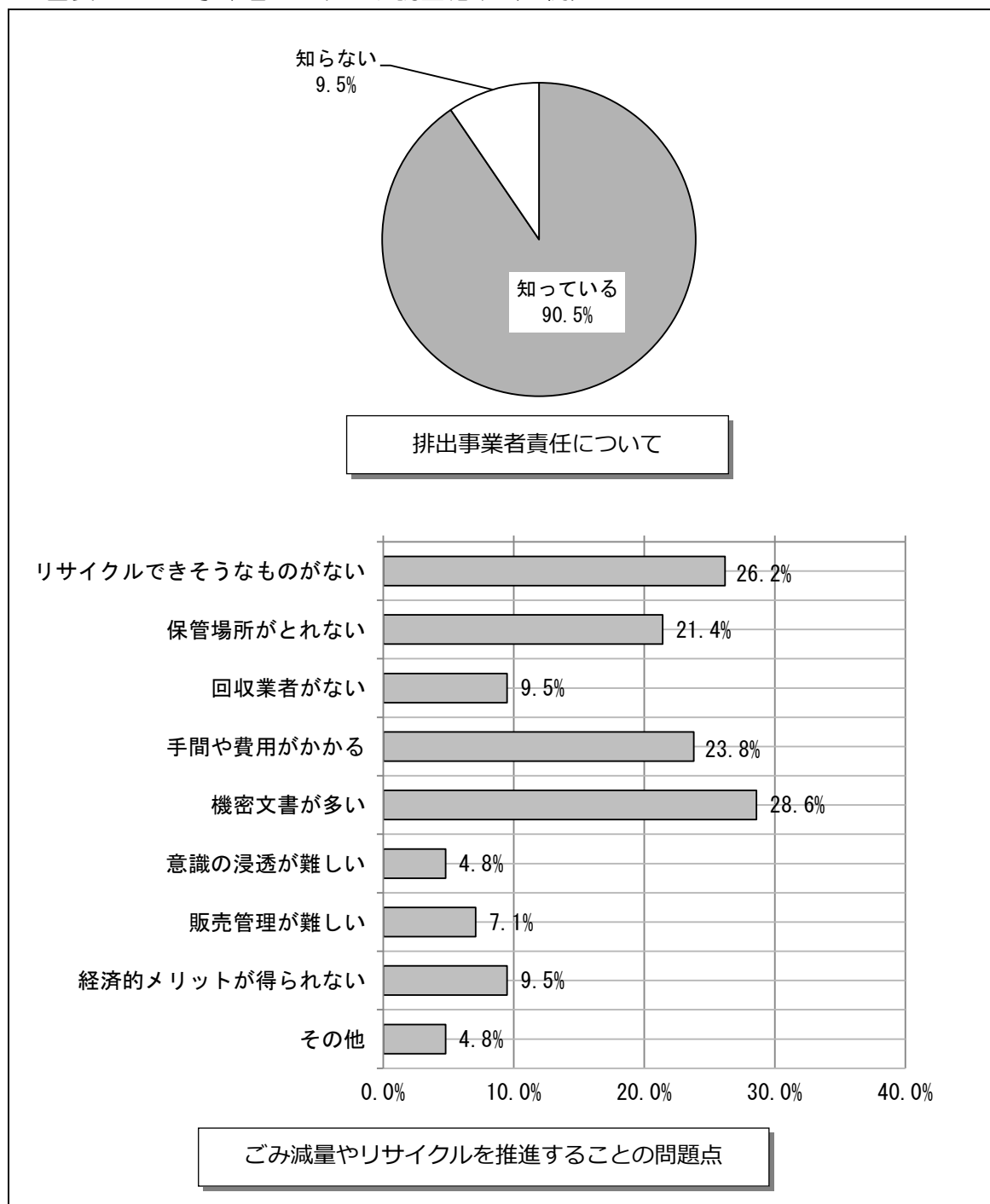
市民アンケート調査結果では、「食品ロス」及び「プラスチックごみ」の認知度は90％程度と高い状況でした。市に期待する取組は「プラスチックごみを減らすための取組」が約44％と「食ロスを減らすための取組」が約39％と高い状況でした。

▼図表 3-29 市民アンケート調査結果（一例）



また、事業者アンケート調査結果によると、事業活動に伴って発生するごみの、事業者自らの責任で処理する必要については 90%以上が知っていると回答がありました。ごみ減量やリサイクルを進めるうえでの問題点としては、機密書類や保管場所の意見が多くありましたが、リサイクルできそうなものがないとの回答も同程度ありました。

▼図表 3-30 事業者アンケート調査結果（一例）



12 ごみ処理に関する課題

本市のごみ処理に関する問題点・課題は、以下のとおりです。

12-1 ごみの減量化・資源化に関する事項

ごみの排出抑制の推進
● 本市の 1 人 1 日当たりごみ排出量は、令和 2 年度に 1,012g と前計画目標を達成しています。ただし令和元年度においては 1,026g と山口県平均（令和元年度：991g）や全国平均（令和元年度：918g）より多い状況であり、ごみの排出抑制が必要です。 ● 令和元年 10 月に「食品ロス削減推進法」が施行され、燃えるごみの減量を図るため、手付かず食品や食べ残し等の食品ロス削減が必要です。 ● 令和 3 年 6 月に「プラスチック資源循環促進法」が成立し、プラスチックごみの減量を図ることが必要です。
分別徹底・啓発の推進
● ごみの分別徹底することで、ごみを減らし、資源になるものを効率的に集めることができるため、分別方法をわかりやすく周知することで市民の理解を深め、適正排出に向けた取組を推進することが必要です。 ● ごみの排出抑制には、市民一人ひとりの意識向上を図ることが重要であるため効果的な啓発を行い、市の施策を周知徹底していくことが必要です。 ● 将来のごみ減量を進める担い手として、環境問題に対する意識向上のため、学校などでのごみ減量等の学習の機会を充実することが必要です。
リサイクルの推進
● 家庭から排出された燃えるごみの組成調査結果(令和 3 年 9 月調査)では、資源化可能な新聞紙や段ボールなどの古紙類や紙製容器包装類、プラスチック製容器包装類などが約 10%混入していることから分別徹底の啓発を進めることが必要です。 ● 紙製容器包装類やプラスチック製容器包装類については、食品の付着による汚れがあるとリサイクルの品質低下になるため、適正な排出方法について啓発していくことが必要です。 ● 燃えないごみについても適正な分別について啓発し、資源化をさらに推進することが必要です。
食品ロス削減の推進
● 家庭から排出された燃えるごみの組成調査結果(令和 3 年 9 月調査)では、約 10%の手付かず食品や食べ残し等の食品ロスが含まれており、食材の使い切りや食べきりなどの食品ロス削減の啓発が必要です。 ● 食品ロスの削減を推進していくためには、市民・事業者・行政が協働して取り組んでいくことが必要です。 ● 食品ロス削減についての知識や啓発を市民・事業者に広く行っていくことが必要です。

事業活動における 3R の推進
● 事業者に対しては、排出者責任と自己処理が原則となっており、事業者は自らの責任で法令に遵守した適正な処理を行わなければなりません。 ● 事業系ごみの発生抑制を含め、適正排出に向けた啓発や指導の徹底が必要です。 ● 事業所アンケート調査では、ごみ減量やリサイクルを進める上での問題点として、「機密文書が多くリサイクルが難しい」、「資源物の保管場所がとれない」ことが挙げられています。 ● ごみ減量方法のマニュアルやリサイクルの方法についての情報を必要としており、ごみ減量、適正排出及び適正処理に向けて、事業者の状況に応じた働きかけが必要です。

12-2 収集・運搬に関する事項

安全・安心・安定的な収集・運搬の推進
● 家庭から排出されるごみについては、市が責任をもって適正かつ円滑に収集・運搬していくための体制維持が必要です。 ● 人口減少や高齢化社会を踏まえ、ごみを排出場所に持ち出すことが困難な高齢者等に対する対応の検討が必要です。 ● 水害や地震等の災害発生時においても、適切かつ円滑に収集・運搬できる体制の構築が必要です。

12-3 適正処分にに関する事項

安全で安定的な処理の継続
● 平成 27 年度より萩・長門清掃工場で燃えるごみの広域処理を行っており、組合との連携を強化することが必要です。 ● 長門市清掃工場や長門市リサイクルセンターについては、適切な維持管理を行い、ごみの安定的な処理の継続が必要です。 ● 水害や地震等の災害発生時や感染症の流行時においても、廃棄物の処理を安定的かつ継続的に実施できる体制の確保が必要です。
最終処分量の削減の推進
● 令和元年度の最終処分場の残余容量は 6,977m³（全体容量約 46%埋立済み）と余裕がある状況ですが、今後既存施設での埋立を継続するためには、ごみの減量化や適正分別が必要です。 ● 既存の最終処分場の浸出水処理施設については、適正な維持管理を継続していくことが必要です。

第2節 基本理念・基本方針

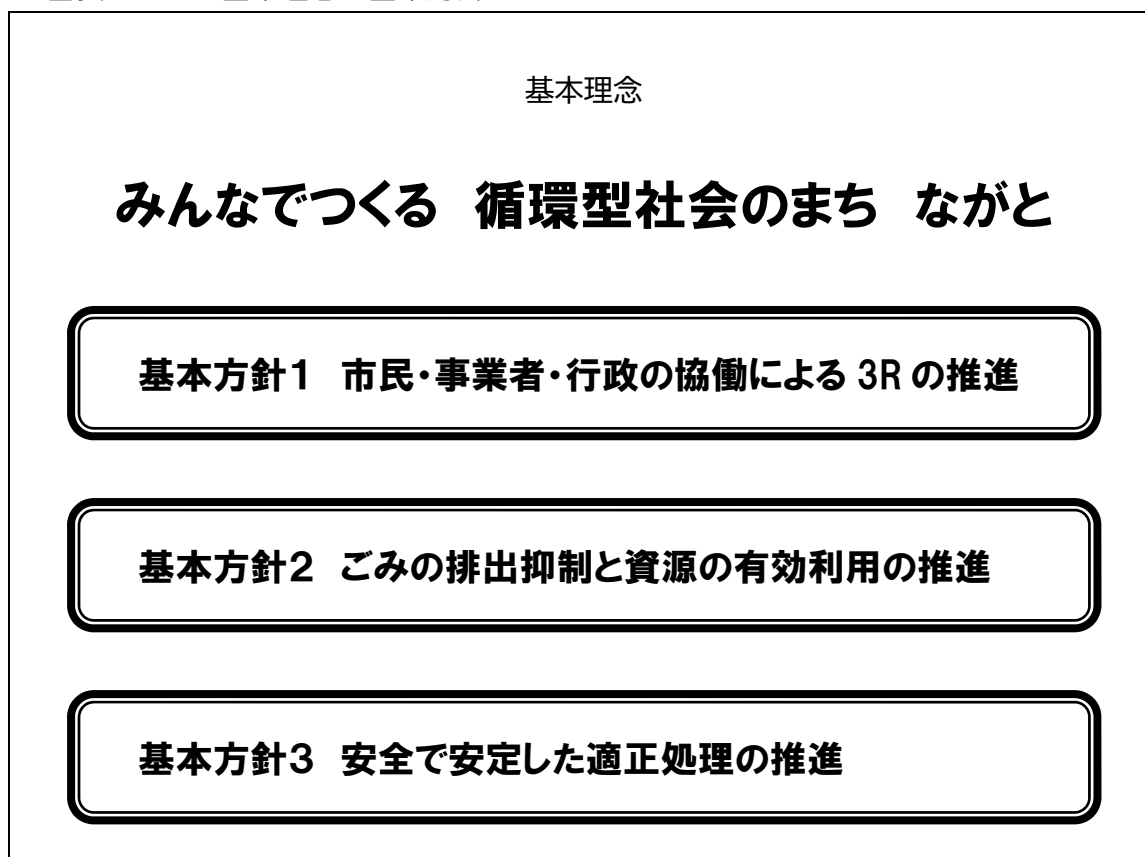
1 基本理念・基本方針

本計画の基本理念・基本方針は、図表 3-31 に示すとおりです。

本市では、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、循環型社会形成推進基本法で定められた処理の優先順位を踏まえて、ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の 3R を推進することにより、資源循環のサイクルを構築し、循環型社会のまちを目指します。

本計画では、すべての人が参加する SDGs の考え方を踏まえ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担いつつ、協働・連携し、長期的な視点で未来を考え、持続可能なまちを目指して積極的に取り組んでいく必要があることから、以下の基本理念を掲げます。

▼図表 3-31 基本理念と基本方針

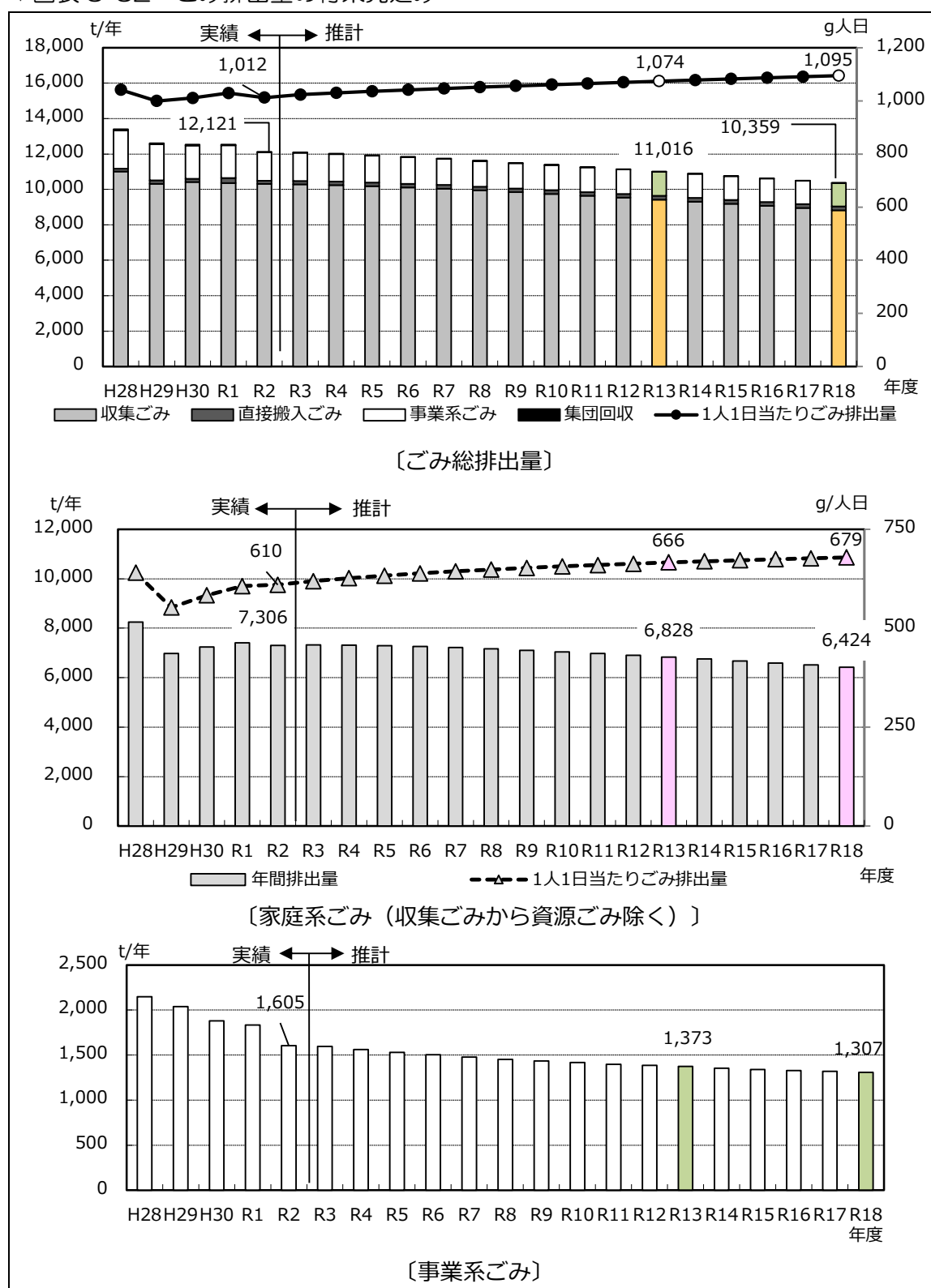


2 ごみ排出量等の将来見込み

ごみ排出量等の将来見込みは、図表 3-32 に示すとおりです。

過去のごみ排出量の実績をトレンド法により単純推計した結果、1人1日当たりごみ排出量は増加傾向となることが予測されましたが、一方で本市の人口は減少する予測となったことから、相対的にごみ排出量は減少する見込みです。

▼図表 3-32 ごみ排出量の将来見込み



3 目標値の設定

3-1 指標の設定

指標の設定は図表 3-33 に示すとおりです。

国や県の循環型社会形成推進基本計画の指標を参考に、排出抑制目標を以下の指標に設定します。再資源化目標、最終処分目標の指標は前計画を踏襲します。

▼図表 3-33 指標の設定

排出抑制目標	●家庭系ごみ（資源ごみを除いた収集ごみ）の 1 人 1 日当たりごみ排出量 $= (\text{収集ごみ} - \text{収集資源ごみ}) \div \text{年間日数} \div \text{行政区域内人口}$ ●事業系ごみ年間排出量
再資源化目標	●リサイクル率（集団回収を含めた資源化量 ÷ ごみ排出量（集団回収含む））
最終処分目標	●最終処分量

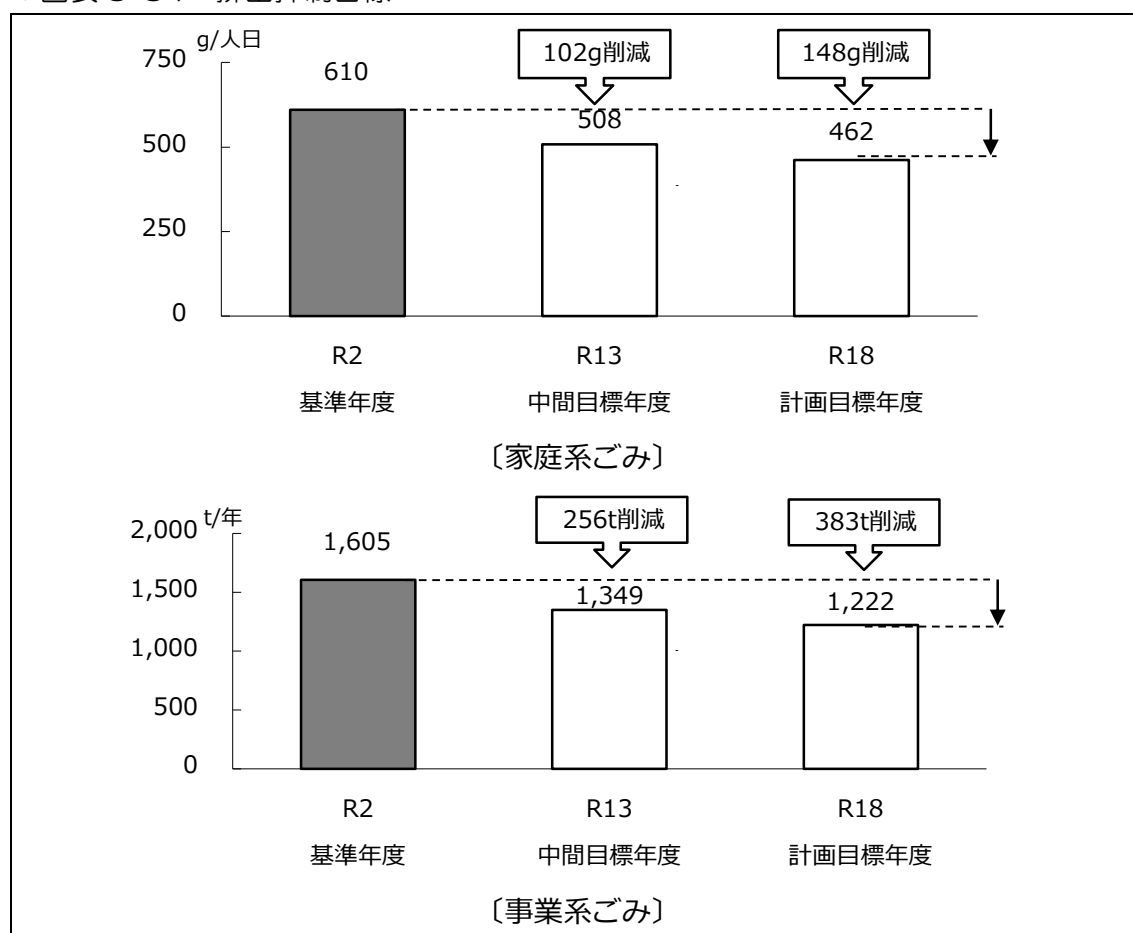
3-2 排出抑制目標

排出抑制目標値は図表 3-34 に示すとおりです。

計画目標年度である令和 18 年度において、家庭系ごみの 1 人 1 日当たりごみ排出量の目標値を令和 2 年度 610g から 148g 削減し、462g とします。

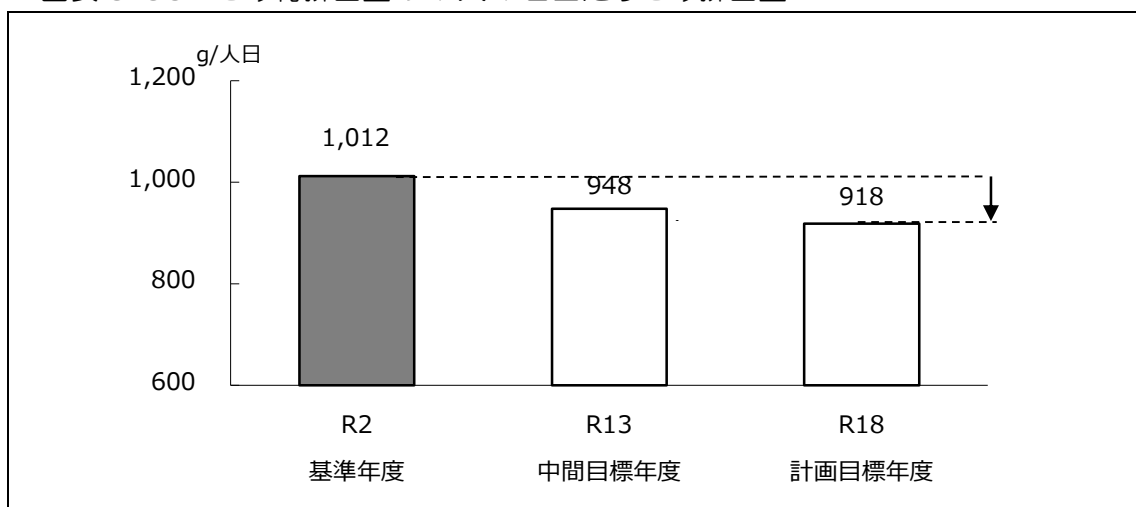
また、事業系ごみの年間排出量の目標値を令和 2 年度 1,605t から 383t 削減し、1,222t とします。

▼図表 3-34 排出抑制目標



本計画の目標達成した場合のごみ総排出量の1人1日当たり排出量は、図表3-35に示すとおりです。令和18年度において、918g/人日となります。

▼図表3-35 ごみ総排出量の1人1日当たりごみ排出量



3-3 排出抑制量

令和18年度の排出抑制目標を達成するうえで、目標値の達成状況を確認するために、10年後の令和13年度を中間目標年度とし、以下を目標量とします。

(1) 収集ごみ

【排出抑制】

燃えるごみ中の手付かず食品や食べ残し、調理くずなどのちゅう芥類、プラスチック類、草木類の排出量を削減することを目標とします。令和13年度1人1日当たり55g/人日を排出抑制の目標量とします(図表3-36(1)参照)。

また、近年、排出量が増加している燃えないごみ及び粗大ごみについても、排出量を削減することを目標とします。令和13年度1人1日当たり燃えないごみ5g/人日、粗大ごみ8g/人日を排出量抑制の目標量とします(図表3-36(2)参照)。

家庭で取組やすい排出抑制の方法として以下の取組を啓発していきます。

『手付かず食品』

必要な分だけ買い、無駄なものを買わないなどの計画的な買い物を行う、残っている食材から使い切るなどを心がける。

『食べ残し』

食事の量はちょうどよい量をつくる、作り過ぎて残った料理は、リメイクやアレンジして食べきるなどを行う。

『調理くず』

調理くずは、大根の皮をきんぴらに調理するなどのエコクッキングや堆肥化して利用する。

『プラスチック類』

使い捨てプラスチック製品の使用抑制やプラスチック使用量が少ない製品や代替商品の利用などを行う。

『草木類』

ガーデンシュレッダー（枝葉破砕機）により剪定枝をチップ化し、堆肥化や植栽地の雑草防止などに利用したり、草類を乾燥したりする。

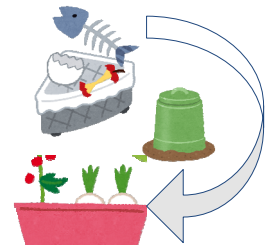
『燃えないごみ』、『粗大ごみ』全般

無駄な物を買わない、物を大事に、長く使用する、リサイクルショップを利用するなどごみ減量意識をもつことを心がける。

～ ごみ減量ワンポイントアドバイス ～

生ごみは、ごみ袋に入れる前に簡単な水切りを！！

- ❖ 生ごみは多くの水分を含んでおり簡単な水切りを行うことでごみ減量につながります。
- ❖ 水切りを行うことにより悪臭の発生抑制につながります。
- ❖ 生ごみ処理機器やコンポストで堆肥化し、家庭菜園などに利用しましょう。



不要な食品の購入を控える！！

- ❖ 不要な食品の購入を控えることにより、不要な出費を抑えることができるとともに、ごみの減量につながります。
- ❖ エコクッキングを心掛け、食べ残しのない量を調理しましょう。



【再資源化】

燃えるごみ中に混入している新聞、雑誌等の古紙や紙製容器包装類、プラスチック製容器包装類を資源ごみへ移行させ、リサイクルの向上を目指します。

以下の品目について、再資源化の取組を啓発していきます。

『ダンボール』、『紙パック』、『新聞・チラシ』、『雑誌』、『布類』

ダンボール等の古紙類や布類は、資源ごみとして分別するか、地域の婦人会や民間の資源回収等に出すことで再資源化する。

『紙製容器包装類』、『プラスチック製容器包装類』

紙製容器包装類及びプラスチック製容器包装類は中身を使いきってきれいにし、資源ごみとして分別収集を行うことで再資源化する。

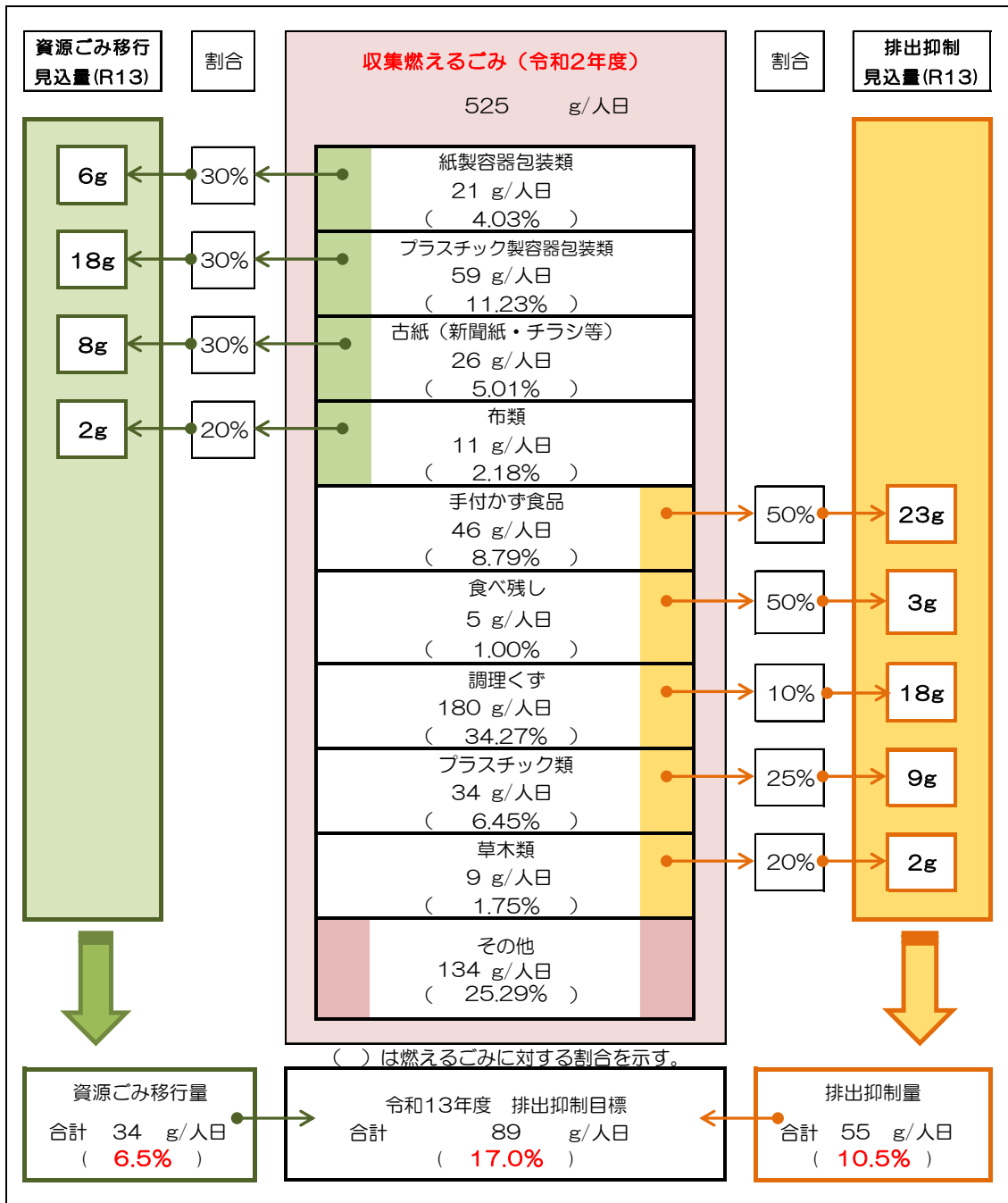
～ リサイクルのすすめ ～

資源ごみは分別してリサイクルへ！！

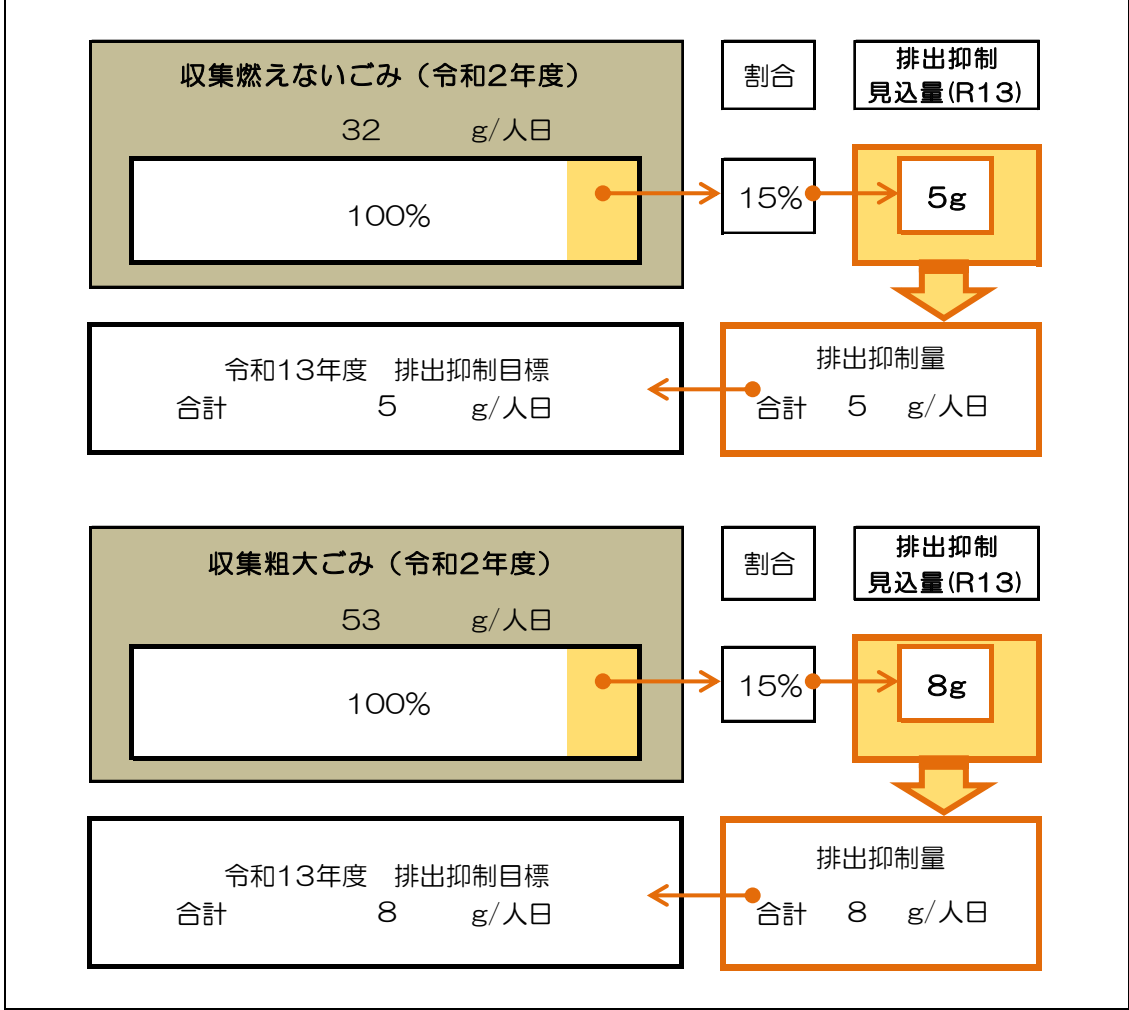
- ❖ 資源ごみは適正に分別して、それぞれの指定の収集日に出したり拠点回収を利用することにより「燃えるごみ」「燃えないごみ」の減量につながります。
- ❖ 資源ごみで出すことで、それぞれの指定袋の購入を控えることができます。
- ❖ プラ製容器包装などひと手間かけて、きれいに洗って資源化しましょう。



▼図表 3-36(1) 収集ごみの排出抑制目標量・再資源化目標量



▼図表 3-36(2) 収集ごみの排出抑制目標量・再資源化目標量



(2) 事業系ごみ

【排出抑制】

事業系ごみは、燃えるごみを対象とします。許可業者搬入ごみは、多量に排出する事業者のごみも扱っており、ちゅう芥類や草木類が多く排出されています。

燃えるごみ中のちゅう芥類、草木類の各 20%を削減し、プラスチック類の 50%を削減することを目標とします（図表 3-37 参照）。

事業系ごみについて以下の取組を推進していきます。

『ちゅう芥類』

事業所から排出されるちゅう芥類は、販売店の売れ残り、飲食業、宿泊業、病院等の調理くずや食べ残し等であるため、商品の仕入やメニューの工夫等、計画的な事業活動により、無駄なものを削減していく。また、堆肥化等の再資源化を取り組むことにより、ごみ量の削減を行う。

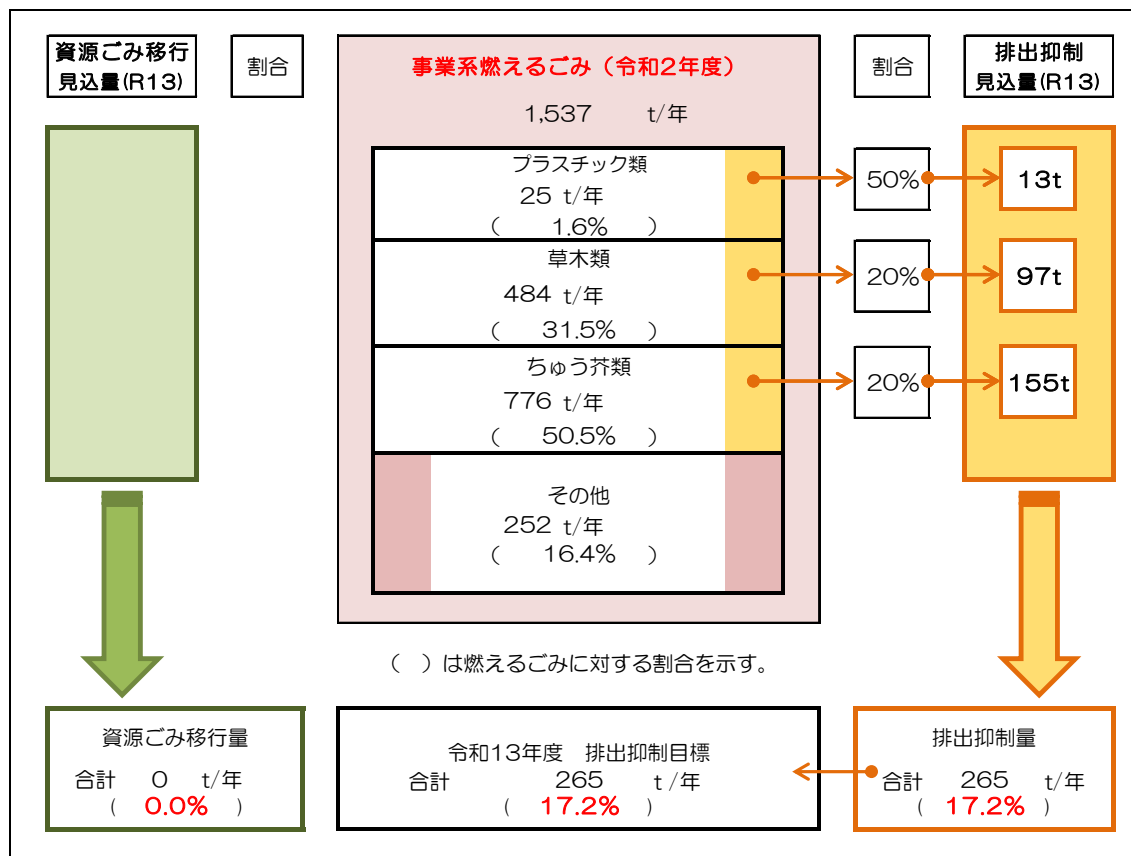
『プラスチック類』

プラスチック類は、排出者処理責任の原則により、排出者自らが処理を行う。

『草木類』

事業所自らがチップ化や、乾燥による減量化を行うことにより、ごみの削減に取り組んでいく。

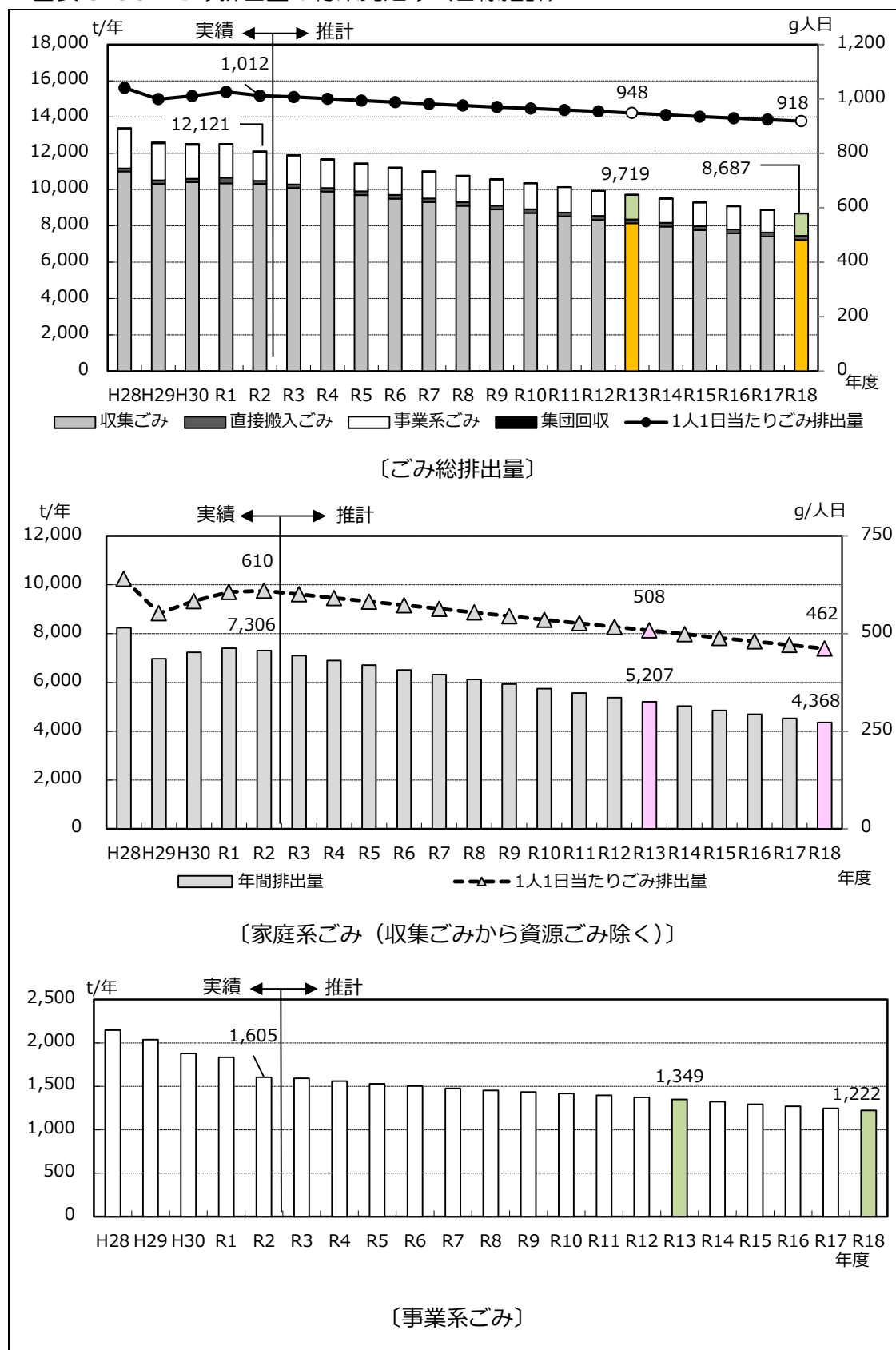
▼図表 3-37 事業系ごみの排出抑制目標量



3-4 目標推計

目標達成したごみ排出量の将来見込みは、図表 3-38 に示すとおりです。

▼図表 3-38 ごみ排出量の将来見込み（目標推計）

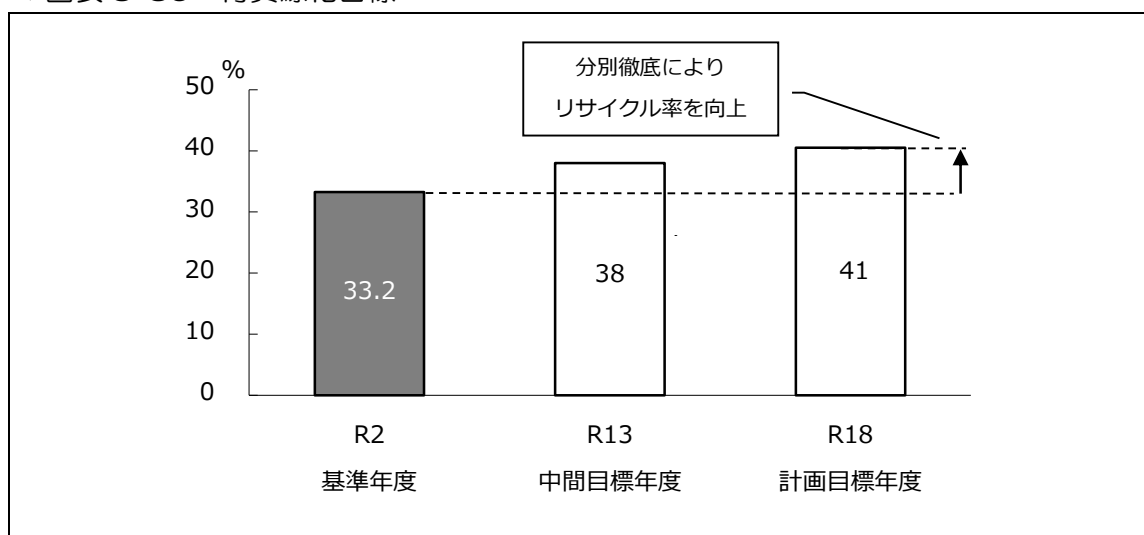


3-5 再資源化目標

本計画の再資源化目標は、図表 3-39 に示すとおりです。

燃えるごみに混入している資源物を分別徹底することで資源ごみの排出量を増加させ、リサイクル率が令和 13 年度において 38%、令和 18 年度において 41%まで向上することを目標とします。

▼図表 3-39 再資源化目標

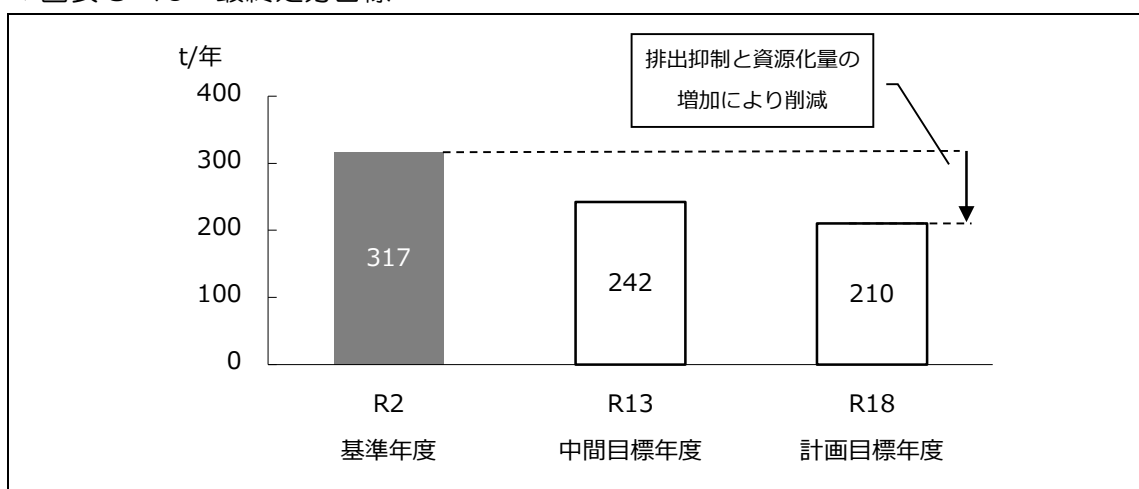


3-6 最終処分目標

本計画の最終処分目標は、図表 3-40 に示すとおりです。

ごみの排出抑制及び資源化量の増加により、最終処分量が令和 13 年度において 242t、令和 18 年度において 210t まで削減することを目標とします。

▼図表 3-40 最終処分目標



3-7 目標値まとめ

本計画の達成状況を測る指標として、図表 3-41 に示す目標値を設定します。

▼図表 3-41 目標値

区分	単位	令和 2 年度 (基準年度)	令和 13 年度 (中間目標年度)	令和 18 年度 (計画目標年度)
家庭系ごみの目標値※ ¹	g/人日	610	508	462
事業系ごみの目標値※ ²	t	1,605	1,349	1,222
リサイクル率※ ³	%	33.2	38	41
最終処分量	t	317	242	210

<参考>

1 人 1 日当たりごみ排出量※ ⁴	g/人日	1,012	948	918
-------------------------------	------	-------	-----	-----

※1 (収集燃えるごみ+収集燃えないごみ+収集粗大ごみ) ÷ 人口 ÷ 年間日数

※2 事業系ごみの年間排出量

※3 資源化量 ÷ ごみ排出量

※4 (収集ごみ+直接搬入ごみ+集団回収) ÷ 人口 ÷ 年間日数

第3節 施策の体系

本計画の施策の体系を図表 3-42 に示します。

▼図表 3-42 施策の体系

基本方針	基本施策	個別施策
市民・事業者・行政の協働による 3R の推進	普及・啓発活動の推進	●情報の共有化 ●環境学習の推進 ●市民・事業者との協働体制の推進 ●清掃ボランティアへの支援
	ごみ減量のための行動の推進	●ごみを出さない行動の促進 ●リユース情報の提供
	事業者への指導・支援	●事業者へのごみ減量指導、協力要請 ●事業系ごみ対策の支援の調査・検討 ●事業系ごみの排出実態の把握
ごみの排出抑制と資源の有効利用の推進	資源物の有効活用 の推進	●ごみの分別の徹底 ●小型家電のリサイクル ●剪定枝・草木類のリサイクル
	食品ロス削減対策	●食品ロス削減推進計画
	プラスチックごみの削減	●プラスチック製容器包装類のリサイクルの推進 ●使い捨てプラスチックの削減
安全で安定した適正処理の推進	収集・運搬に関する施策	●高齢化社会等に配慮した支援の検討 ●ごみステーションの適正管理
	安全で効率的な処理・処分	●施設における適正な処理 ●既存施設の適正な維持管理 ●最終処分場の適正管理
	その他適正処理に関する施策	●不法投棄防止対策の徹底 ●漂着ごみ対策 ●災害廃棄物対策 ●在宅医療廃棄物対策 ●感染症発生時の処理体制

第4節 目標を達成するための施策

基本方針1 市民・事業者・行政の協働による3Rの推進

ごみの排出抑制を進めるため、ごみの分別収集や排出抑制に積極的に取り組む市民・事業者を増やすものとします。行政は、市民や事業者の取組を支援するものとします。

【関連するSDGs】



基本施策1 普及・啓発活動の推進

施策1 情報の共有化

市民や事業者のごみに関する知識向上や意識啓発には、ごみ減量・リサイクルの意義や具体的な取組方法など様々な情報を提供することが必要です。

市民が受け取りやすい方法を選び、確実に情報が届くよう、回覧、市広報誌やホームページ、SNS、ほっちやテレビなど様々な情報媒体を通じてごみ問題に関する情報提供を行います。

施策2 環境学習の推進

小・中学校の社会科の学習として、長門市清掃工場や長門市リサイクルセンター等への見学の受け入れを行い、環境への配慮を心がける人づくりを進めていきます。

幅広い世代を対象として、ごみ減量や適正な分別排出、食品ロスやプラスチックごみに関する学ぶ機会や体験する場を充実し、人、社会、地球環境に配慮した消費行動等の普及啓発を図ります。

児童・生徒、市民を対象とした出前講座、普及啓発冊子の作成・配布等を行います。



施策3 市民・事業者との協働体制の推進

3Rの推進のため、長門市快適環境づくり推進協議会との連携のもと、各公民館や自治会を単位とした体制づくりを支援し、地域住民の自主的な取組の促進を図っていきます。

また、長門市快適環境づくり推進協議会や地域団体を通して、衛生振興に功績のある市民や団体を表彰者として推薦する取組も推進します。

施策4 清掃ボランティアへの支援

環境にやさしいまちづくりを進めるため、市民等による散乱ごみの回収活動の活性化が必要であることから清掃ボランティアに対するごみ袋等の用具の提供及び清掃ごみの回収など、その活動を積極的に支援していきます。



基本施策2 ごみ減量のための行動の推進

施策1 ごみを出さない行動の促進

ごみの減量につながる啓発をすることにより、市民による具体的なごみの減量・資源化の実践を促します。買い物にマイバッグを持参、ばら売り・量り売りの商品や詰め替え用商品の購入、使い捨て商品ではなく長く繰り返し使える商品を選ぶことなど、商品やサービスを購入する場合には、できる限りごみの発生・排出につながらないものを優先的に選択し、環境にやさしい消費行動への転換を促進していきます。



施策2 リユース情報の提供

市民のリユースに対する関心を高めるとともに、市内で開催される市民団体・NPO法人等が開催するフリーマーケット等の情報を、市ホームページで紹介します。併せて、リース・レンタルサービスや修理サービスの活用についても促進していきます。



基本施策3 事業者への指導・支援

施策1 事業者へのごみ減量指導、協力要請

事業系ごみは、できる限り事業所内で有効利用するよう促し、燃えるごみの削減、あるいは排出量の削減を図ります。そのため、事業者からの問い合わせに対し、有効利用の手法、資源物を取り扱う資源回収業者等の紹介などを行います。

スーパー等において行っている食品トレイ、牛乳パック等の回収を、より一層進めるため、回収を受け入れてもらえる販売店等に対し、協力を要請していきます。

施策2 事業系ごみ対策の支援の調査・検討

事業系ごみの生ごみの減量、分別の徹底、資源化の推進など事業所の規模や業種に応じた支援策や協働の仕組みづくりについて調査・検討します。

施策3 事業系ごみの排出実態の把握

循環型社会を形成するためには、家庭系ごみだけでなく、事業系ごみについても発生・排出削減やリサイクルに取り組んでいく必要があります。アンケート調査や排出状況調査により、事業系ごみの排出実態を把握し、分別徹底や家庭ごみへの混入防止など自らの責任による適正処理について啓発・指導を効果的に行うとともに、リサイクルの取組実践などを促進します。



基本方針2 ごみの排出抑制と資源の有効利用の推進

ごみの排出抑制と資源の有効利用の推進のため、市民や事業者が自ら再生利用等に積極的に取り組むものとします。行政は、市民や事業者の取組を支援するものとします。

【関連するSDGs】



基本施策1 資源物の有効活用の推進

施策1 ごみの分別の徹底

リサイクルの推進を図るためには、市民のごみ分別意識の向上が不可欠です。ごみ組成調査で、古紙類など、リサイクルされるものが燃えるごみに混入していることがわかりました。

これらのものをできるだけ多く分別回収し、資源として適正にリサイクルするため、出前講座やパンフレット、ホームページ、アプリなど様々な方法を通じて分別徹底を啓発していきます。

施策2 小型家電のリサイクル

小型家電には、鉄やアルミなどの他にレアメタルなどの貴重な資源が含まれています。ごみ減量と資源の有効活用、最終処分量の削減のため、小型家電の回収を行うとともに、小型家電を回収ボックスに分別排出するよう市民へ啓発します。

また、宅配便を活用したパソコン・小型家電の回収を実施しており、回収方法を周知していきます。



施策3 剪定枝・草木類のリサイクル

本市では、家庭から排出される剪定枝葉の減量化及び再資源化を推進するため、ガーデンシュレッダー（枝葉破砕機）の購入に対する経費の一部を補助しています。チップ化した剪定枝は、堆肥や植栽地の雑草防止などに利用します。



基本施策2 食品ロス削減対策

施策1 食品ロス削減推進計画

食品ロス削減に向けて、市民、事業者・関係団体、行政が協力しあうことが重要です。本計画では、「食品ロス削減推進計画」を第6節にまとめています。

基本施策3 プラスチックごみの削減

施策1 プラスチック製容器包装類のリサイクルの推進

プラスチック製容器包装類については、資源ごみとして分別し、排出方法の周知を徹底し、リサイクルを推進します。

容器包装リサイクル法以外の対象外であるプラスチック製品のリサイクルについては国の動向を注視していきます。

施策2 使い捨てプラスチックの削減

使い捨てプラスチック製品等の発生抑制を図るための意識啓発を行います。

ホームページやアプリ、SNS等で市民にプラスチック製品の使用を控え、繰り返し使える商品を選ぶなど啓発していきます。



基本方針3 安全で安定した適正処理の推進

廃棄物の処理・処分については、萩・長門清掃一部事務組合と連携を図り、環境負荷の少ない効率的な処理体制を維持します。台風や地震などの災害発生時においても平時から備えることにより、迅速かつ適切な災害廃棄物等の収集・運搬等に努めます。また、感染症発生時においても、感染防止策を講じて、安定した清掃事業を実施します。

【関連する SDGs】



基本施策1 収集・運搬に関する施策

施策1 高齢化社会等に配慮した支援の検討

本市のごみ収集は、収集・運搬の効率化からステーション方式により行っており、市民は、決められた場所に自らがごみを出す必要があります。高齢者、要介護者及び障がいのある市民にとってはごみステーションへの排出は負担が大きいため、支援方法、支援体制の構築について、他自治体を参考に検討していきます。



施策2 ごみステーションの適正管理

ごみステーションは、市民が主体となり設置しています。本市では、自治会等によるごみステーションの新設及び修繕に係る補助金を交付しており、ごみステーションの整備により、地区住民の快適な生活環境が保全されるとともに、ごみ収集の効率性を向上させることが出来ています。今後も、各自治会等に補助制度の周知を行いながら、ごみステーションの新設及び修繕に係る補助を継続して行っています。



ごみステーションの例

基本施策２ 安全で効率的な処理・処分

施策１ 施設における適正な処理

ごみの適正処理を行うためには、適切な維持管理のもと処理施設を安定稼働させ、また、高度な二次公害防止対策を徹底することが不可欠です。

本市から排出されるごみについては、燃えるごみは、萩・長門清掃工場にて広域処理し、燃えないごみや粗大ごみ、資源ごみは、長門市清掃工場や長門市リサイクルセンター等で適正処理し、環境負荷の低減と再資源化を推進していきます。

施策２ 既存施設の適正な維持管理

ごみの適正処理を安心・安全に継続していくために、既存施設の適正な維持管理、効率的な施設運営を行っていきます。

施策３ 最終処分場の適正管理

現在供用中の最終処分場は、埋立開始から用途廃止されるまでの間、廃棄物処理法に基づく維持管理が必要となります。

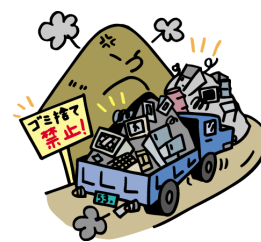
今後も引き続き法に基づく適正な維持管理を行い、周辺地域の環境保全に努めるものとしします。また、新たな最終処分場の方策について検討する必要があります。

基本施策３ その他適正処理に関する施策

施策１ 不法投棄防止対策の徹底

不法投棄防止策として、防止・啓発看板の設置やパトロールを行っています。不法投棄やポイ捨てが発生しやすい場所を減らしていくことも重要です。このため、監視パトロールの強化や発見時の警察への細やかな通報に取り組みます。また、関係機関との連携を図るなど、不法投棄の監視を強化します。

さらに、不法投棄を抑制するための防止・啓発看板の作成・配布にも努めます。



施策２ 漂着ごみ対策

不法投棄されたプラスチックごみは、河川や海に流出し、海洋汚染の原因になることから環境負荷を低減させるために、漂着ごみ対策について、県や関係団体などと連携を図り、海洋汚染問題について、環境学習や広報にて啓発していきます。



施策3 災害廃棄物対策

本市では、災害廃棄物処理計画を令和2年度に策定しており、実際に発生した廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うための本市の基本的な考え方と具体的な対応方針を定めています。

災害時に発生するごみは、大量かつ多種・多様にわたることが多く、大別するとごみ・し尿などの生活ごみと、建物の倒壊などに伴う災害廃棄物に分けられます。

生活ごみについては、環境衛生上できるだけ速やかな回収が必要となりますが、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき、県の廃棄物対策部署など関係機関との連携を図りながら適正に処理を行います。



施策4 在宅医療廃棄物対策

高齢化の進行等によって、在宅医療行為に伴う廃棄物（在宅医療系廃棄物）が増加しています。こうした在宅医療系廃棄物には、注射針など、ごみ処理において危険を伴う場合も想定されます。

在宅医療系廃棄物による事故を防ぐため、医師や医療機関との連携を図り、安全な排出方法について指導を受けるなど、適正な処理を推進します。具体的には、注射針など危険なものや感染性のあるものは、医療機関を通じて専門業者による回収とします。

施策5 感染症発生時の処理体制

感染症の拡大などの非常時において、清掃事業を継続するための体制整備とごみ処理施設で従事する職員の安全対策の強化のため、施設内における感染防止対策と事業継続計画の策定の検討を行います。

第5節 ごみ処理計画

1 処理主体

本市から排出されたごみの処理主体をごみの区分ごとに、排出から処理・処分に至るまでの工程等に分類し、図表 3-43 に示すとおりまとめました。

【排出段階】

ごみの排出段階の主体は、「市民」及び「事業者」です。

主体となる「市民」及び「事業者」は排出するごみの減量化及び資源化に積極的に取り組まなければなりません。本市は「市民」及び「事業者」の取組に対して必要な啓発等を行う役割を担っています。

【収集運搬段階】

家庭系ごみの収集・運搬は、「市」及び「委託業者」が主体となります。事業所からのごみの収集・運搬は、事業者自らの責任により行うものとし、事業者自らが処理施設へ搬入するか、「許可業者」が主体となります。また、施設へ直接ごみを搬入する場合は「市民」及び「事業者」が収集・運搬の主体となります。

「市」は、ごみステーションからの収集・運搬にあたっては効率的な収集・運搬体制の維持に努める役割を担っています。

【処理・処分段階】

ごみの処理・処分段階の主体は「市」及び「萩・長門清掃一部事務組合」であり、施設等において適正な処理・処分及び施設の適正な維持管理に努める役割を担っています。

また、処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造者責任または排出者責任において処理・処分を行うものとします。

▼図表 3-43 ごみ処理主体

排出者	ごみ区分	排出	収集運搬	中間処理	最終処分
市民	燃えるごみ	市民	本市	萩・長門清掃 一部事務組合	本市
	資源ごみ			本市	
	燃えないごみ				
	粗大ごみ				
事業者	燃えるごみ	事業者	事業者 (許可業者)	萩・長門清掃 一部事務組合	
	資源ごみ			本市	
	燃えないごみ				
	粗大ごみ				

注) 本市が処理主体となる収集運搬や中間処理に委託も含む。

2 収集運搬計画

2-1 収集運搬に関する基本方針

計画収集区域は、行政区域全域とします。

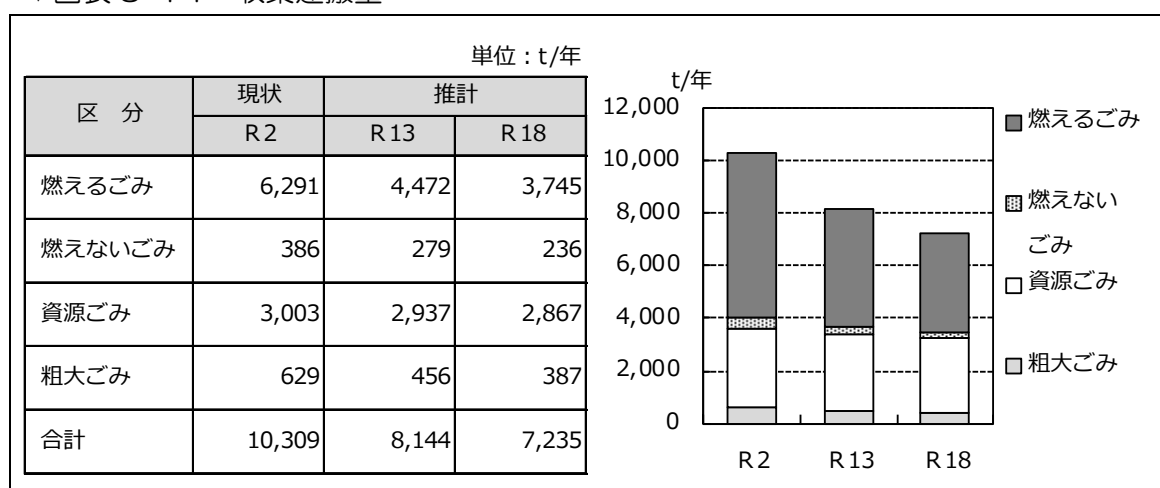
家庭から排出されるごみの収集運搬は、ステーション方式を継続します。また、事業系ごみの収集運搬は、事業者自らが処理施設に搬入するか、本市の収集運搬業の許可業者によるものとします。

2-2 収集運搬量

家庭系ごみの収集運搬は、本市の直営と委託で行っています。ごみ排出抑制目標の達成によりごみ排出量は削減され、令和 18 年度において約 7,200t/年となる見込みです。

図表 3-44 に収集運搬量を示します。

▼図表 3-44 収集運搬量



3 中間処理計画

3-1 中間処理に関する基本方針

ごみの排出抑制・資源化を推進した上で、現状の処理方法を継続していきます。

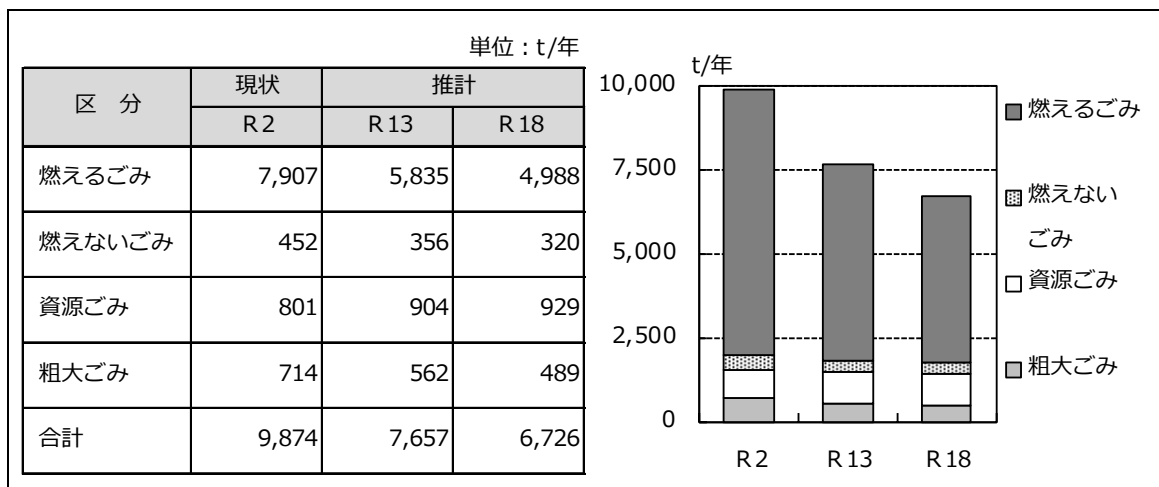
安全で安定したごみ処理が継続できるよう、適正な維持管理を行うものとします。

3-2 中間処理量

中間処理量は、ごみ発生・排出削減目標の達成により減少し、年間排出量は令和 18 年度において約 6,700t/年となる見込みです。

図表 3-45 に中間処理量を示します。

▼図表 3-45 中間処理量



注）紙類、布類の直接資源化分は除く。

4 最終処分計画

4-1 最終処分に関する基本方針

セメント原料に適さない焼却処理残渣と粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理した後の不燃物処理残渣を一般廃棄物最終処分場にて埋立処分します。

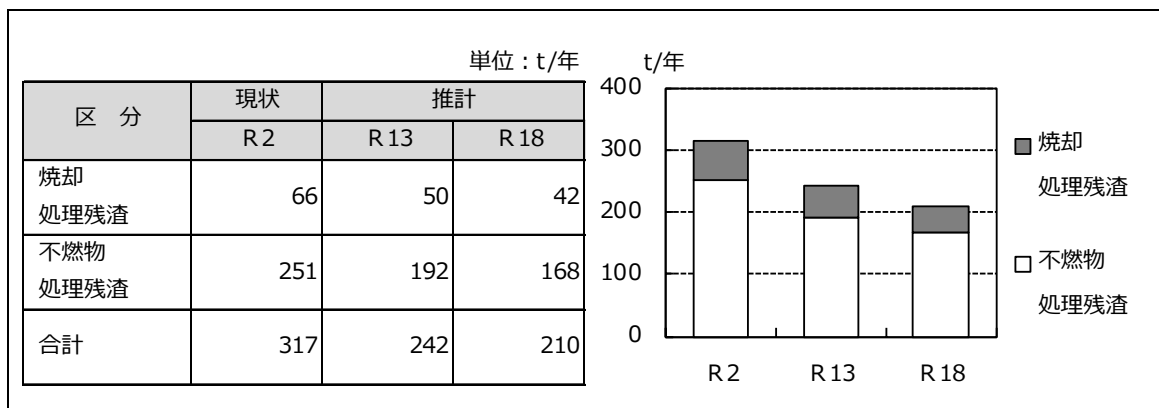
一般廃棄物最終処分場は、残余容量に余裕がありますが、リサイクルを促進することで、最終処分量を削減し、最終処分場の延命化に努めます。現有最終処分場周辺の環境保全に努め、最終処分場に対する信頼性を確保していきます。

4-2 最終処分量

最終処分量は、令和 18 年度に 210t/年程度となる見込みです。

図表 3-46 に最終処分量を示します。

▼図表 3-46 最終処分量



第6節 食品ロス削減推進計画

1 目的

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品であり、生産段階・製造段階・流通段階・消費段階において発生しています。

令和元年度の国の推計によると、日本では約 1,756 万 t の食品廃棄物が排出され、このうち 32.5%にあたる約 570 万 t が食品ロスと試算されています。食品ロスの内訳は、家庭由来が 46%（約 261 万 t）、事業所由来が 54%（約 309 万 t）となっています（図表 3-47）。

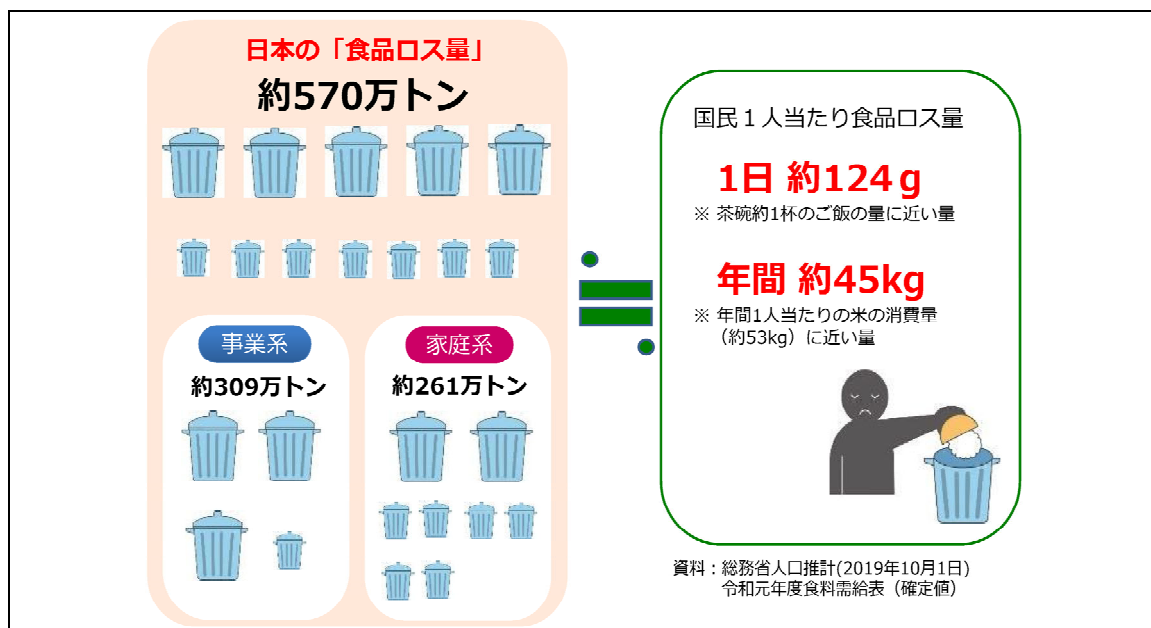
食品ロスの削減については、平成 27 年 9 月に採択された SDGs のターゲットの一つとして、令和 12 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させることが盛り込まれており、国際的にも関心が高まっています。

食品ロス量については「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の基本方針において、食品関連事業者から発生する事業系の食品ロスを令和 12 年度までに、平成 12 年度の排出量から半減させる目標を定めており、「第四次循環型社会形成推進基本計画」においては、家庭から発生する食品ロスを事業系同様に半減させる目標を定めています。

山口県では、令和 3 年 3 月に「山口県食品ロス削減推進計画」が策定され、事業者、消費者、行政が一体となって食品ロスの削減に取り組むことが掲げられています。

これらの状況を踏まえ、本市において、市民及び関係団体・事業者、市等が連携し、食品ロスの削減を推進するために「食品ロス削減推進計画」を策定します。

▼図表 3-47 日本の食品ロス（令和元年度）



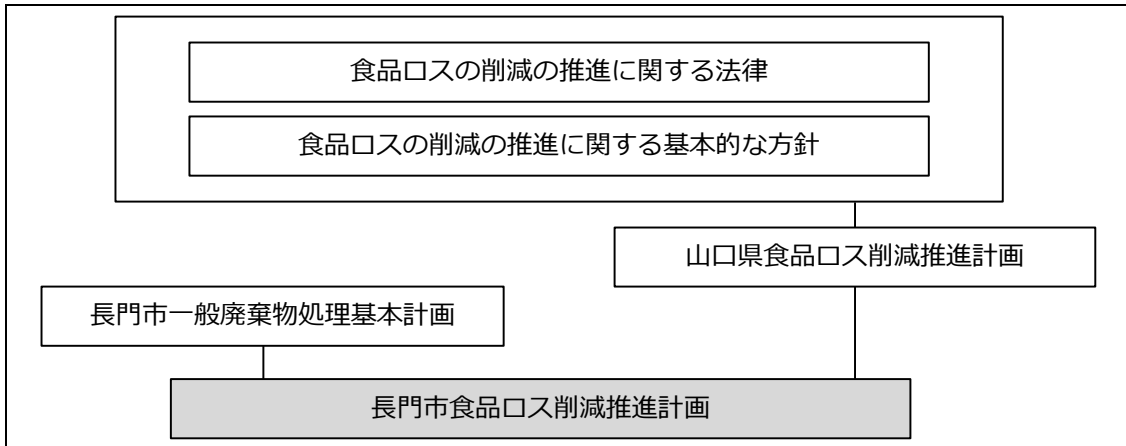
出典：農林水産省

2 計画の位置づけ

食品ロス削減推進計画の位置づけは、図表 3-48 に示すとおりです。

食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」及び「山口県食品ロス削減推進計画」を踏まえて策定します。

▼図表 3-48 食品ロス削減推進計画の位置づけ



3 本市の食品ロスの状況

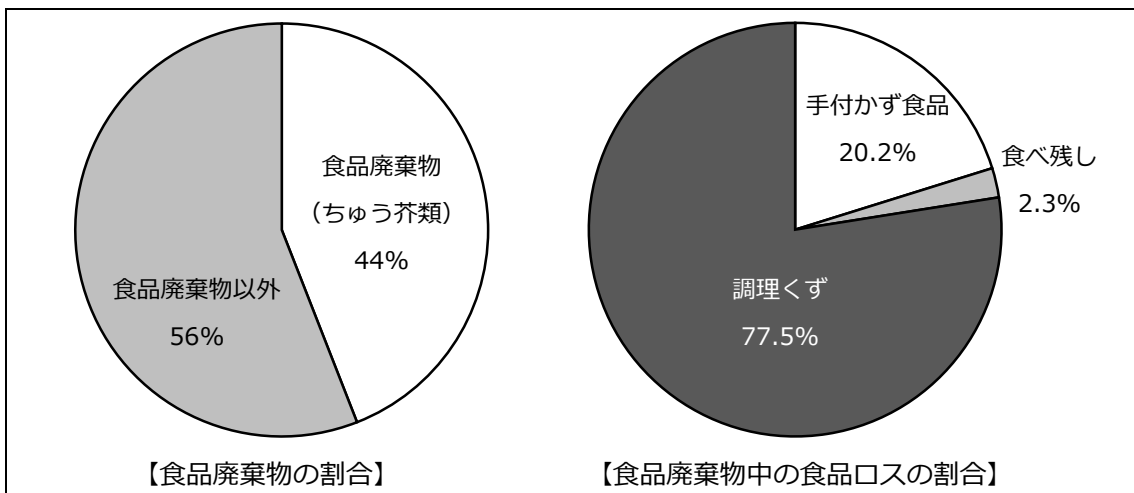
3-1 家庭系

(1) 食品ロス量

家庭系食品廃棄物等の割合は図表 3-49 に示すとおりです。

本市では、家庭系ごみ及び事業系ごみのごみ質を把握するため、ごみ組成分析調査を実施しました。ごみ組成分析調査では、家庭系燃えるごみの食品廃棄物（ちゅう芥類）の割合は、44%です。食品廃棄物中のうち食品ロスが占める割合は 22.5%となっており、令和 2 年度の燃えるごみ量の換算値では、1 人 1 日当たりの家庭系食品ロス量は約 51 g と推計されます。これは、全国平均（1 人 1 日当たり約 57 g）と比較すると少なくなっています。

▼図表 3-49 食品廃棄物等の割合

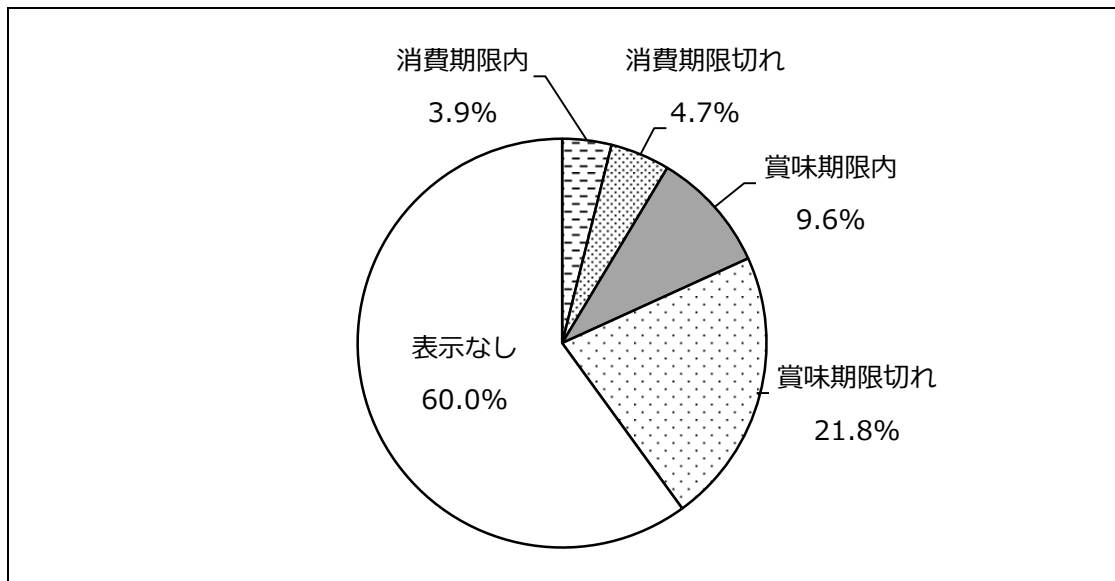


(2) 手付かず食品の消費・賞味期限状況

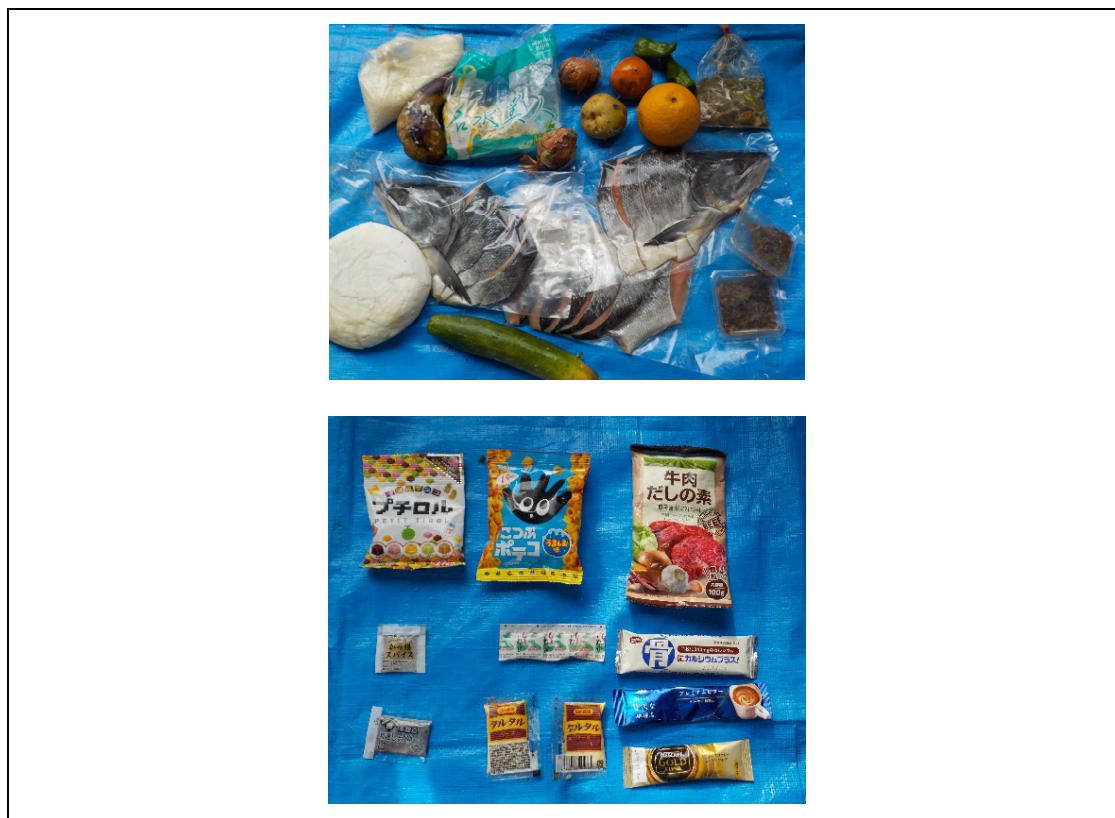
手付かず食品の消費・賞味期限状況は図表 3-50、51 に示すとおりです。

手付かず食品の消費・賞味期限の記載状況・期限について調べた結果、「表示なし」の割合が 60.0%と最も多く、消費期限の表示があったものは 8.6%、賞味期限の表示があったものは 31.4%となっています。また、手付かず食品全体のうち「消費期限内」のものが 3.9%、「賞味期限内」のものが 9.6%でした。

▼図表 3-50 手付かず食品の消費・賞味期限状況



▼図表 3-51 手付かず食品の状況

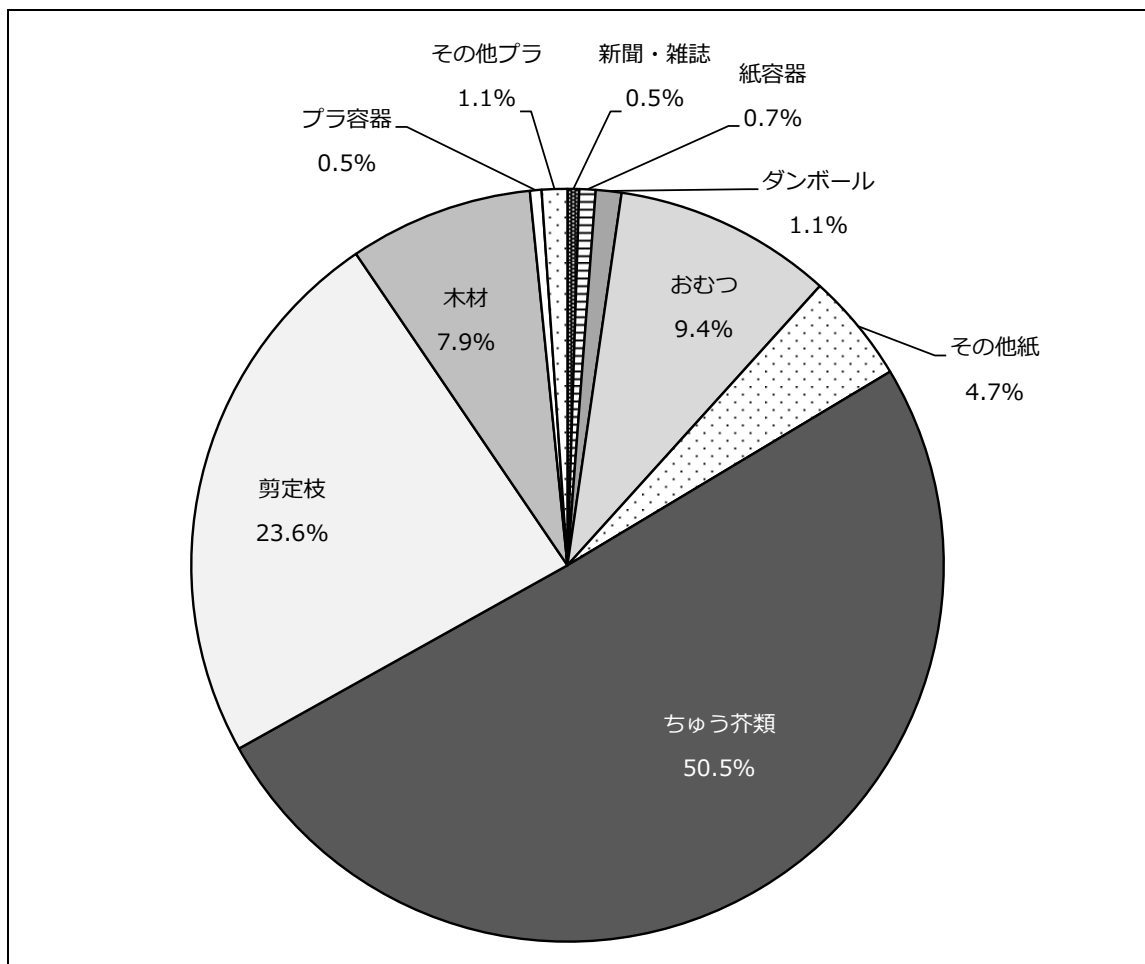


3-2 事業系

事業系燃えるごみの組成調査結果は図表 3-52 に示すとおりです。

事業所から排出される食品廃棄物の発生量は、776t と推計され、食品ロスは 419t と推計されます。

▼図表 3-52 事業系燃えるごみの組成調査結果



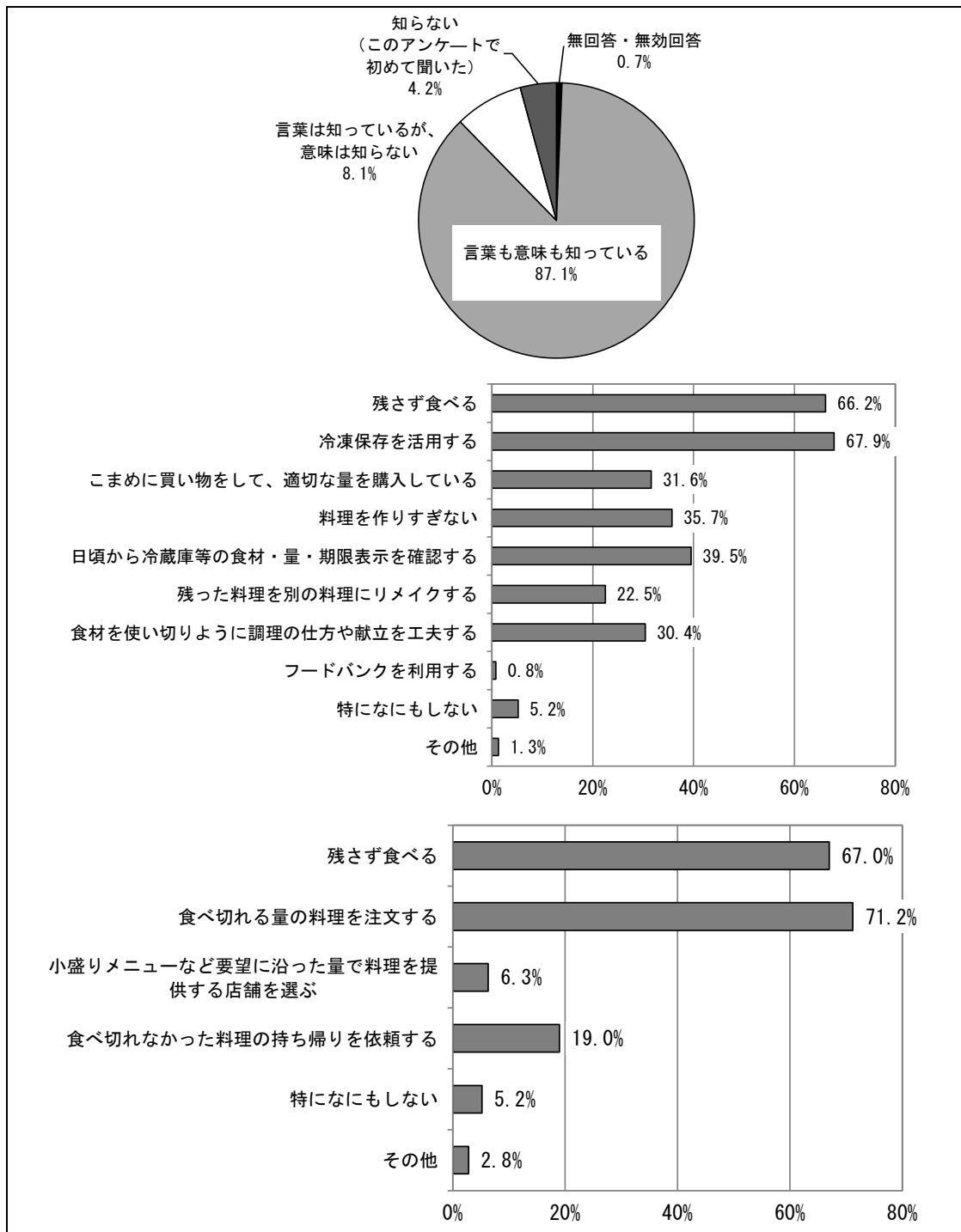
4 食品ロスに関するアンケート調査結果

4-1 家庭

食品ロスに関する市民アンケート調査結果は、図表 3-53 に示すとおりです。

市民アンケート調査では、「食品ロス」の認知度は約 90%と高い状況でした。食品ロス削減に対する取組については、「残さず食べる」、「冷凍保存を活用する」が約 60%以上と多く、他に「食材・量・期限表示の確認」、「作りすぎない」、「適切な量を購入」、「食材を使い切る工夫」などが約 30%となっています。外食時には「食べ切れる量の注文」が 71%、「残さず食べる」が 67%となっています。

▼図表 3-53 食品ロスに関する市民アンケート調査結果

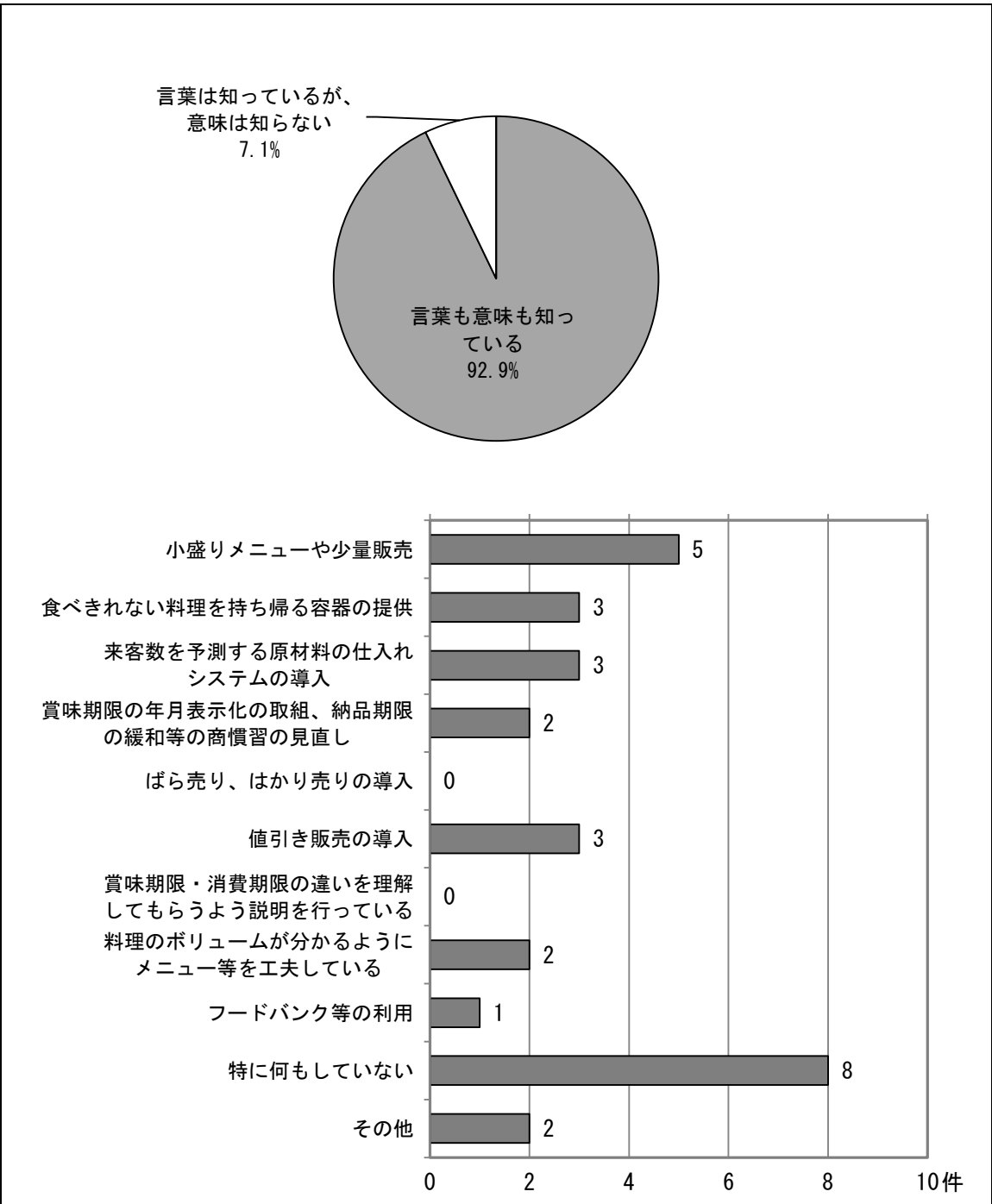


4-2 事業所

食品ロスに関する事業所アンケート調査結果は、図表 3-54 に示すとおりです。

食品関連事業所へのアンケート調査結果では、「食品ロス」の認知度は 90%以上と高い状況でしたが、食品ロス削減に対する取組については、「小盛りメニューや少量販売」が 28 件中 5 件の取り組みで、他は 1～3 件程度の取組状況でした。

▼図表 3-54 食品ロスに関する事業所アンケート調査結果



5 食品ロスの目標

本計画において、家庭系食品ロス量目標値は図表 3-36(1) 収集ごみの排出抑制目標量・再資源化目標量 (p3-32) に示すとおり、令和 13 年度において手付かず食品、食べ残しの 50%削減を目標とします。

事業系食品ロス量目標値については、図表 3-37 事業系ごみの排出抑制目標量 (p3-34) に示すとおり、令和 13 年度において事業系燃えるごみ中のちゅう芥類の 20%削減を目標とします。

6 基本的な方向性

食品の廃棄は生産・流通過程で使用した多くのエネルギーや資源を無駄にしていると同時に、ごみ処理過程においては温室効果ガスを排出させるなど、地球環境への負荷の一因となっていることを踏まえて、SDGs に貢献する食品ロスの削減に取り組むものとします。

【関連する SDGs】



7 基本的施策の推進

食品ロス削減に向けて、以下の 3 つの基本的施策を、市民、関係団体・事業者、市の 3 者が主体となり、それぞれの役割を認識した上で、連携・協働することで、食品ロス削減を推進します。

7-1 基本方針 1 発生抑制の取組

(1) 消費者や事業者に対する食品ロスに関する知識の普及啓発

市民が食品ロスの削減に自発的に取り組んでいけるようにするため、エシカル消費（倫理的消費）や食育に関する取組とも連携しながら、「出前講座」や「環境学習」などを活用し、学校や地域等において、食品ロス削減の重要性についての理解と関心を高める教育や普及啓発の施策を推進します。

国が展開している食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」や全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会等の啓発情報を参考にするなど、それらの活用に努めます。

エシカル消費（倫理的消費）とは、より良い社会に向けて、地域の活性化や雇用等を含む人や社会・環境に配慮した消費行動をいいます。

(2) やまぐち3きっちる運動の推進

山口県では、県民運動として、“おいしく、ぜんぶ、たべちゃろう”を合言葉に「やまぐち食べきっちる運動」を展開しています。これに加え計画的な買い物等により、食材の使いきりを目指す「使いきっちる運動」、生ごみを捨てる際に水きりを徹底する「水きっちる運動」による「やまぐち3きっちる運動」を推進し、食品ロスの削減を図ります。



(3) 食品関連事業者等に対する支援

食品ロスを発生する可能性の高い「卸売業・小売業」、「飲食サービス業、宿泊業」及び「医療、福祉」の事業所に対して、食品ロス削減により、ごみ処理コストが削減されることや、温室効果ガスなどの環境負荷の低減につながることで、これらの取組が企業価値を高めること等を積極的に啓発します。

小売店においては、「ばら売り、量り売り、割引による販売等」を推進し、消費者が必要なものを必要な分だけ購入できる取組や、期限間近の食品を割引販売し、店舗としての食品廃棄物の削減に努めるように啓発します。

小売小盛りなど希望量に応じた食事の提供、食材の使い切り等食品ロス削減に取り組む「やまぐち食べきっちる運動」に協力している事業所を「やまぐち食べきり協力店」として登録し、協力店舗の拡大を促進します。また、規格外品の有効活用の促進など、食品ロス削減に取り組む事業者を「ぶちエコ食品ロス削減パートナー」として登録し、認知・イメージアップを推進します。

ごみの排出量が多い食品関連事業者（食料品の小売店、飲食店、ホテル・旅館など）に対し、廃棄物処理計画の策定を指導していきます。

7-2 基本方針2 再使用と再生利用の取組

(1) 未利用食品を提供するための活動への支援等

家庭において発生する賞味期限間近の食品や、事業所等において発生する余剰在庫等の食品を、こども食堂や食べ物を必要とされる方へ提供するなど、市民、関係団体・事業者が連携して、未利用食品の有効活用を推進するものとします。

7-3 基本方針3 推進体制の整備に向けた取組

市は推進体制の整備に向けて以下に取り組めます。

(1) 計画の推進体制

長門市ごみ減量等推進協議会を活用し、市民、関係団体・事業者、市が、それぞれの立場で食品ロス削減に取り組む機運を醸成すると同時に、その他食品ロス削減に向けた取組を検討します。また、本協議会において、進捗状況の確認や行政への提言なども行うこととします。

(2) 実態把握及び情報収集・情報提供

家庭系食品ロスの発生量に関する実態調査や、市民・事業者へのアンケート調査等を適宜実施し、市民の食品ロスの認知度や削減への取組状況等の把握に努めるとともに、先進自治体の食品ロスの削減に向けた取組事例に関する情報収集や調査を行います。

また、事業者や関係団体等の多様な主体と連携し、食品ロスを削減するための課題やその解決に向けた取組について情報を共有・提供します。

(3) 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会による取組

本市は「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により設立された「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加しており、こうした自治体間のネットワークを利用した食品ロス削減に向けた取組を推進します。

8 各主体の役割

「市民」、「事業者」、「市」の3者が主体となりそれぞれの役割を認識した上で、連携・協働することで、食品ロス削減を推進します。各主体の役割を以下に示します。

8-1 市民の役割

食品ロスの削減に向けた取組を行う上で、市民は食品ロス削減の重要性を理解するとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスを自認し、把握する必要があります。その上で、食品ロスを削減するために実施できることを一人ひとりが考え行動に移すことが重要な役割となります。

- ・やまぐち3きっちる運動への協力
- ・食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗等を積極的に利用
- ・食べきれる量の注文
- ・おいしい食べきりを呼びかける「30・10運動」の実践
- ・食品の期限表示を正しく理解し使用時期を考慮して購入（手前取り、見切り品の購入）
- ・フードバンク活動への理解及びフードドライブを活用した災害時用備蓄食料品の入替時等における未利用食品の寄贈

30・10運動とは、宴会・会食の開始後30分間は自分の席で料理を楽しみ、終了の10分前には自分の席に戻り、再度料理を楽しむことで食べ残しを減らす運動です。

フードバンク活動とは、生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組です。

フードドライブとは、家庭で余っている未使用の食品を寄附し、食べものを必要としている人に無償で提供する取組です。山口県内ではフードバンク活動を行っている「NPO法人フードバンク山口」が取り組んでおり、食品ロス削減につなげています。

8-2 事業者の役割

事業者はサプライチェーン全体で食品ロスの状況と削減の必要性について、理解を深めるとともに、食品リサイクル法に基づいた食品ロスの削減や食品リサイクルを推進し、自らの事業活動において食品ロスの削減につながる取組を実践することが重要な役割となります。

(1) 製造業者

- ・原料の無駄のない利用、製造・出荷工程における適正管理・鮮度保持
- ・製造方法の見直しや容器包装の工夫等による賞味期限の延長
- ・年月表示化など、賞味期限表示の大括り化
- ・食品の端材や形崩れ品の有効活用

(2) 卸売業・小売業

- ・納品期限の緩和（商習慣の見直し）
- ・季節商品の予約制等、需要に応じた販売の工夫
- ・売り切りの取組（小分けや少量販売、値引き、ポイントの付与等）

(3) 宿泊業、飲食サービス業

- ・やまぐち食べきり協力店の登録
- ・天候や日取り等を考慮した仕入れ、小盛メニューや消費者の要望に応じた量の調節
- ・おいしい食べきりを呼びかける「30・10運動」の実施

(4) 医療、福祉

医療、福祉に従事する事業者においては、入院患者の栄養面を考慮した食材及び量で、食品を提供していることから、前述した事業所と同様な仕組みを導入することは困難となります。患者や入居者の嗜好や病状等にあった食品の提供や調理方法等による食べ残しを減らす取組を推進することにより、食品ロス削減の役割を果たすものとします。

8-3 市の役割

市として食品ロスを削減するために、市民、関係団体・事業者に対して役割の認識や行動を実践してもらえるように周知・啓発・広報及び関連施策の実施など積極的に取り組んでいきます。

第4章

生活排水処理 基本計画

第1節 生活排水処理の現状と課題

1 水環境の状況等

本市の水環境の状況は図表 4-1～3 に示すとおりです。

本市の水域で環境基準の類型が当てはめられているのは、河川では深川川水系、掛淵川水系、三隅川水系の3河川、海域では、仙崎湾海域、深川湾海域、油谷湾海域の3海域となっており、定期的に水質調査が行われています。

定期調査結果は、河川では、大腸菌群数は全地点で基準を超過していますが、他の項目については、環境基準を達成しています。海域ではT-P（全磷）の1地点を除きいずれの項目も環境基準を達成しています。

▼図表 4-1 本市河川の水質(令和元年度)

測定地点（河川）		環境基準 類型指定	pH -	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
深川川水系	緑橋	A	7.6	10	1	2	1,500
	湯本の橋	A	7.8	10	0.7	2	17,000
掛淵川水系	やなば橋	A	7.6	10	1.2	3	15,000
	滑橋下流 30m	A	7.4	10	0.8	1	13,000
	阿惣橋	A	7.3	9.4	1	<1	14,000
	油谷碎石排水口下流 50m	A	7.6	10	0.8	1	8,200
三隅川水系	琴橋	A	7.9	10	0.9	2	7,200
	麓橋	A	7.7	10	1.2	2	3,400

注）太字環境基準超過

資料：環境省 水環境総合情報サイト 2019 年度公共用水域水質データ

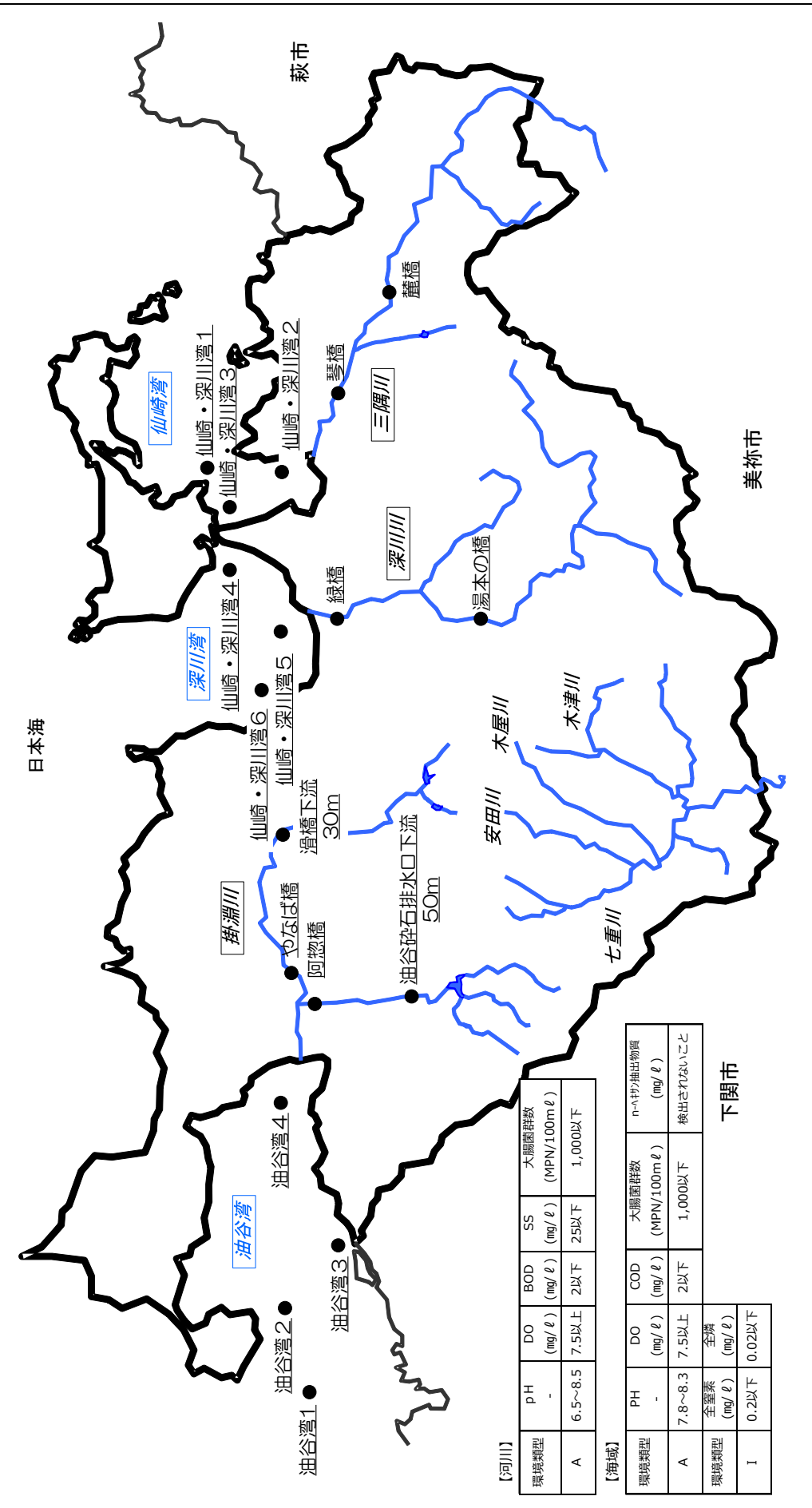
▼図表 4-2 本市海域の水質（令和元年度）

測定地点（海域）	環境基準 類型指定		DO (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	n-㏐抽出物 質 (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)	全磷 (mg/ℓ)
仙崎・深川湾 1	A	I	8.5	1.5	4.8		0.08	0.012
仙崎・深川湾 2	A	I	8.5	1.7	15	<0.5	0.16	0.016
仙崎・深川湾 3	A	I	8.6	1.3	7.3	<0.5	0.08	0.018
仙崎・深川湾 4	A	I	8.3	1.5	7.3	<0.5	0.12	0.029
仙崎・深川湾 5	A	I	7.4	1.2	7.3	<0.5	0.07	0.013
仙崎・深川湾 6	A	I	7.3	1.4	4.8		0.07	0.010
油谷湾 1	A	I	7.2	1.7	8.7		0.07	0.012
油谷湾 2	A	I	8.1	1.4	7.3	<0.5	0.08	0.012
油谷湾 3	A	I	8.1	1.7	17		0.10	0.014
油谷湾 4	A	I	8.3	2.0	24	<0.5	0.12	0.015

注）太字環境基準超過

資料：環境省 水環境総合情報サイト 2019 年度公共用水域水質データ

▼図表 4-3 本市管内の河川等の状況



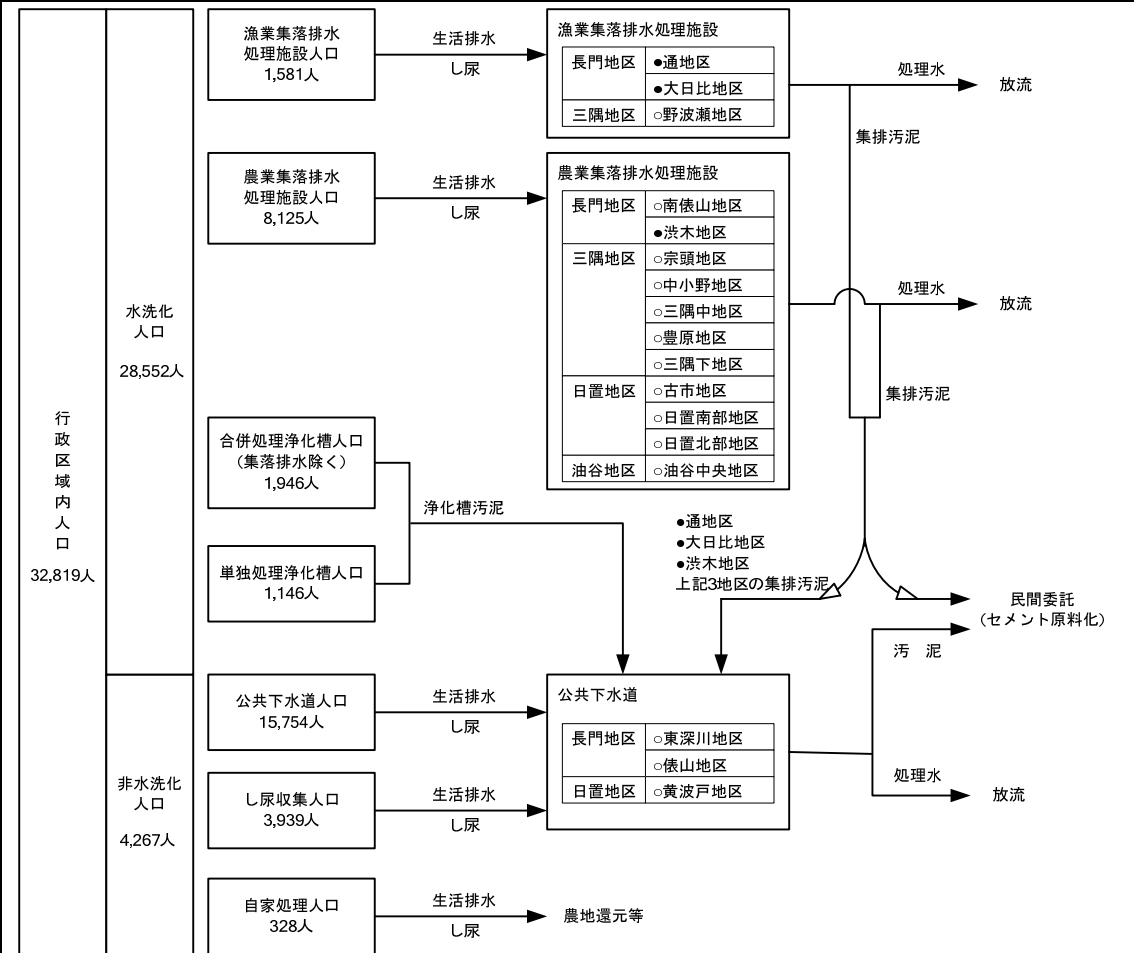
2 生活排水処理の流れ

生活排水処理の流れは図表 4-4 に示すとおりです。

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理は、污水处理施設共同整備事業（MICS）※により、東深川浄化センターで行っています。そのうち、集落排水施設で発生する汚泥の一部は、民間業者に処理を委託し、移動脱水車で脱水後、セメント原料化されています。

※污水处理施設共同整備事業(MICS)とは・・・
下水道事業を実施する地域で、他の污水处理施設整備事業が実施されている場合、共通する処理工程の施設を共同利用することで効率化を図ることができます。污水处理施設共同整備事業(MICS)は、これらの共同利用できる施設の整備を下水道事業で行う制度です。

▼図表 4-4 生活排水処理の流れ（令和 2 年度）



<地区別の処理状況>

地区	し尿	浄化槽汚泥	
		単独処理浄化槽汚泥 合併処理浄化槽汚泥	集落排水汚泥
長門地区	東深川浄化センター	東深川浄化センター	東深川浄化センター 民間委託
三隅地区	東深川浄化センター	東深川浄化センター	民間委託
日置地区	東深川浄化センター	東深川浄化センター	民間委託
油谷地区	東深川浄化センター	東深川浄化センター	民間委託

3 生活排水処理の状況

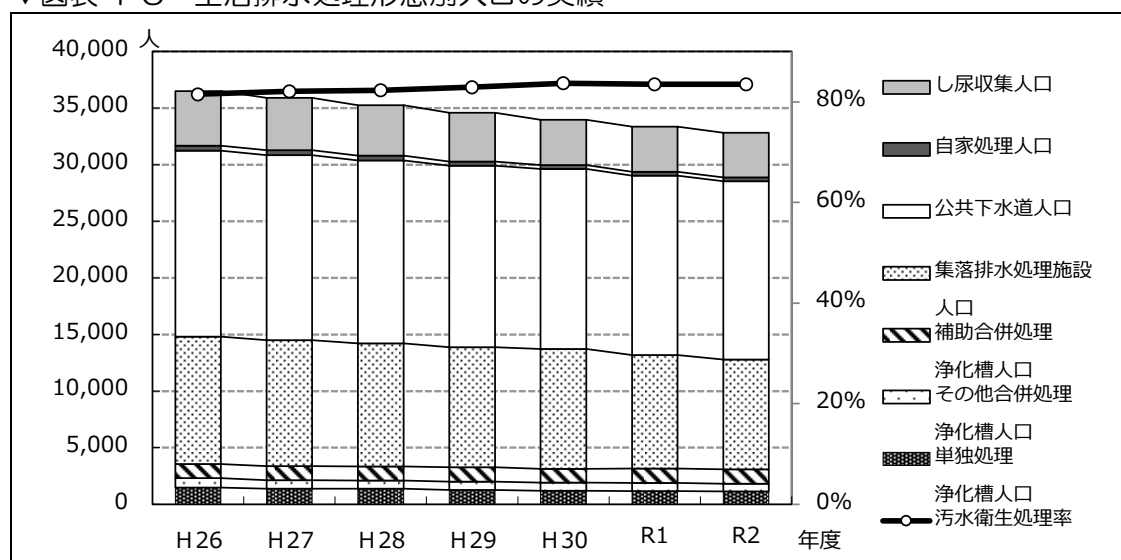
3-1 生活排水処理形態別人口

生活排水処理の状況は図表 4-5、4-6 に示すとおりです。

本市の処理形態別人口は、公共下水道や集落排水処理施設への接続により、し尿収集人口や自家処理人口、単独処理浄化槽人口は減少しています。

本市の令和 2 年度における生活排水処理形態別人口は、公共下水道 15,754 人(48.0%)、合併処理浄化槽（集落排水処理施設含む）11,652 人（35.5%）で、汚水衛生処理率は 83.5%です。

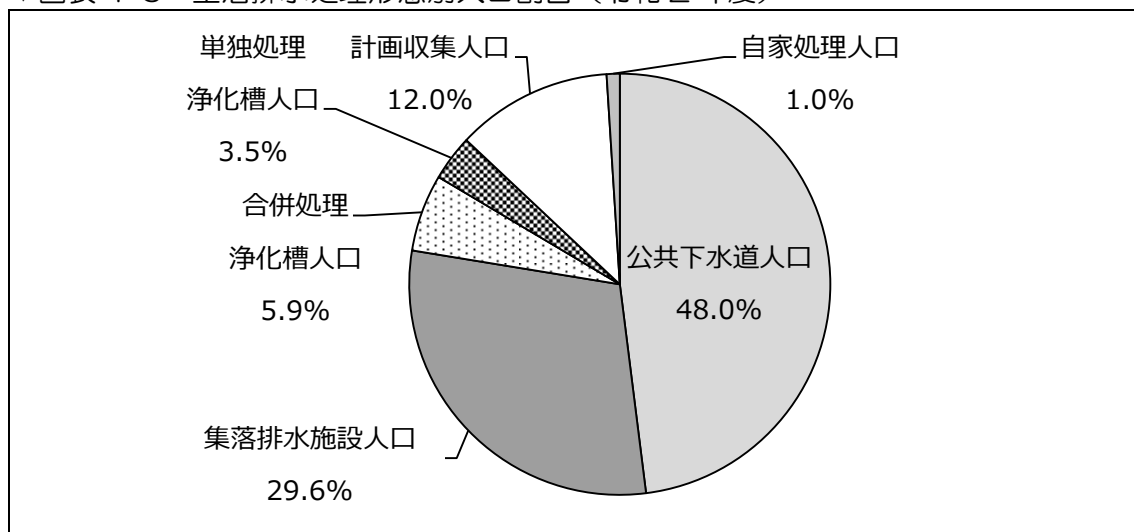
▼図表 4-5 生活排水処理形態別人口の実績



項目		年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
人 口 等	行政区域内人口	[人]	35,263	34,587	33,969	33,366	32,819
	計画処理区域内人口	[人]	35,263	34,587	33,969	33,366	32,819
	非水洗化人口	[人]	4,876	4,669	4,333	4,335	4,267
	し尿収集人口	[人]	4,476	4,319	3,993	4,001	3,939
	自家処理人口	[人]	400	350	340	334	328
	水洗化人口	[人]	30,387	29,918	29,636	29,031	28,552
	公共下水道人口	[人]	16,162	16,032	15,923	15,859	15,754
	浄化槽人口	[人]	14,225	13,886	13,713	13,172	12,798
	合併処理浄化槽人口	[人]	12,861	12,629	12,516	11,998	11,652
	集落排水施設人口	[人]	10,884	10,613	10,567	10,018	9,706
	補助合併処理浄化槽人口	[人]	1,230	1,280	1,237	1,264	1,273
	その他合併処理浄化槽人口	[人]	747	736	712	716	673
	単独処理浄化槽人口	[人]	1,364	1,257	1,197	1,174	1,146
	計画処理区域外人口	[人]	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率		82.3%	82.9%	83.7%	83.5%	83.5%

注) 汚水衛生処理率＝（公共下水道人口+集落排水処理施設人口+合併処理浄化槽人口）/行政区域内人口

▼図表 4-6 生活排水処理形態別人口割合（令和 2 年度）



3-2 公共下水道

公共下水道事業整備状況は図表 4-7 に示すとおりです。

公共下水道は、東深川処理区、俵山処理区、黄波戸処理区の3地区で整備されています。令和2年度末の下水道処理人口普及率は49.4%（区域内現況人口÷行政区域内人口）となっています。

整備の進捗状況は、令和2年度末時点で、俵山処理区及び黄波戸地区は整備が完了しており、東深川処理区は認可区域面積の約90%の整備が完了しています。

▼図表 4-7 公共下水道事業整備状況

地 区	東深川処理区	俵山処理区	黄波戸処理区
計画処理区域面積(ha)	778.7	4.4	41.1
処理区域現況面積(ha)	705.2	4.4	41.1
計画処理人口(人)	15,860	320	950
区域内現況人口※(人)	15,055	303	859
水洗化人口※(人)	14,598	303	853
供用開始年月	昭和 47 年 10 月	昭和 37 年 7 月	平成 12 年 4 月
処理方式	標準活性汚泥法	生物ろ過式活性汚泥法	柱シアー・シオン・イチ方式
排除方式	分流式	分流式	分流式

※令和 2 年度末の実績

3-3 集落排水処理施設

集落排水処理施設の状況は図表 4-8 に示すとおりです。

集落排水処理事業は、農業集落排水処理施設 13 地区、漁業集落排水処理施設 3 地区を整備し、いずれも既に整備事業が完了し供用開始しており、維持管理の段階にあります。青海地区、開作地区については、令和 3 年 3 月で廃止しています。

▼図表 4-8 集落排水処理施設の状況

【農業集落排水処理施設】

地 区	南俵山地区	渋木地区	宗頭地区	中小野地区
供用開始	平成 11 年	平成 17 年	平成元年	平成 5 年
計画処理区域面積(ha)	28.4	37.1	22	11.6
計画処理人口(人)	980	740	570	480
区域内現況人口※(人)	404	457	317	263
水洗化人口※(人)	313	374	244	237

※令和 2 年度末の実績

地 区	三隅中地区	豊原地区	三隅下地区	古市地区
供用開始	平成 7 年	平成 9 年	平成 12 年	平成 8 年
計画処理区域面積(ha)	52	63.4	53.9	84
計画処理人口(人)	1,980	1,690	2,390	2,390
区域内現況人口※(人)	1,160	978	1,448	1,352
水洗化人口※(人)	937	822	1,215	1,192

※令和 2 年度末の実績

地 区	日置南部地区	日置北部地区	油谷中央地区
供用開始	平成 13 年	平成 18 年	平成 18 年
計画処理区域面積(ha)	70	100	118
計画処理人口(人)	1,090	1,380	4,010
区域内現況人口※(人)	476	884	2,261
水洗化人口※(人)	416	776	1,641

※令和 2 年度末の実績

【令和 3 年 3 月で廃止】

地 区	青海地区	開作地区
供用開始	平成 4 年	平成 7 年
計画処理区域面積(ha)	4.6	7.5
計画処理人口(人)	300	200
区域内現況人口※(人)	148	127
水洗化人口※(人)	103	111

※令和 2 年度末の実績

【漁業集落排水処理施設】

地 区	通地区	大日比地区	野波瀬地区
供用開始	平成 5 年	平成 10 年	平成 8 年
計画処理区域面積(ha)	29	6.8	18
計画処理人口(人)	2,800	350	1,050
区域内現況人口※(人)	1,053	174	528
水洗化人口※(人)	976	142	463

※令和 2 年度末の実績

3-4 合併処理浄化槽

年度別合併処理浄化槽の補助基数（新規）は図表 4-9 に示すとおりです。

本市では、公共下水道や集落排水処理施設の整備区域外の生活排水処理を進めるため、合併処理浄化槽の設置に対する補助を行っています。

▼図表 4-9 合併処理浄化槽の補助基数（新規）

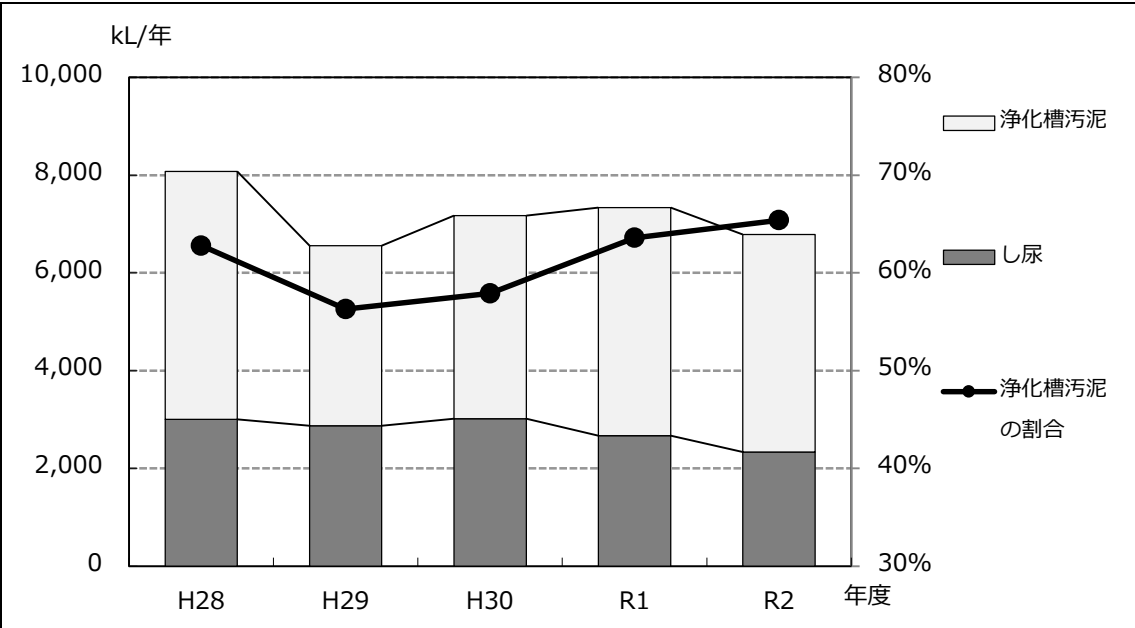
区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
設置基数（基）	17	10	16	10	12

4 し尿及び浄化槽汚泥排出量

し尿及び浄化槽汚泥排出量は図表 4-10 に示すとおりです。

し尿の排出量は概ね減少推移しており、令和 2 年度は 2,338kL です。浄化槽汚泥の排出量は平成 29 年度に減少しますがその後増加し、令和 2 年度は 4,449kL です。し尿と浄化槽汚泥の排出量割合は令和 2 年度で、し尿 34.6%、浄化槽汚泥 65.4%となっています。

▼図表 4-10 し尿及び浄化槽汚泥排出量



区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
排出量 (kL/年)	し尿	3,003	2,875	3,015	2,668	2,338
	浄化槽汚泥	5,074	3,686	4,157	4,666	4,449
	合計	8,077	6,561	7,172	7,334	6,787
割合	し尿	37.2%	43.7%	42.1%	36.4%	34.6%
	浄化槽汚泥	62.8%	56.3%	57.9%	63.6%	65.4%

5 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制は図表 4-11 に示すとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者により行われています。し尿は 2 社により、浄化槽汚泥は収集・運搬及び清掃を 1 社が兼業して行っています。

▼図表 4-11 収集運搬体制

項 目	し尿	浄化槽汚泥	
区 分	収集・運搬	収集・運搬	清 掃
形 態	許 可	許 可	許 可
業者数	2 社	1 社（兼業）	

6 し尿処理経費

し尿処理経費の推移は図表 4-12 に示すとおりです。

令和 2 年度における処理及び維持管理費（建設改良費及びその他除く）は、し尿 1kL 当たり 7,000 円であり、1kL 当たりの費用は概ね減少傾向となっています。

▼図表 4-12 し尿処理経費の推移

区 分		単位	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
し尿及び浄化槽汚泥	①	kL/年	8,077	6,561	7,172	7,334	6,787
処理及び維持管理費	②	千円/年	106,234	66,537	83,303	56,454	47,744
1kL 当たりの経費	②÷①	円/kL	13,200	10,100	11,600	7,700	7,000

注）1kL 当たりの経費について、100 円未満は四捨五入している。

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査票」

7 生活排水処理に関する課題

本市の生活排水処理に関する問題点・課題は以下のとおりです。

7-1 生活排水処理に関する事項

生活排水処理の向上

- ・公共用水域の水環境への汚濁負荷を低減させるためには、引き続き公共下水道や集落排水処理施設の普及、合併処理浄化槽の設置促進を図り、汚水衛生処理率をさらに向上させていく必要があります。

生活排水処理対策の啓発

- ・本市の水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について広く市民に啓発し、また、発生源（台所等）における汚濁負荷削減対策についても同様に啓発を行っていく必要があります。
- ・合併処理浄化槽の維持管理及び適正処理を図るため、浄化槽の保守点検・清掃等の維持管理について、浄化槽管理者に周知徹底と啓発していく必要があります。

7-2 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事項

適正処理処分体制の維持

- ・し尿および浄化槽汚泥の収集量は、年々減少傾向にあり、公共下水道や農業集落排水処理施設等への接続に伴いさらに減少することが想定されるため、収集量に応じた収集体制を維持する必要があります。
- ・本市では、14 地区で集落排水処理施設にて生活排水の処理を行っていますが、人口の減少に伴い生活排水量は減少しており、下水道等の関連する計画との整合を図ったうえで、生活排水の適正な処理体制を維持する必要があります。

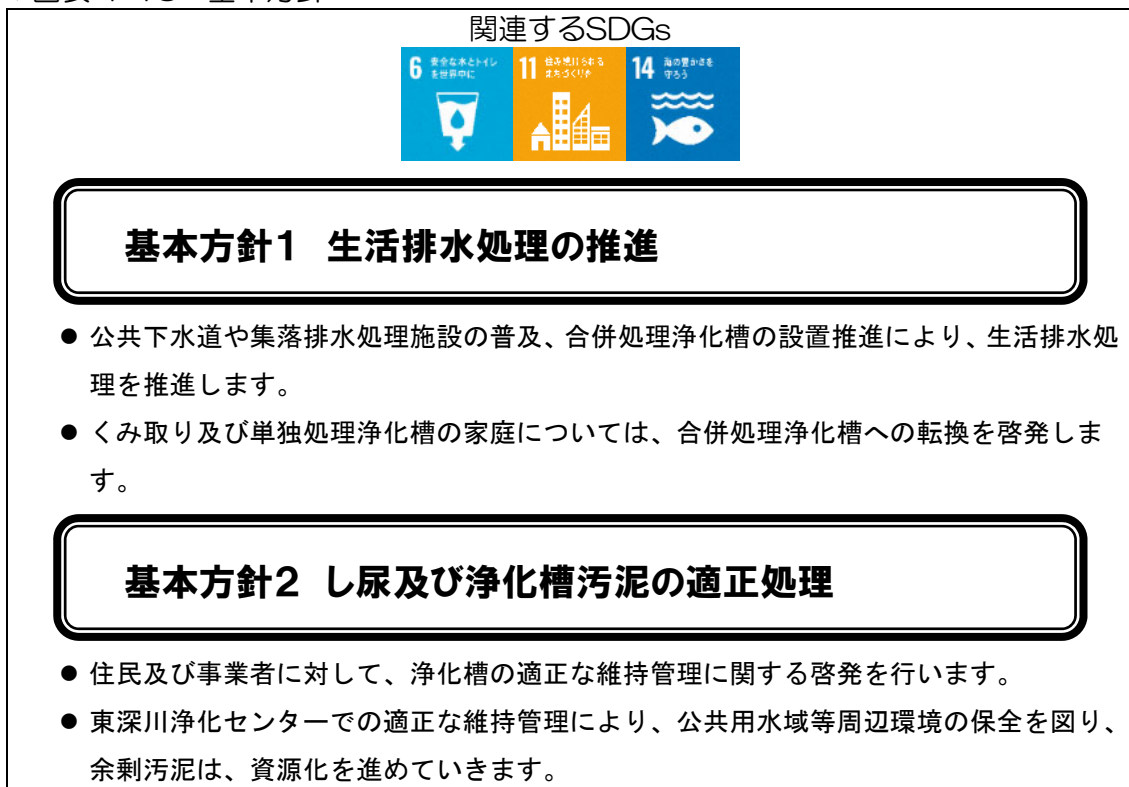
第2節 生活排水処理の目標

1 生活排水処理に関する基本方針

生活排水処理に関する基本方針は図表 4-13 に示すとおりです。

生活排水を適正に処理するため、市民に対して生活排水処理対策の必要性を啓発し、公共下水道、集落排水処理施設の普及、合併処理浄化槽整備の設置推進に努めていくことにより、公共用水域の水質保全を図っていきます。

▼図表 4-13 基本方針



2 生活排水処理施設の整備方針

生活排水処理対策の基本として、生活排水処理施設の整備を図るとともに、生活排水処理の必要性について啓発していくものとします。

2-1 集合処理型施設の整備

人口の密集地域においては、公共下水道の整備を図るとともに、人口密集地から離れ、かつ一定規模以上の一団の集落については、集落排水処理施設による整備を図るものとします。

2-2 個別処理型施設の整備

人口密集地から離れた集落・家屋については、合併処理浄化槽による処理を推進します。くみ取り家庭や単独処理浄化槽の設置者については、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換の指導等を行っていくものとします。

3 処理主体

本市における生活排水の処理主体は、図表 4-14 に示すとおりです。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市が許可した業者が行っています。

▼図表 4-14 処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市
集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	本市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人

4 処理の目標

生活排水処理の目標は図表 4-15 に示すとおりです。

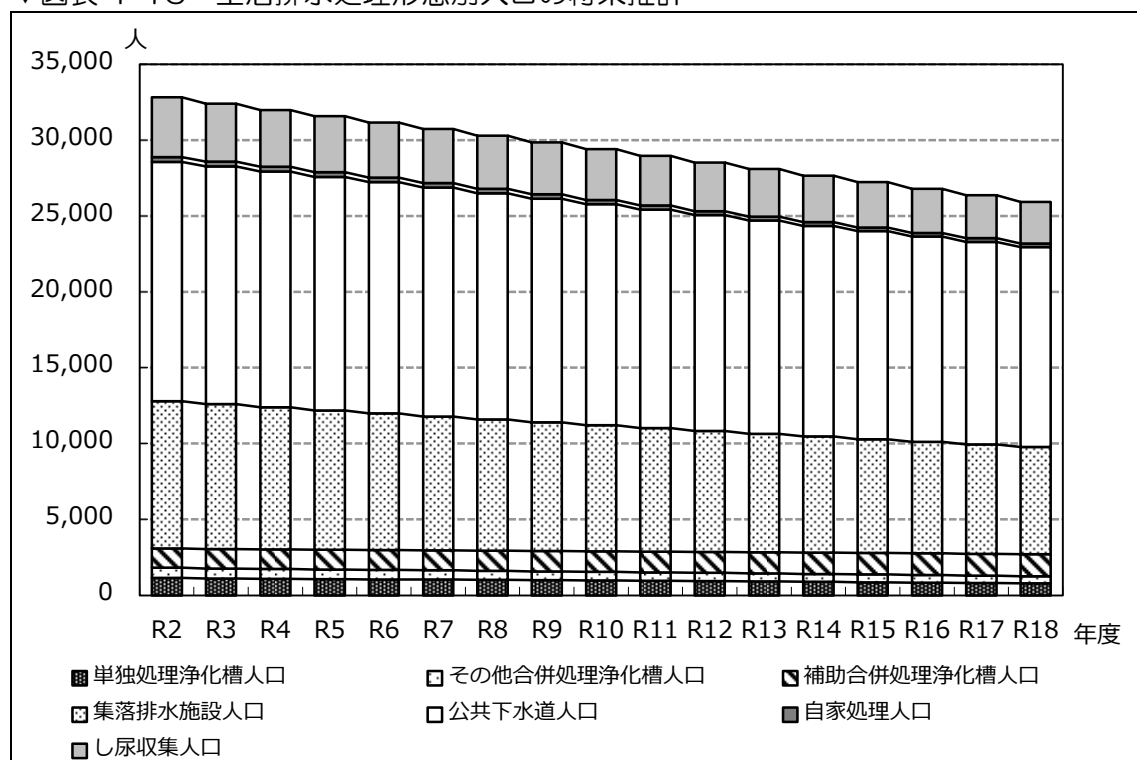
本市の令和 2 年度汚水衛生処理率は 83.5%です。計画目標年度の令和 18 年度の汚水衛生処理率は 85.4%を目標とします。

▼図表 4-15 生活排水処理の目標

区 分	令和 2 年度 (基準年度)	令和 13 年度 (中間目標年度)	令和 18 年度 (計画目標年度)
汚水衛生処理率	83.5%	84.7%	85.4%

注) 汚水衛生処理率＝（公共下水道人口＋集落排水処理施設人口＋合併処理浄化槽人口）／行政区内人口

▼図表 4-16 生活排水処理形態別人口の将来推計



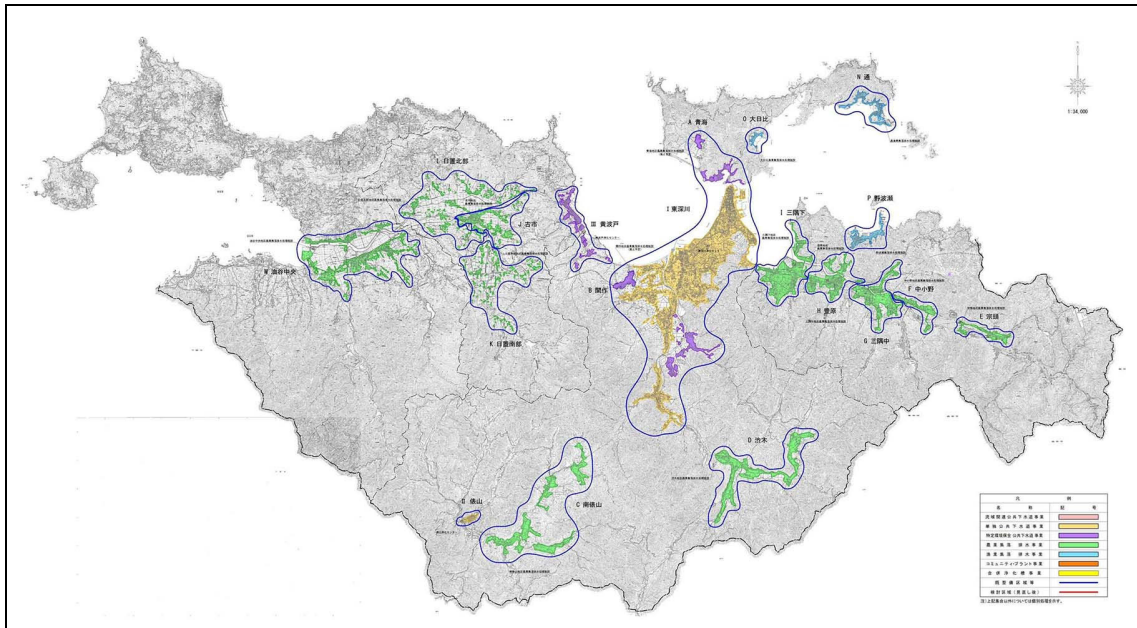
第3節 生活排水処理の計画

1 生活排水処理区域

生活排水処理区域は図表 4-17 に示すとおりです。

集合処理施設である公共下水道、集落排水処理施設以外の区域は、合併処理浄化槽の設置について普及啓発等を行っていきます。

▼図表 4-17 生活排水処理区域



2 生活排水処理施設の整備

2-1 公共下水道整備

本市の公共下水道は、概ね事業が完了しています。今後は、市民に対して、下水道への接続について普及啓発等を行い、水洗化の推進を図っていきます。

2-2 集落排水処理施設

本市の集落排水処理施設は、農業集落排水処理施設 11 地区、漁業集落排水処理施設 3 地区が整備済みです。今後も市民に対して集落排水処理施設への接続について普及啓発等を行い、水洗化の推進を図っていきます。

2-3 合併処理浄化槽

公共下水道や集落排水処理区域外の生活排水処理を進めるため、生活雑排水の未処理世帯（単独処理浄化槽設置世帯、くみ取り世帯、自家処理世帯）に対し合併処理浄化槽への転換を図るため、「長門市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」により、合併処理浄化槽設置者への補助を行っていきます。

第4節 し尿及び汚泥の処理計画

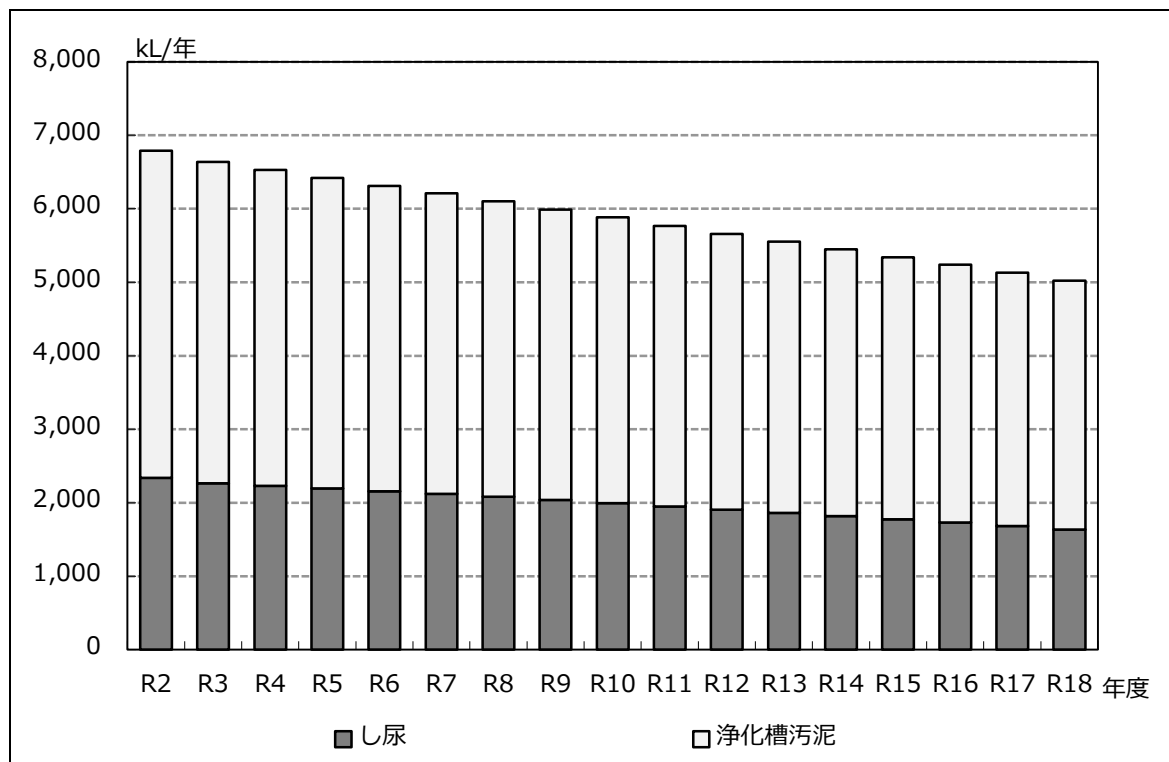
1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量等の見込み

し尿及び浄化槽汚泥の排出量等の見込みは図表 4-18 に示すとおりです。

本市において処理するし尿及び浄化槽汚泥の排出量は、処理対象人口の減少により令和 18 年度には、し尿 1,635kL、浄化槽汚泥 3,387kL と見込まれます。

▼図表 4-18 し尿及び浄化槽汚泥の排出量等の見込み

処理施設の種類	単位	令和 2 年度 (基準年度)	令和 13 年度 (中間目標年度)	令和 18 年度 (計画目標年度)
し尿	kL	2,338	1,862	1,635
浄化槽汚泥	kL	4,449	3,690	3,387
合計	kL	6,787	5,552	5,022



2 再資源化計画

現在、有効利用しているセメント原料化については、継続して行っています。

3 収集運搬計画

収集運搬方法は、現行どおり許可業者によるバキューム車で行い、し尿と浄化槽汚泥を分けて収集します。

本市では、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者が行っています。今後も引き続き許可業者による収集・運搬を行っていきます。集合処理施設の供用及び浄化槽の整備により変動する、し尿や浄化槽汚泥の排出量を注視しつつ、安定した収集運搬体制を維持していきます。

収集運搬量の見込みは図表 4-19 に示すとおりです。

▼図表 4-19 収集運搬量の見込み

処理施設の種類	単位	令和 2 年度 (基準年度)	令和 13 年度 (中間目標年度)	令和 18 年度 (計画目標年度)
し尿	kL	2,338	1,862	1,635
浄化槽汚泥	kL	4,449	3,690	3,387
合計	kL	6,787	5,552	5,022

4 中間処理計画

東深川浄化センターでは、各地区のし尿、単独処理浄化槽汚泥、合併処理浄化槽汚泥及び集落排水汚泥の一部を処理していきます。集落排水汚泥のうち、通地区、大日比地区、渋木地区以外の汚泥については、民間委託にて処理していきます。

5 最終処分計画

東深川浄化センターで、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行った後の汚泥についてもセメント原料化しています。今後もセメント原料化を継続して行なっていきます。

6 災害廃棄物対策

災害時に避難場所等で発生するし尿等は、「長門市災害廃棄物処理計画」に従い、適正処理を行います。必要に応じ、県、(公社)全国都市清掃会議及び関係業界団体を通じて近隣市町、関係業者へも応援を依頼するなど、関係機関との連携を図ることにより、災害時においてもし尿等の収集運搬等を迅速かつ円滑に行うための体制の構築を行っていきます。

「長門市災害廃棄物処理計画」については、本市ホームページ等に掲載し、市民への周知を図ります。また、平時からの市民意識向上のため、災害廃棄物の処理方法等の情報発信に努めます。

第5節 その他の計画

1 市民に対する広報・啓発活動

本市では、公共下水道事業や集落排水事業、さらには合併処理浄化槽整備に対する補助事業が進められていることから、公共用水域の水質が保全されることが期待されます。

しかし、この水質の保全は、整備された公共下水道や集落排水処理施設への接続、さらに、合併処理浄化槽の設置など、住民の協力等があって初めて達成できます。また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理が行われないと逆に水質悪化を招く恐れもあります。

よって、公共下水道整備地区や集落排水処理施設整備地区では早期の接続、その他の地区では合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽からの転換について、さらに、合併処理浄化槽の定期的な保守・点検、清掃及び定期検査の実施について、市民、事業者、さらには清掃業者に対し、啓発・指導等を行い、その徹底に努めるものとします。

2 施策推進体制と諸計画との調整

本市における公共下水道計画、集落排水処理施設整備事業計画等、地域の生活排水関連施設整備計画との整合を図り、これらの計画の見直しがあった場合は、本計画への影響等を整理・検討し、必要な計画見直しや対策を講じていくものとします。

長門市一般廃棄物処理基本計画
令和 4 年 3 月発行
長門市 市民生活部 生活環境課
〒759-4192
山口県長門市東深川 1339 番地 2
TEL : 0837 (23) 1249
FAX : 0837 (23) 1135